



日本女子大學校の過去現在及び將來

日本女子大學校の過去現在及び將來

# 日本女子大學校の過去現在及び將來

## 目次

### 第一篇 過去の閃光

#### 第一章 設立の由來……………一

第一節 決心の機會……………一

第二節 決心の實現……………三

第三節 國是と女子教育の方針……………三

第四節 米國遊學……………四

#### 第二章 設立の準備……………五

第一節 「女子教育」の著述……………五

第二節 同情者と助力者……………五

第三節 發起人……………七

第四節 設立の發表と資金の募集……………九

第五節	創立委員	一〇
第六節	設立地の變換	一一
第七節	開校の決議及び準備	一三
第三章	設立の趣旨	一四
第一節	設立の理由	一四
第二節	女子教育上の主義方針	一五
第三節	組織及び學科の程度	一七
第四節	女子高等教育の辨護	一八
第五節	教育上注意を拂ふべき要點	一九
第四章	設立當時の狀況及び其後の發展	二〇
第一節	開校式の狀況	二〇
第二節	地所及び建物	二〇
第三節	開設したる學部及び入學生徒數	二一
第四節	教員及び職員の数	二二
第五節	開校當時の教職員の姓名	二三



第六節	開校當時の生徒の府縣別	二四
第七節	皇后陛下の御下賜金	二七
第八節	精神的及び經濟的困難	二八
第九節	校風の養成	三〇
第十節	櫻楓會の誕生	三二
第十一節	開校後の發展	三三
<b>第二篇 現在の一瞥</b>		
第一章	本校教育の目的	四二
第一節	本校教育の大方針を設定したる理由	四二
第二節	三大方針の意義	四六
第二章	本校教育の主義及び方法	五一
第一節	本校教育の主義	五一
第二節	本校教育法の主義	五三
第三節	知育の主義	六〇
第四節	德育上の主義	六四

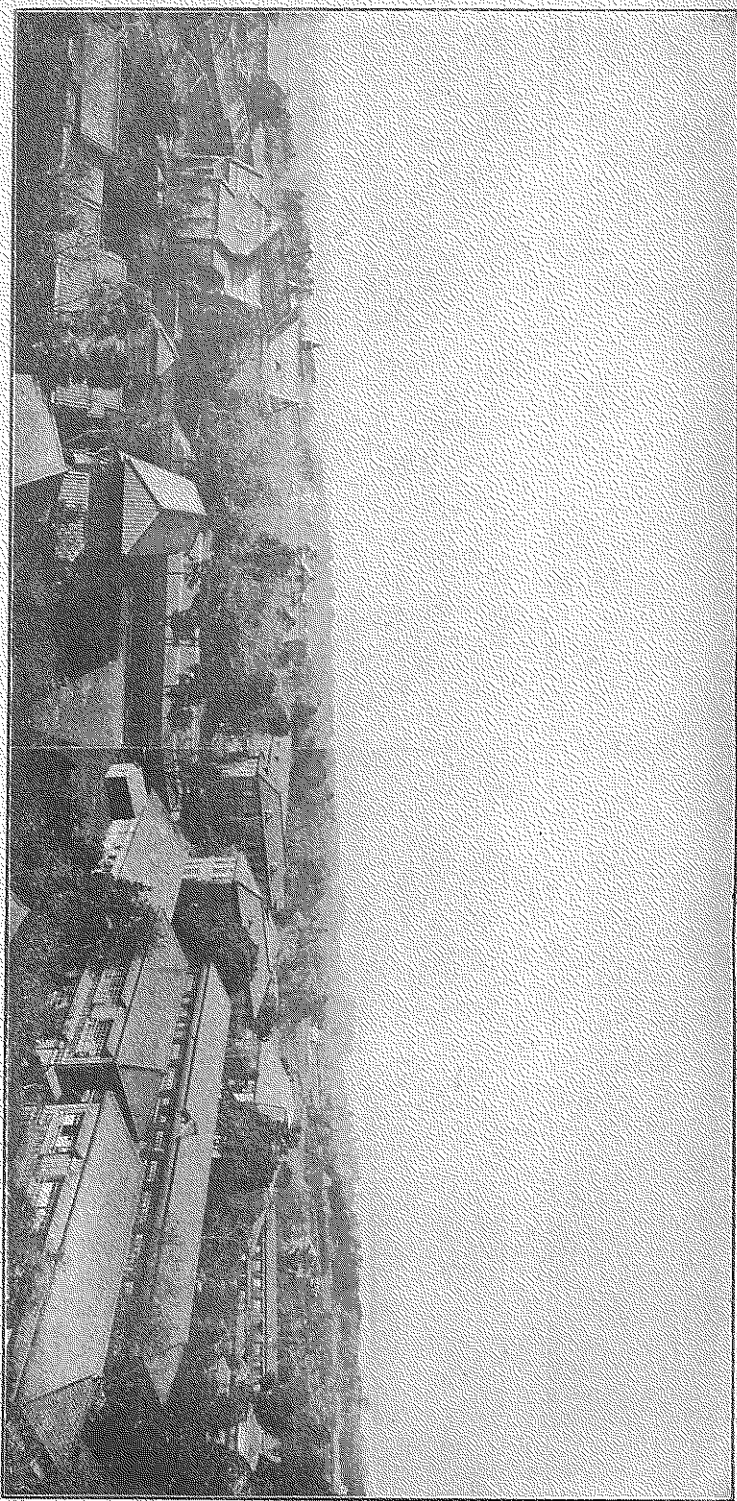
第五節	體育上の主義	六八
第六節	漸進主義の教育	六九
第三章	評議員及び教職員	七〇
第一節	財團法人としての本校評議員	七〇
第二節	教職員	七一
第四章	本校全體の編制	七六
第一節	現時開設の學部及び附屬校	七七
第二節	文部省の特典學科	七八
第三節	四學部の特色及び學科目の種類	七九
第四節	大學部各學部本科豫科及び附屬校の學科課程及び授業時間配當	八一
第五節	選科生の選修科目	九五
第六節	研究科の科目	九五
第七節	科外科目	九六
第五章	入學退學及び休學の規定	九七

第一節	入學の規定	九七
第二節	及落及び卒業の規定	一一六
第三節	退學及び休學の規定	一二七
第六章	寮の組織目的及び寮規	一二八
第一節	寮舎の組織及び目的	一二八
第二節	寮規	一一九
第三節	入退寮の規定	一二〇
第七章	在學費用	一二二
第一節	學費	一二二
第二節	寮費及び食料	一二五
第八章	設備	一二六
第一節	地所	一二六
第二節	建築物	一二六
第三節	校舎及び教室	一二七
第四節	寮舎	一二九

第五節	寮舎共同購買會……………	一三〇
第六節	寄附金品……………	一三〇
第九章	生徒の自己教育……………	一四四
第一節	自己教育機關……………	一四四
第二節	毎年度の計畫……………	一四六
第三節	大學各學部生徒の自己教育機關……………	一四九
第四節	高等女學校生徒の自己教育機關……………	一六六
第五節	寮生の自己教育機關……………	一六八
第六節	生徒の自己教育の心得……………	一七五
第十章	櫻楓會の現状……………	一七六
第一節	本會の目的及び組織……………	一七六
第二節	本會の事業……………	一八二
第三節	櫻楓會補助團……………	一八七
第三篇	將來の希望……………	
第一章	希望の三方面……………	一九一

第一節	追想と豫想……………	一九一
第二節	三方面の希望とその輕重……………	一九二
第二章	第一方面の希望……………	一九三
第一節	内容の充實……………	一九三
第二節	設備の完成……………	一九四
第三章	第二方面の希望……………	一九八
第一節	二種の新設事業……………	一九八
第二節	新學部の増設……………	一九八
第三節	分校の創立……………	二〇一

日本女子學校鳥瞰圖



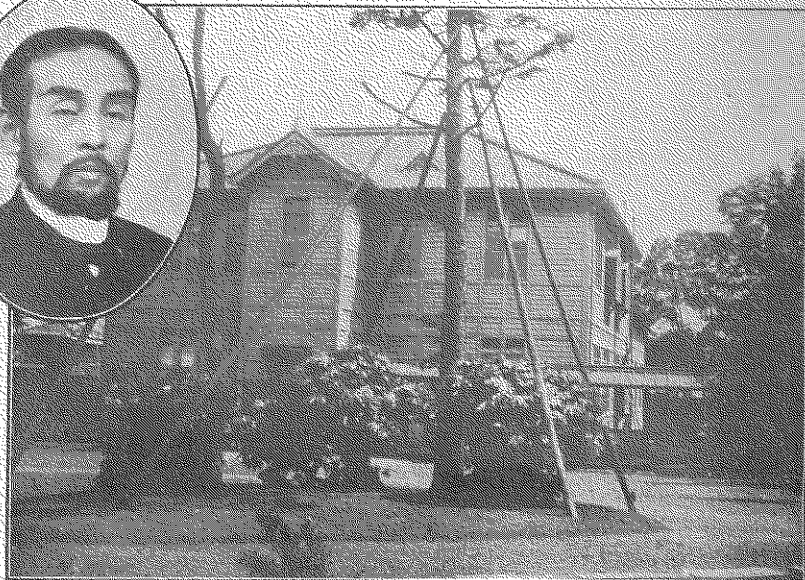


門 正

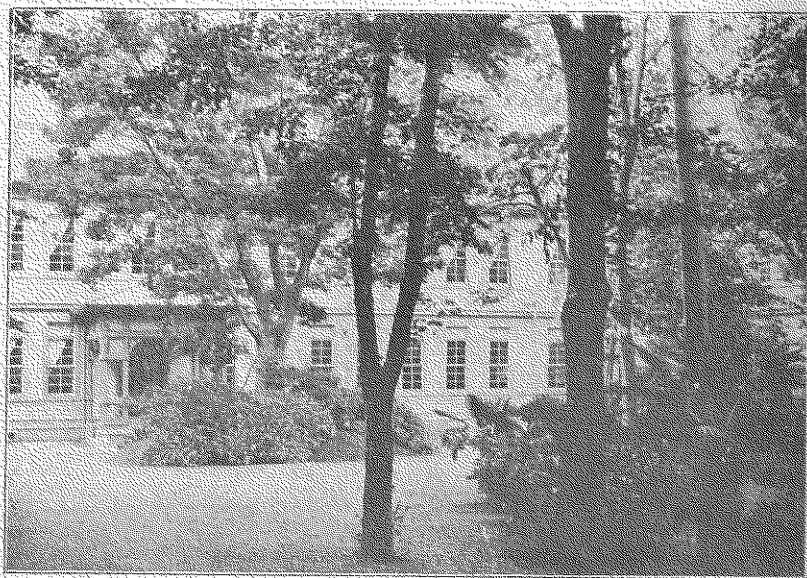


館明豐と館書圖明豐





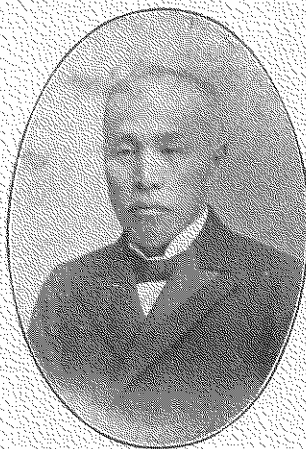
香雪化學館之藤田傳三郎氏



支 關



大隈重信 評議員



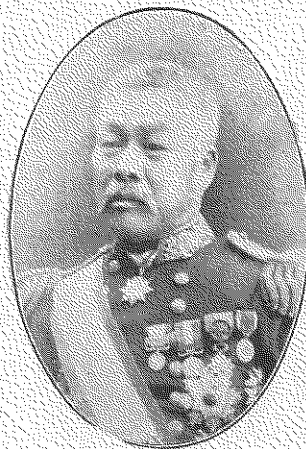
土井三郎 評議員



峰實茂 評議員



樺山資紀 評議員



岡部長職 評議員



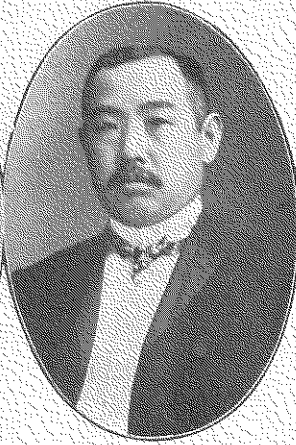
大倉孫兵衛 評議員



員議評  
男 田保久



員議評  
氏衛兵吉井村



員議評  
氏平龍山村



員議評  
男 門衛石剛八井三



員議評  
男 房治富北



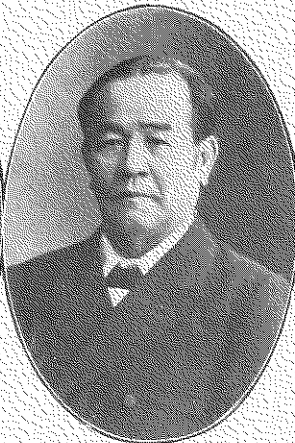
員議評  
侯 寧公寺園西



員議評  
氏子淺岡廣



員議評  
男一榮澤澁



員議評  
氏助郎三井三



員議評  
氏門衛左吉友住



員議評  
氏門衛左市村森



員議評  
氏榮實頼廣





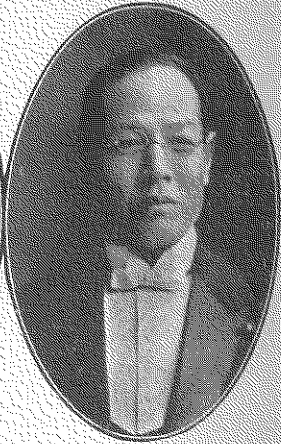
評議員  
故岩倉會員定公



發起人  
故伊藤孫博文公



評議員  
廣海三郎氏



創立委員  
土方久元伯



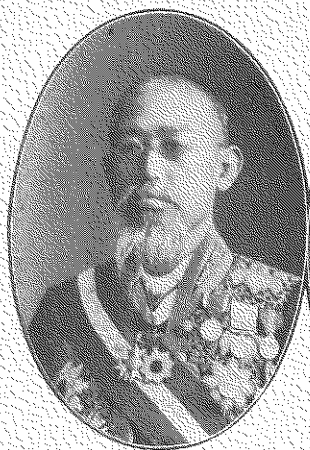
創立委員  
原六郎氏



評議員  
故岩崎彌助男



員委立創  
男次新辻



員委立創  
氏章親崎高



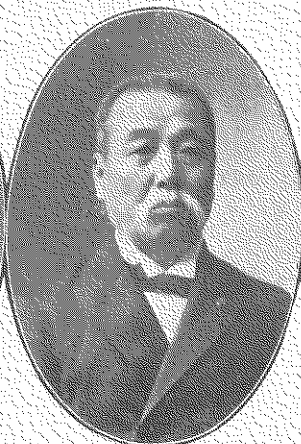
員委立創  
兵郎五治納嘉



員委立創  
氏雄達本山



員委立創  
氏郎吉武崎野



員委立創  
男勝忠海内故



員委立創  
氏二侃池菊



員議評  
氏謙惟鳥兒故



員委立創  
公應篤衛近故



人起發  
氏平空瀨廣



員委立創  
氏郎五信岡廣故



員委立創  
氏保高井三





監學  
氏藏正生廬

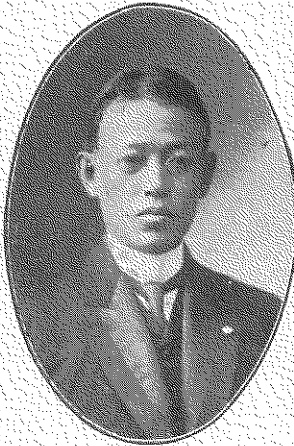


長教  
氏藏仁瀬成



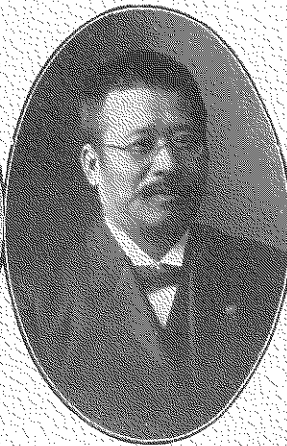
授教學物植

クイア、アマ、トラ、チヤ  
氏助他部服



授教學文人及文國

氏一矢賀芳士博學文



授教學文國前

氏團頼上井士博學文



授教畫邦  
氏耶二田戶



授教學文國前  
氏宅安川戶



授教史歷邦本  
氏之由野秋十博學文



習字教授  
小野 綱之助氏



禮法教授  
小笠原 清務氏



授教制法  
氏人義田典士博學法

授教史文入史術美  
氏治保塚大士博學文

授教學理生  
氏二藤澤大士博學醫



授教文作  
氏一英邊渡



授教學物動  
氏耶三庄福渡 士博學理



授教史歷邦本前  
氏一精部岡 士學文



漢文教授  
川野健作氏



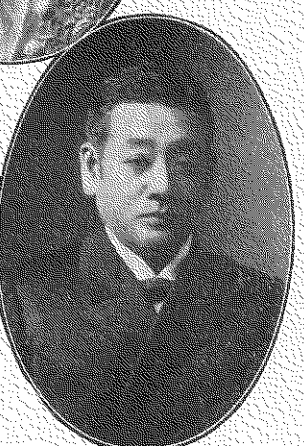
邦畫教授  
川端玉章氏



授教究研童兒  
氏耶三平島高



授教學生衛  
氏助之代千手橋 士博學醫



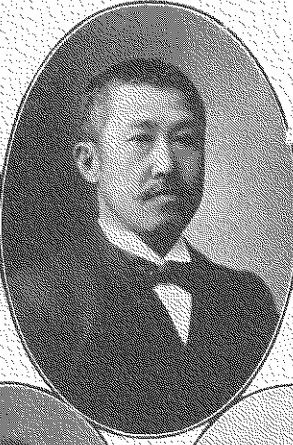
授教學數  
氏童正樺

國文學教授  
武島又次郎 文學士

前英文學教授  
高橋一知 氏

動物學教授  
高倉三郎 理學士

氏



經濟學教授  
文學士 中根敬藏 氏



應用理化、化學教授  
理學博士 長井長義 氏



西洋史、英語教授  
マリア、ブオ、リタスマ  
氏 勳 田村

前英語教授  
村井知至 氏

和歌教授  
中島歌子 氏

前英語教授  
シムズ アブミ



西洋人文史教授  
浮田和民氏



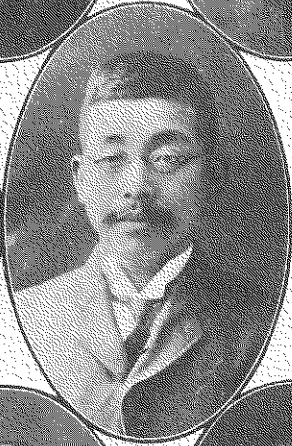
西洋人文史教授  
川村堅固氏 文士



前英文學教授  
民過井柳氏



植物學教授  
助俊草野氏



前心理學教授  
松本亦太郎氏 文士



英文學教授  
松浦政泰氏



西洋畫教授  
松井昇氏



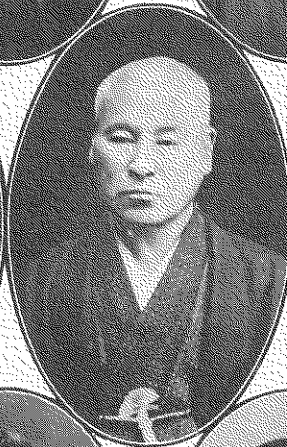
授教學理心  
氏吉友來福 士博學文

授教史洋東史邦本  
氏平繼岡藤 士學文

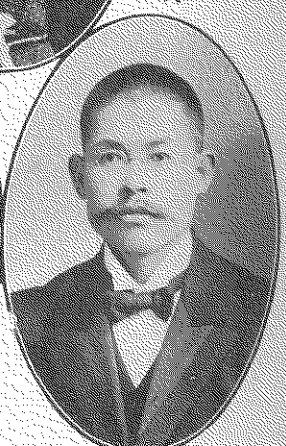
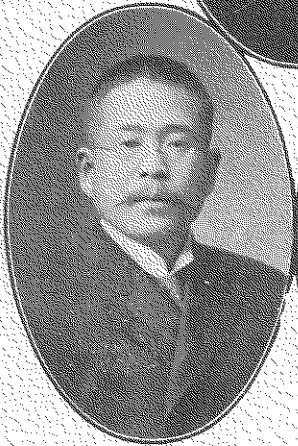
授教語英  
スブツリイノ、ス。



物理學教授  
後藤 牧 大 氏



國文學教授  
文學博士 故小杉 福 郎 氏



授教藝圖  
氏郎太祐木々佐 士學農

授教語英  
シバズアノ、ミ

授教學理物  
氏藏 耕 藤 近

授教學育教  
氏古比武本湯



授教學文英語英  
少トア、ブオ、トラスマ  
氏太武能本岸



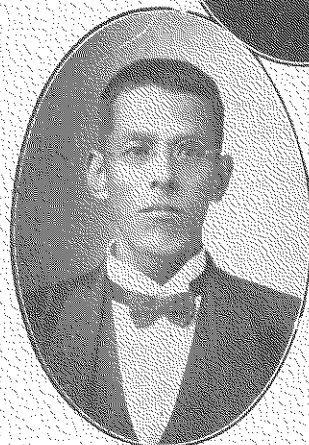
授教學文國前  
氏辭正村木士博學文



衛生學教授  
醫學博士 三宅 秀氏



前漢文學教授  
三輪田眞佐子氏



授教授體  
氏郎矩規井白



授教授法授教  
氏英利田篠



授教學文國前  
氏子龍宅三

授教學文英語英

ツイブ、ブオ、イラエチバ

氏祐重田島

授教學文國前

氏男正井鹽士學文

授教學文國

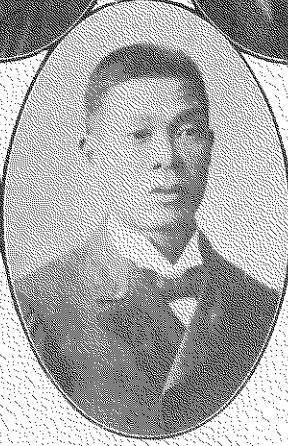
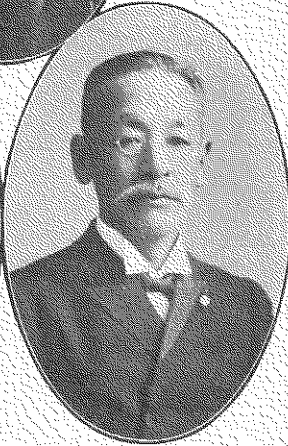
氏茨村下士學文



礦物學教授  
理學博士  
神保小虎氏



國文學教授  
文學博士  
關根正直氏



授教學數

氏隆福水千士學理

師教托囑理料洋西

氏吉鐘邊渡

師教托囑道茶

氏恒浦松



師教托囑曲琴  
氏久左藤佐



師教托囑花生  
氏茂文島兒



師教托囑理料本日  
氏子菊堀赤



小學校主事  
文學士 河野清丸氏



習字教授  
中何梅太郎氏



計會  
氏方幹澤芹



務庶  
氏郎治敏岡片

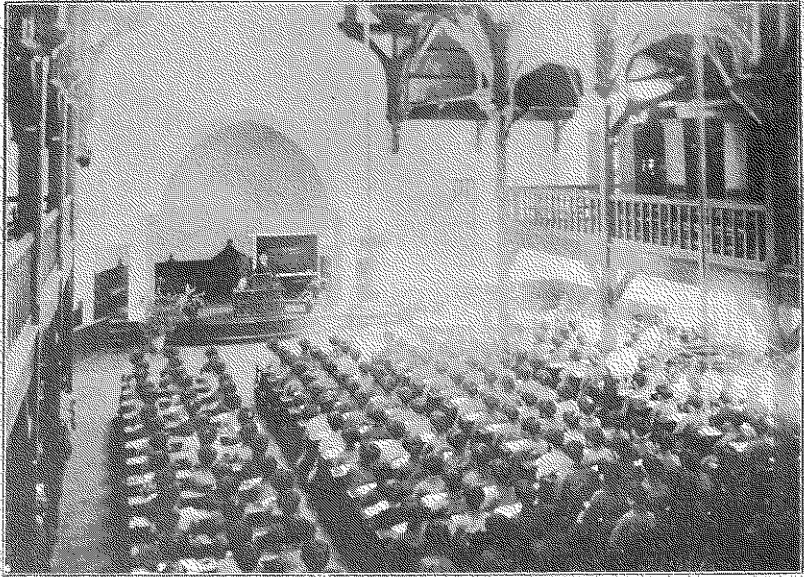


事幹  
氏郎大茂堀

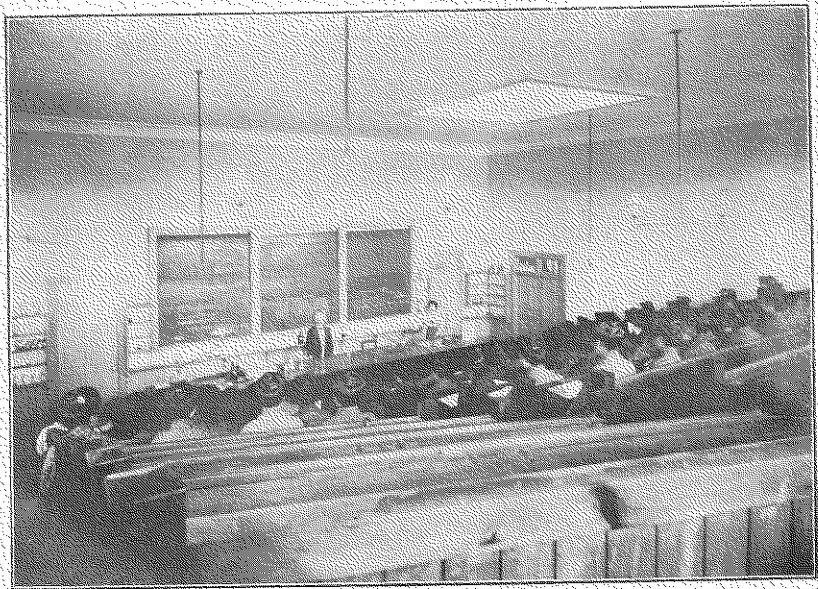


教 監 家 仙 女 子 團 員 諸 氏

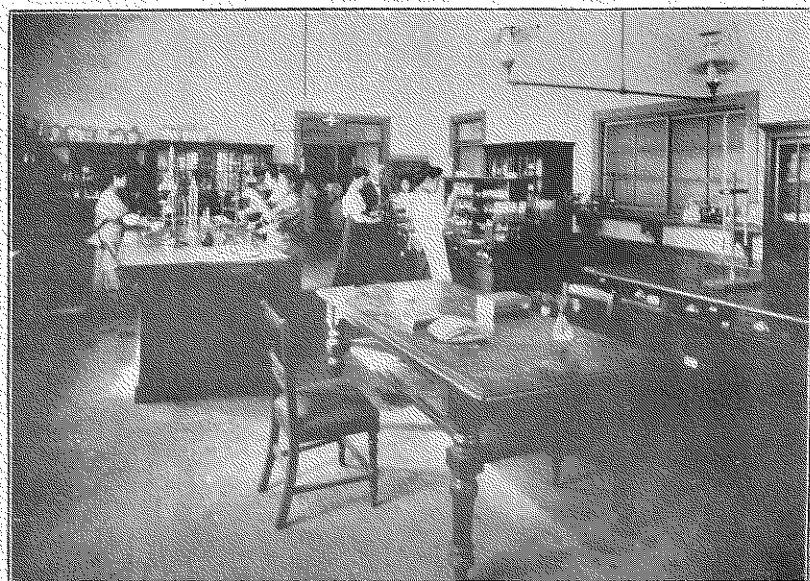




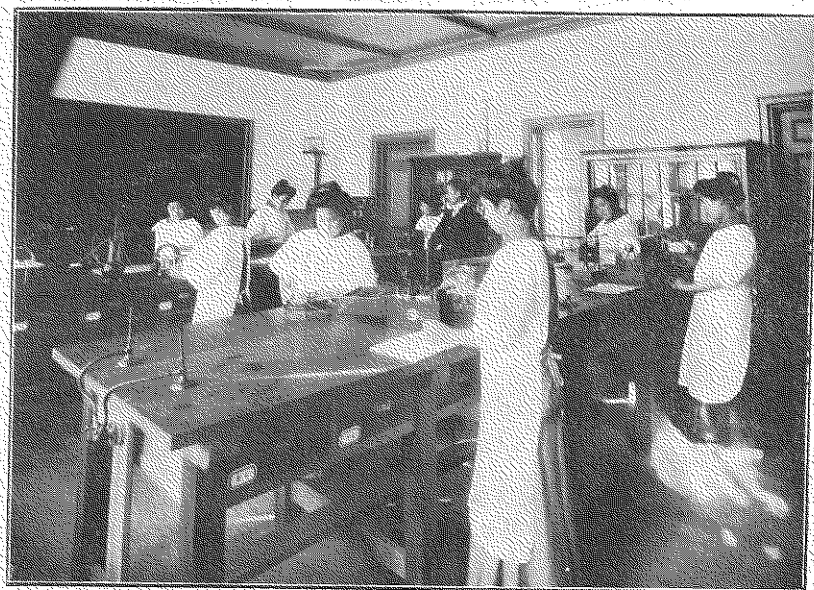
講堂に於ける校長の實踐倫理



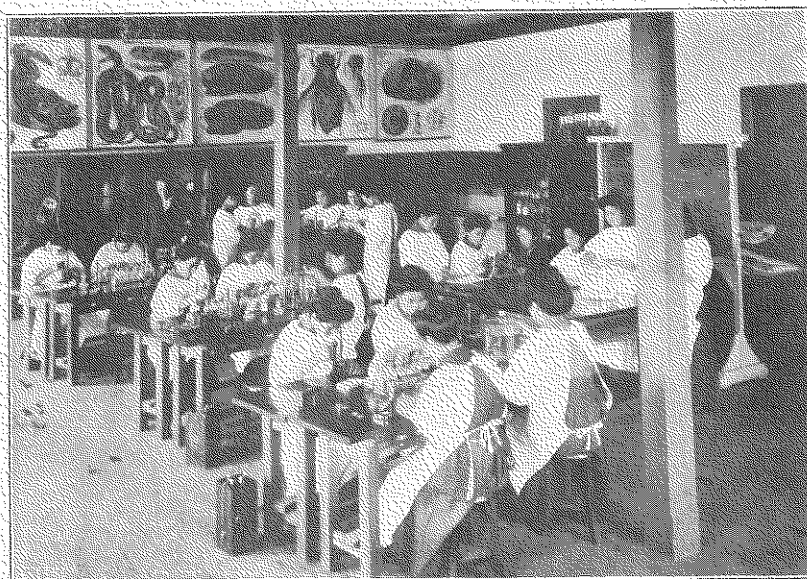
化學講義室



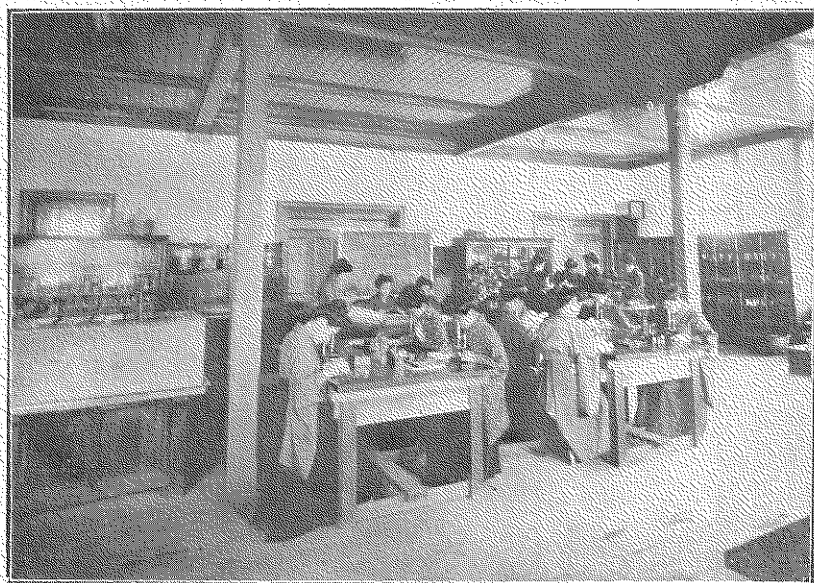
家 政 學 部 生 徒 の 化 學 實 驗



教 育 學 部 生 徒 の 物 理 實 驗 室

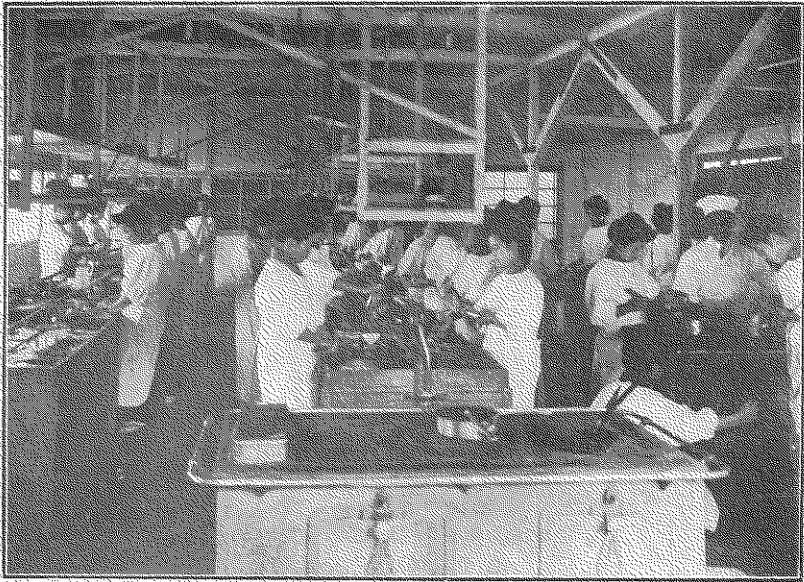


教 育 部 生 徒 の 動 物 物 質 驗



教 育 部 生 徒 の 捕 物 物 質 驗





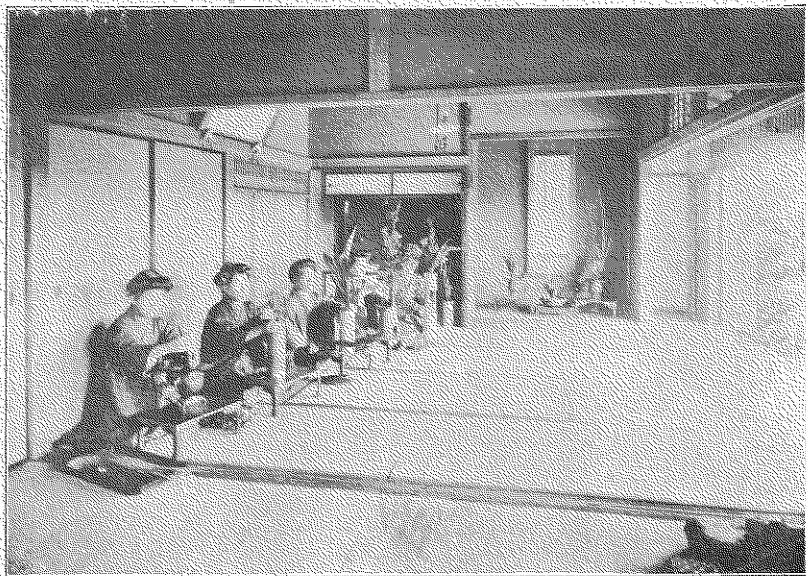
習 實 烹 割 の 徒 生 部 學 政 家



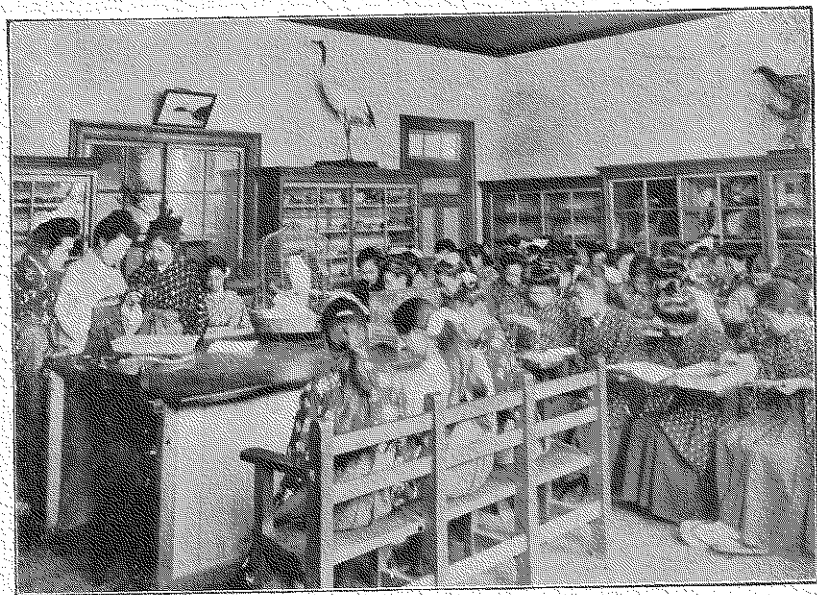
室 教 法 禮



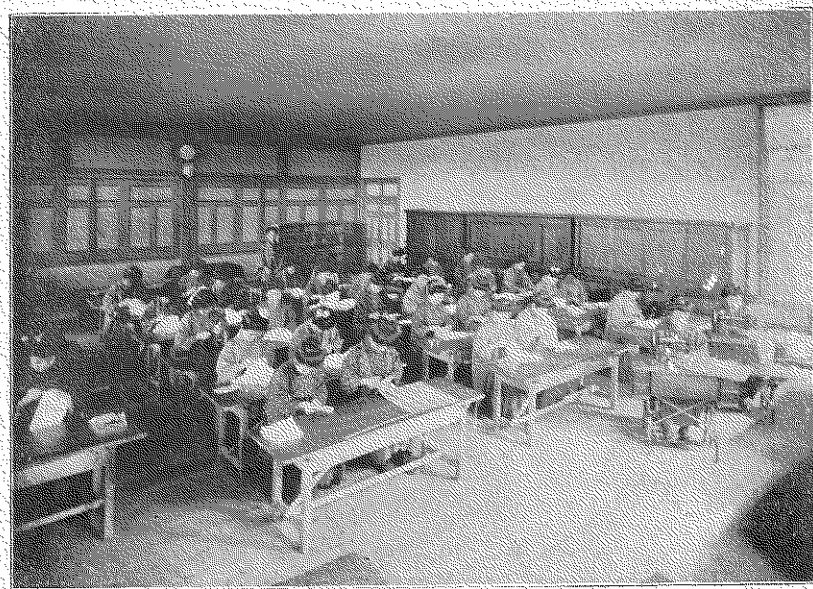
坐 米



古 稽 の 花 生

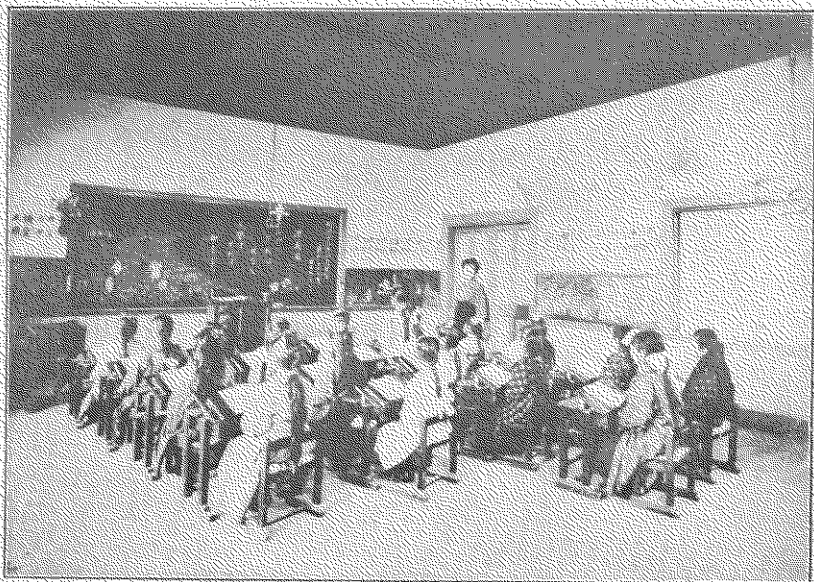


高等女學校動物の教授



高等女學校裁縫教室





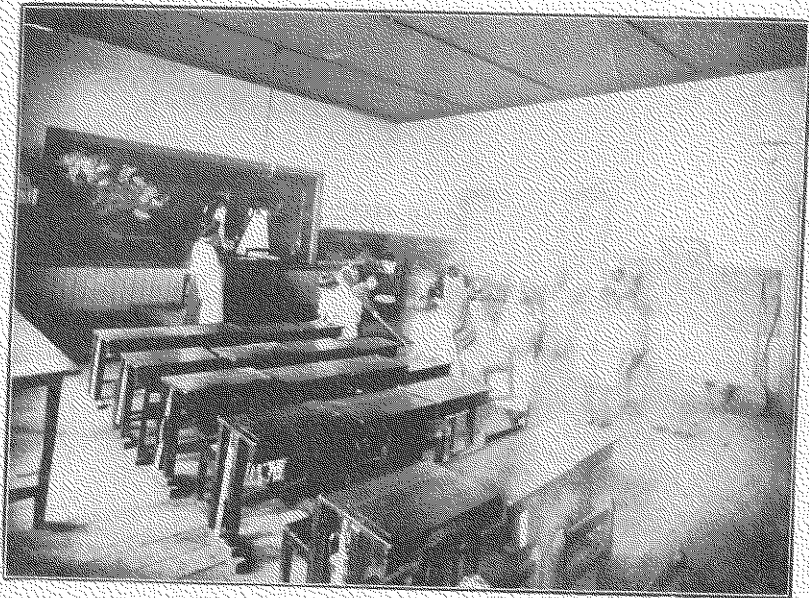
小學校生徒の國語の課業



小學校生徒の粘土細工



（參觀の刈稻究研然自の徒生校學小

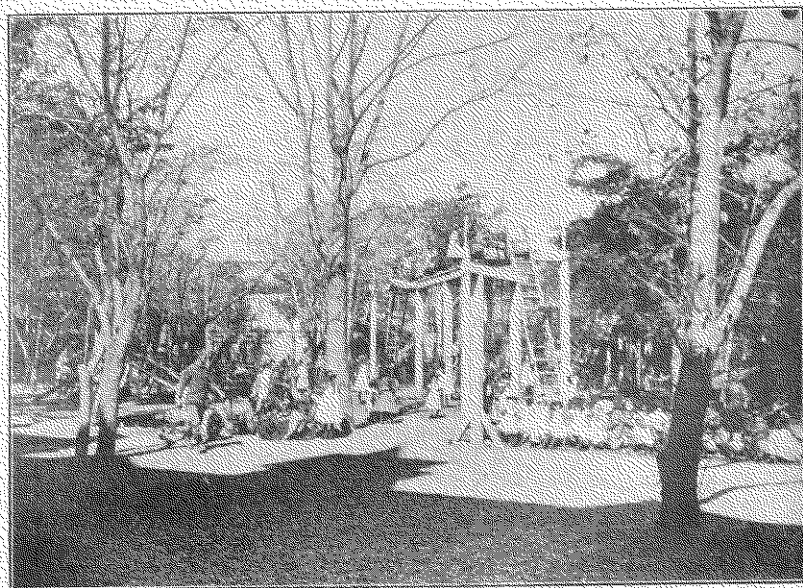


除掃室教の徒生校學小

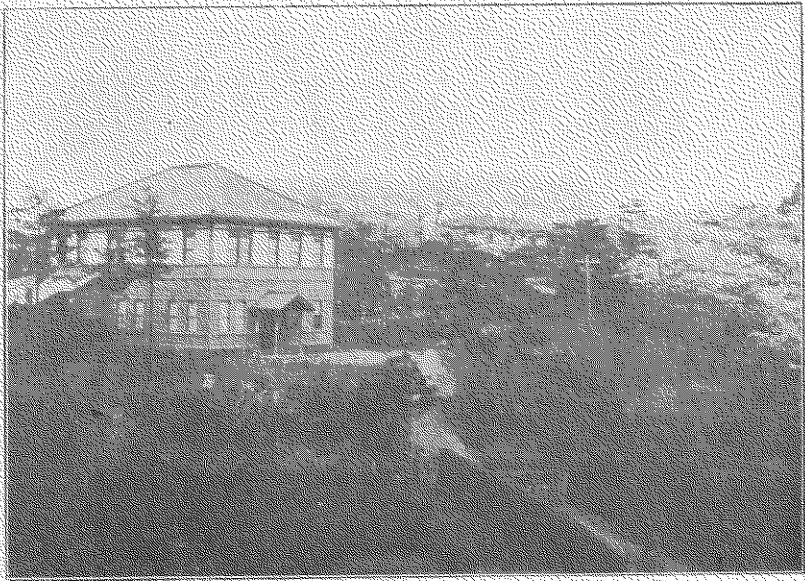




幼稚園の種木遊び



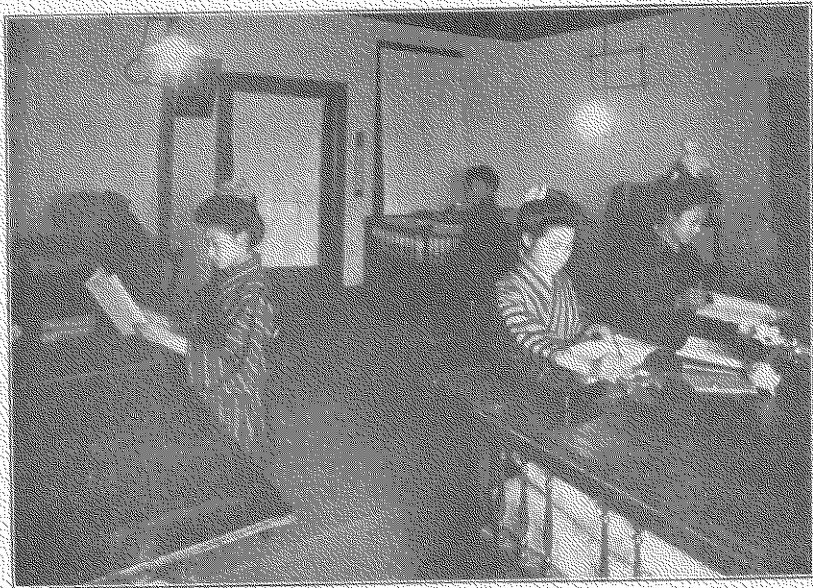
小学校幼稚園の運動場



發 香 晚



修 自 の 生 算

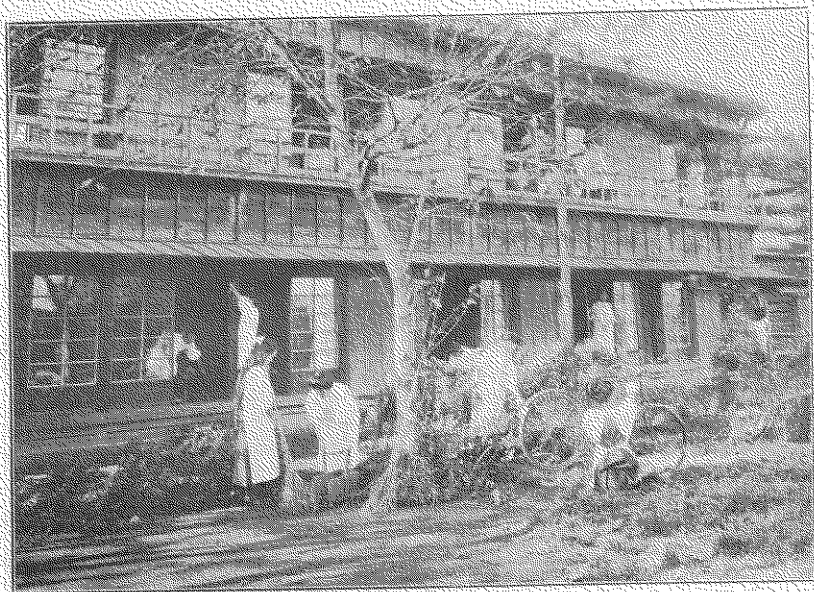


女学生白修の風草

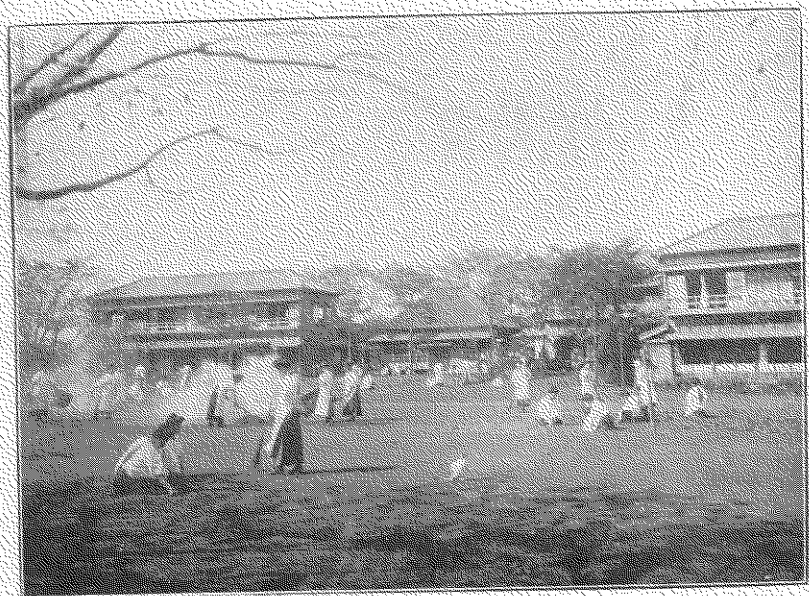


少女の第一





寮生の朝の掃除

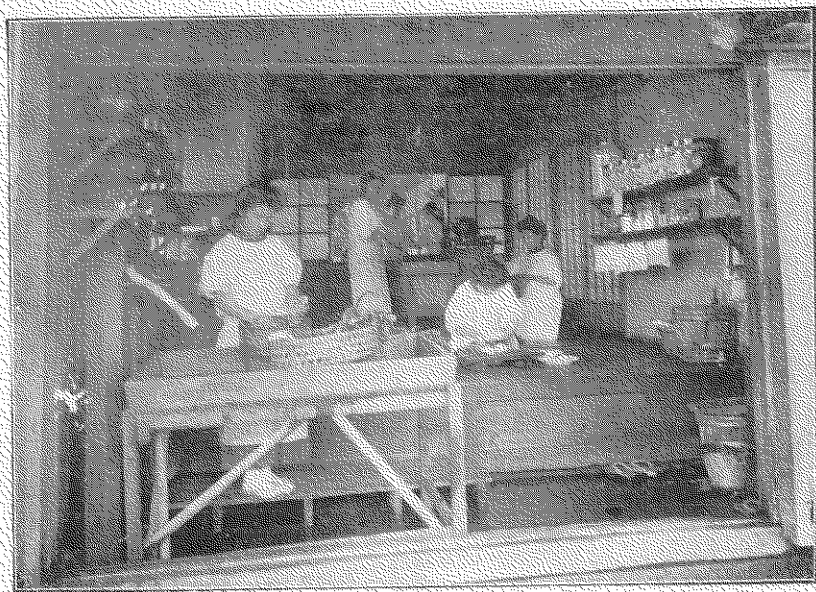


寮生の草取り





習 員 農 民 の 生 産



所 産 會 寮



飯 食 會 社



會 工 手 生 社



祭 籠 の 會 集

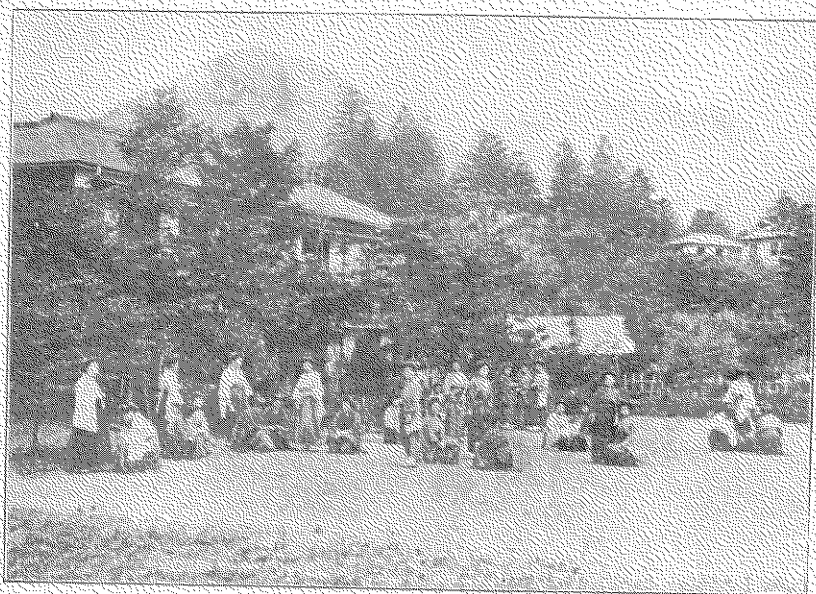


湯 餅 の 會 集



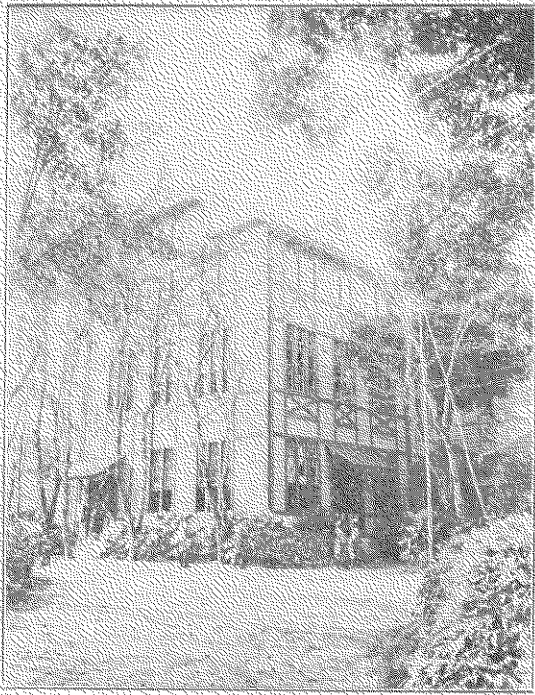


會 覽 場 同 共 會 寮

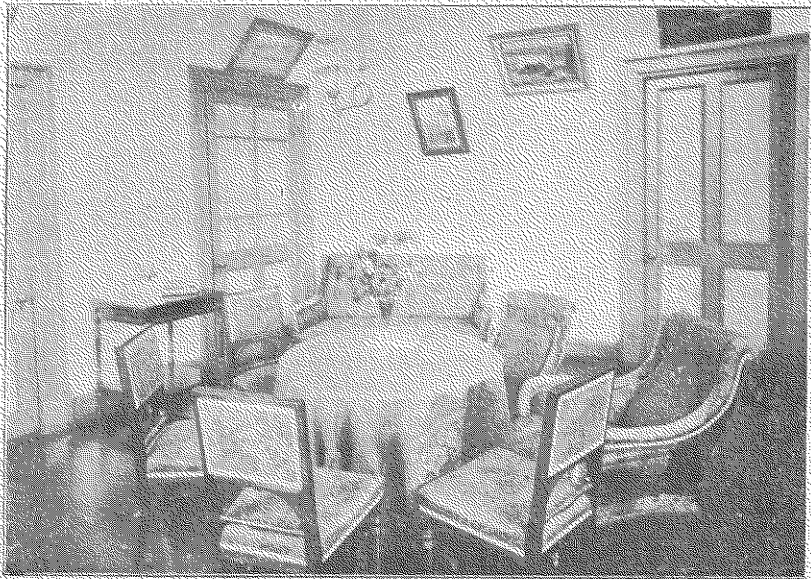


(深 字 夏 澤 井 輕) 寮 泉 三

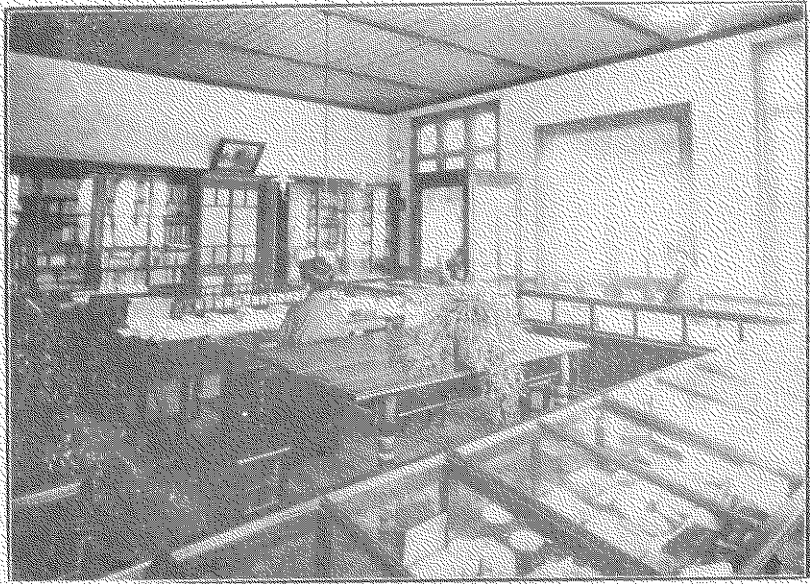




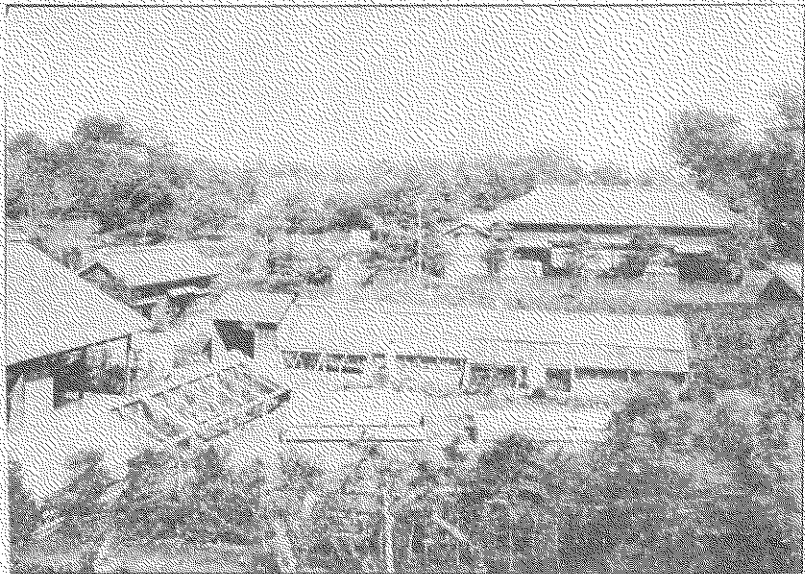
前 庭 樓



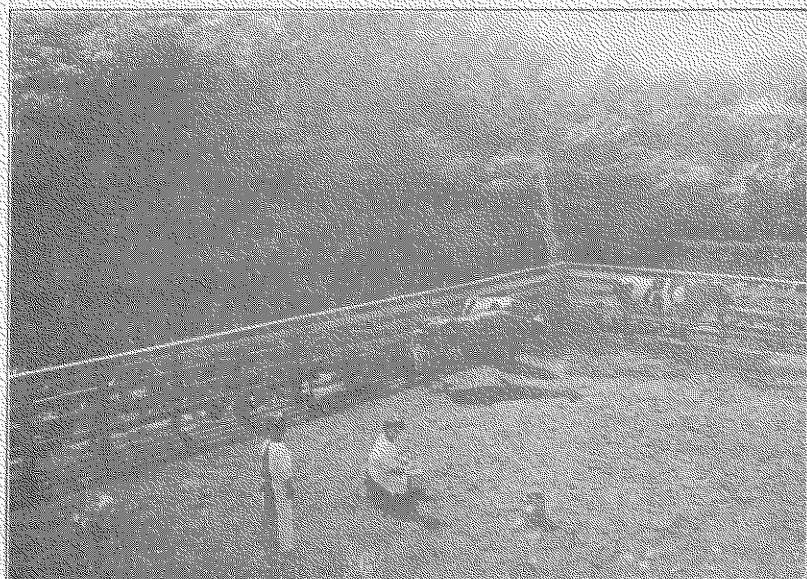
間 客 館 樓



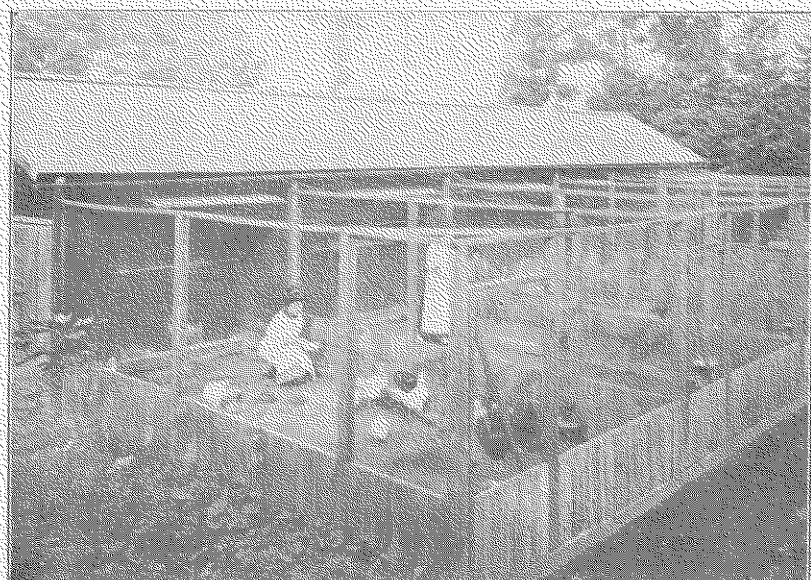
北 洋 商 會 禮 堂



場 院 景



收 場



養 雜 場







# 日本女子大學校の過去、現在、及び將來

## 第一篇 過去の閃光

### 第一章 設立の由來

#### 第一節 決心の機會

凡そ事の成るや、成るの日に成るに非ずして、必らずや由て來る所あり。我日本女子大學校の設立の如きも、亦實に然りとす。今を距ること正に三十有五年前、英國に於ては、ケムブリッジのニューナム女子大學が開設せられ、米國に於ては、マサチューセツト州のスミス、ウエレスレーの兩女子大學が建設せられたるの頃、明治九年の秋、眼光爛々たる短身矮軀の一青年あり、神戸の一旅館に宿せり。世は恰も明治創業の際にして、中外多事の秋なりしかば、彼の青年の胸臆も、亦常に憂國慨世の情に充ち、何事をか成して、君の爲め、國の爲め、世の爲め、人の爲め、盡瘁せんと欲し、未だ決する所あらざりき。而してその最も苦心せし所は、如何にせば國家社會の

根本的生命を培養し得べきやといふに在りき。當夕も亦之れが爲め、千思萬考、眠らんと欲して眠る能はざりしが、偶々樓上數人の嫖客あり、酒を被り妓に戯れ、放歌亂舞、三更尙止まず、更に國家社會の安危を念頭に置かざるものゝ如し。是に於てか、彼れが平生機に觸れ折に接して、考へつゝありし疑問たる『誰れか賢き女を見出すことを得ん』の聖句は、此の機會に乗じて、忽ちその心頭に浮び、種々の聯想を喚起し來り、沈思又沈思、幼少よりの自家の實歴見聞と、東西古今、邦家盛衰の史跡に照らして、遂に彼は一大決心をなしぬ。謂へらく『かゝる男子の墮落、風俗の壞亂たるや、亦國民の半數たる女子の無知無力無徳にして、その職責を完ふし得ざるに起因すること尠しとせず。今や内外多事の時に當り、國俗の頽敗此の如し、如何ぞよく國家の隆盛、國民の幸福を完ふするを得んや。されば苟も健全なる國家の發展を圖り、高尚なる同胞の幸福を完ふせんと欲せば、先づ第一に、我日本婦人に適當の教育を授け、その迷夢を覺破し、その性格を高尚にし、その知能を有効にし、以てその天職を果さしめざるべからず。何となれば、國家社會の根本は家庭にして、家庭の中心たり、生命たるものは、女子なればなり。然るに方今我國上下交々利を射るに汲々として、亦一人のかゝる隱微にして、而かも不利益極まるが如き觀ある女子

教育の事業に努力するものあるなし。今日今夜、天余に命ずるに、此の重大なる使命を以てするにあらざるなきを得んや。余微なりと雖も、敢て聊か國家社會の爲め、將に女子の爲め、一身を捧げて、その衝に當らん」と。此の青年を誰れとかする。現日本女子大學校々長成瀬仁藏氏は即ち其人なり。氏時に年甫めて十八。

## 第二節 決心の實現

成瀬氏は直ちに此の決心の實現に着手し、翌年大阪の澤山保羅、前神醇一、今村謙吉氏等同志の士と相謀り、梅花女學校を設立し、後その校長となりぬ。而して該校は今尙關西私立女學校の錚々たるものゝ一として現存す。其後氏年二十七歳の時、當時の縣知事篠崎五郎、裁判所長富田禎二郎、鍵富三作、加藤勝彌、鈴木長藏氏等有志の賛同助力を得て、再び新潟女學校を越後新潟に設立し、之が校長の任に當りぬ。かくて、氏は自ら此等の女學校を設立せしのみならず、各地に女學校の勃興せんことを希望し、獎勵したるは、一は女子の高等普通教育の普及發達を促かすの方便として、一は他日女子の大學教育に進むの準備として必要なるを確信したるに因るなり。

## 第三節 國是と女子教育の方針

今より凡そ二十二三年前に至り、我國の思潮は一變し、從來西洋文化の輸入摸倣に忙殺され、所謂歐化主義なるもの跋扈したる結果、往々我國古來の特長を失ふの恐れあるに想到し、乃ち盛に日本主義なるものを唱道する者、輩出するに至りぬ。此時に當り、日本の國情民俗に適合せざる歐化主義の女子教育も亦大に非難せられ、その反動として、皮相の末技にのみ偏したる女子教育が勢力を占め、人格の養成を等閑に附し去ることゝはなりぬ。是に於てか、成瀬氏謂へらく、『我國の國是たるや、偏狹なる國粹主義の上に築くべからず。さりとして又國家の歴史を無視する歐化主義の上に立つべくもあらず。要は人生の歸趨を明かにし、世界の氣勢に棹しながら、よく我國の特長を發揮し、我邦の使命を完成し、以て人類の發展に貢獻するにあり。女子教育の如きも、亦かゝる國是と歩調を一にして、その方針を確立すべきや、論を待たざるなり、而して女子教育の方針を確立せんとするには、一方には、女子教育の立脚地より、尙深く本邦の過去の歴史と、現在の實狀とを研究し、又他の一方には、參考として、歐米の女子教育の歴史と現狀とを研究せざるべからず』と。

#### 第四節 米國遊學

かくて明治二十三年頃に至り、我國女子教育の趨勢は、愈々氏を驅つて、女子の高



等教育の最も隆盛なる合衆國の學林に遊ばしめ、一方には益々自家の學問修養に勉めしめ、一方には、女子教育の研究に努力せしむることゝはなりぬ。かくて、氏は三年有餘の星霜を研究と視察とに費して、女子教育上、彼我の長短を比較し、國狀の異同を究明し、内外本末を誤らず、舊に泥まず、新に走らず、穩健中正の女子教育主義を確立し、殊に女子高等教育に對して、一大確信と抱負とを懷きつゝ、歸朝せられたるは、正に明治二十七年なりき。

## 第二章 設立の準備

### 第一節 『女子教育』の著述

氏が歸朝せらるゝや、大阪梅花女學校の評議員、氏の教育意見を容れて、再び校長の椅子を與へたるも、意見意の如く行はれず、遂に辭職して、女子大學設立の舉に着手し、その初志を貫徹せんことに決し、それが準備として、明治二十九年『女子教育』と題する書を著述し、女子の高等教育に關する所信と抱負とを披瀝して、之を世に訴へたり。

### 第二節 同情者と助力者

之と同時に、氏は識者を歴訪して、女子大學設立の議を謀り、大阪にては、内海知事、北島控訴院長、住友吉左衛門氏、京都にては、田中源太郎、濱岡光哲氏等、東京にては、近衛公、伊藤公、山縣公、西園寺侯、蜂須賀侯、大隈伯、土方伯、岡部子、澁澤男、兒島氏、久保田男、岩崎家、三井家、森村氏等を初め、朝野に有力なる多數の同情者を得たり。爾來、西園寺侯、大隈伯、澁澤男、三井、住友、森村氏等は、十年一日の如く、深厚なる同情を表せらるゝ上に、多額の資金をも寄附せられ、自家の學校とし、自家の事業として熱心に協力同心、以て本校發達の爲めに經營盡力せられ、其の結果遂に今日の盛況を呈するに至れるなり。されど最初率先して最も深き同情を寄せられ、且つ金錢上の助力を與へられ、設立の舉を完ふするの端緒を開かしめられたるは、實に大和の土倉庄三郎氏と、大阪の廣岡、淺子の兩氏なりとす。然るに成瀬氏が斷然女子大學設立の舉を實行するの決心を確立せしに與かつて大に力ありしものは、時の内閣總理大臣伊藤公爵の深き同情と、有力なる獎勵と、適切なる助言となりき。之と同時に助力者として忘るべからざるは、東京に於ては、竹越與三郎、松村介石、綱島佳吉、村井知至、戸川安宅氏等、大阪に於ては、市原盛宏、宮川經輝、古木虎三郎氏等の舊友なりとす。

當時發起人たることを快諾せられたる方々は實に左の如し。

公爵夫人 伊藤梅子 公爵 岩倉具定

男爵夫人 岩崎早苗子 市島徳次郎

磯野小右衛門 侯爵夫人 蜂須賀隨子

原六郎 濱岡章子

時任爲基 土居通夫

殿村平右衛門 土倉壽子

大西五一郎 公爵夫人 大山捨松子

伯爵夫人 大隈綾子 大森豐子

大倉徳子 伯爵夫人 樺山登茂子

樺山愛輔 川崎芳太郎

子爵夫人 高島春子 田中市兵衛

田村太兵衛 田邊貞吉

成瀬仁藏 村山龍平

男爵夫人 内海千代子 浮田桂造

右近權右衛門

男爵 九鬼隆二

男爵母堂

野崎武吉郎  
山田清子

藪田勘兵衛

侯爵夫人

松方政子

松本濱子

前川楨造

公爵夫人 近衛貞子

鴻池善右衛門

鴻池新十郎

芦田順三郎

侯爵 西園寺公望

菊池侃二

男爵夫人 北畠三枝子

木原忠兵衛

男爵 三井八郎右衛門

三井捨子

男爵夫人 澁澤兼子

芝川又右衛門

澁川忠次郎

伯爵

土方久元

廣瀬幸平

廣海二三郎

廣岡久右衛門

廣岡淺子

森村市左衛門

男爵夫人

周布貞子

砂川雄峻

住友吉左衛門



#### 第四節 設立の發表と資金の募集

かくて頑固なる反對論や、尙早論を辯駁説服し、豫想外にも多數の有力なる同情者を得て、明治三十年四月、帝國ホテルに於て、本校創立披露會を催ふし、初めてその趣旨を天下に公表せり。當時土倉庄三郎氏は開會の趣旨を演じ、内海男は成瀬氏紹介の辭を述べ、近衛公、大隈伯、蜂須賀侯、江原素六氏、島田三郎氏各々本校創立贊助の趣旨を説き、成瀬氏は女子教育振興策と題して、その設立の目的等を辯明せられたり。同年四月、東京に於て、第一回發起人會を開き、近衛公、蜂須賀侯、大隈伯、土方伯、兒島惟謙氏、内海男、周布男、澁澤男、原六郎氏、大倉喜八郎氏、松本重太郎氏、土倉庄三郎氏、廣岡夫人、成瀬氏等相會し、創立の計畫準備等に關して熟議し、創立委員十一名を選定し、故近衛公爵を創立委員長に、北島男爵を同副委員長に、澁澤男爵、住友吉左衛門氏を會計監督に擧げたり。引き續き同年五月には、大阪、同年十月には神戸に於て、有志家を招待して、本校創立の趣旨を披露し、以て世論の喚起に力めたり。同年五月上旬第一回創立委員會を開き、資金募集の件等を協議せり。其後近衛公爵は公務多端の理由を以て委員長を辭せられたるが故に、北島副委員長一時之を兼攝せられしも、大隈伯代つて委員長となられたり。文部書記官兼參事官中川小十郎

及び戸川安宅、麻生正藏の三氏を創立事務幹事に囑托し、大阪及び東京の兩地に創立事務所を開設し、東京に於ては、帝國教育會の好意に依り、その一室を借りて、創立事務所を開設せり。然るに當時恰も日清戰役の後を承け、經濟界の不振其極に達し、暫く資金の募集を見合はずの止むなきに立至れり。されども、女子教育は國家の急務なるにも係らず、一朝一夕にその功を奏し得べきものに非ざるを以て、時運の如何を顧るの暇なしと信じ、遂に創立委員會は斷然資金の募集に着手することに決議したり。

#### 第五節 創立委員

爾來創立委員となり、本校設立に盡力せられ、本校をして今日あるの基礎を築き建てられたる方々は、實に左の如し。

男爵 岩崎彌之助

磯野小右衛門

稻垣滿次郎

伊藤德三

侯爵 蜂須賀茂韶

原六郎

濱岡光哲

土倉庄三郎

伯爵 大隈重信

大倉喜八郎

大三輪長兵衛

子爵 岡部長職

嘉納治五郎

伯爵 樺山資紀

樺山愛輔

川崎芳太郎

田中源太郎

田中市兵衛

田村太兵衛

高崎親章

男爵 辻新次

子爵 長岡護美

成瀬仁藏

村山龍平

男爵 内海忠勝

野崎武吉郎

男爵 久保田讓

山本達雄

藪田勘兵衛

前川楨藏

公爵 近衛篤麿

兒島惟謙

肥塚龍

子爵 秋元興朝

淺野總一郎

侯爵 西園寺公望

男爵 北畠治房

菊池侃二

三井三郎助

三井高保

男爵 澁澤榮一

伯爵 土方久元

工學博士 平賀義美

廣岡信五郎

森村市左衛門

住友吉左衛門

第六節 設立地の變換

元來本校は大阪に設立するの豫定にして、既にその敷地として、大阪城南地高き氣清き處に、五千餘坪の土地を買収したるにも拘らず、教育上の立脚地より見て、先づ第一着に東京に創設するの利便なるを主張する者あるに至り、遂に明治三十三年創立委員會を大阪に開き、滿場一致、先づ第一に東京に創設し、機を見て大阪にも亦設立するの議を決したり。當時來會せられたる委員は、菊地大阪府知事、北島大阪控訴院長、住友吉左衛門、磯野小右衛門、村山龍平、芝川又右衛門、大西堺市長、土倉庄三郎、廣岡淺子、成瀬仁藏等の諸氏なりき。大阪の創立委員、發起人諸氏の間には、當初より本校を日本全國の爲めに創立するの意向ありて、何等地方的感情に左右せらるゝ所なかりしかば、かくも迅速痛快に東京説に賛同決議せられたるのみならず、住友、鴻池、芝川、殿村、村山、磯野、北島等の諸氏を初め、多くの大阪に於ける賛成員諸氏は、奮つて既約の寄附金額を増加せられ、以て本校創立の擧を促進せられたり。



## 第七節 開校の決議及び準備

爾來約三年間、成瀬設立當事者等の諸氏東西に遊説し、南北に奔走して、募金に力めし結果、贊助員は七百餘名に上り、募金額拾五萬圓餘に達し、敷地としては、小石川區目白臺に約五千五百坪の土地を、三井家より寄附せらるゝに至りしかば、明治三十三年四月、創立委員會を開き、愈々翌年四月開校することに決議し、教務委員として近衛公、西園寺侯、蜂須賀侯、大隈伯、内海男、澁澤男、久保田男を舉げ、建築委員として岩崎男、澁澤男、兒島氏、三井三郎助氏、住友氏を舉げ、校舍寮舎の建築、學部學科の編制、教師の招聘等に從事し、開校の準備に着手するに至り、建築監督の任に當られしは、文部省技師久留正道氏にして、清水組及び赤神の兩建築受負師の如きも、本校設立の由來に感じ、或は建築費の上に於て、或は勞力の上に於て、少なからざる同情の實を表せられたり。而して清水組の如きは、爾來今日に至る迄依然として建築ある毎に好意を以て之に従事せらる。

## 第三章 設立の趣旨

### 第一節 設立の理由

『日清の役は宇内を震蕩し、帝國をして世界強國の一たるの實を顯はさしめたりと雖も、是れ單に帝國が世界の舞臺に立て、天の使命を演ずるの開幕たるに過ぎざるのみ。此の秀麗なる山河と、高潔なる歴史とを有する帝國が、その任務を完ふするの前途、尙遼遠にして、遂行すべき事業、打破すべき障礙、尠しとせず、長くも上聖

天子戦後の國家經營問題として、國防、殖産、及び教育の三大事業に軫念を爲させ給ひ、億兆亦聖意を奉體し、鞠躬奮勵、維れ日も足らざるの觀あり。普通教育に於ても、其影響する所、頓に活氣を添へ來りしと雖も、女子教育に至つては、之が發達普及の策を講じ、以て上

聖天子の大御心を奉戴し、下國民の開發進暢を謀る者、寥々乎として聞ゆるなきは、抑も女子の教育するに足らざるが爲め乎、將た又女子教育の結果、目前に顯著たらざるに依り、その必要を認知せざるが爲め乎。兎にも角にも、是れ寔に聖世の大恨事に非ずや。夫れ女子は國民の一半を組織する者にして、そか隱約の間に、社

會に及ばず影響の深且つ大なる、實に豫想の外にあり。されば女子教育の振否は、邦家汗隆の由て岐るゝ所なりと謂つべきなり。是れ吾人が敢て世上の志士に訴へ、茲に日本女子大學校なるものを設立し、女子教育の改善普及を促進し、以て國運振張の一助に供し、國恩の萬分の一を報せんと欲する所以なり。吾人豈に徒らに好んで蛇足を女子教育界に加ふる者ならんや。聊か吾人の確信する所の教育上の主義方針及び方法を實地に應用し、以て日本女子教育の發達を促し、社會の改善に資し、邦家の進運を助けんとするの衷情切なるが爲めのみ。今左に聊か此の主義方針及び方法等の大要を陳述して、吾人の精神の存する所を吐露せん。

## 第二節 女子教育上の主義方針

吾人が實現せんと欲する女子教育上の主義方針は女子を(第二)人間として(第二)婦人として(第三)國民としての三方面より教育するにあり。熟く現今世上に流行しつゝある女子教育なるものを視るに、往々女子を器械視し、藝人視し、従つて眼前實用の知識藝能のみを授け、更に人間たる教育に注意せざるものゝ如し。吾人は信ず、此の人間たるの教育は、常に普通教育の主眼たるのみにあらず、高等教育に於ても、亦最も關心すべき要點なりと。抑も人間たるの教育とは、心身の能力を開展

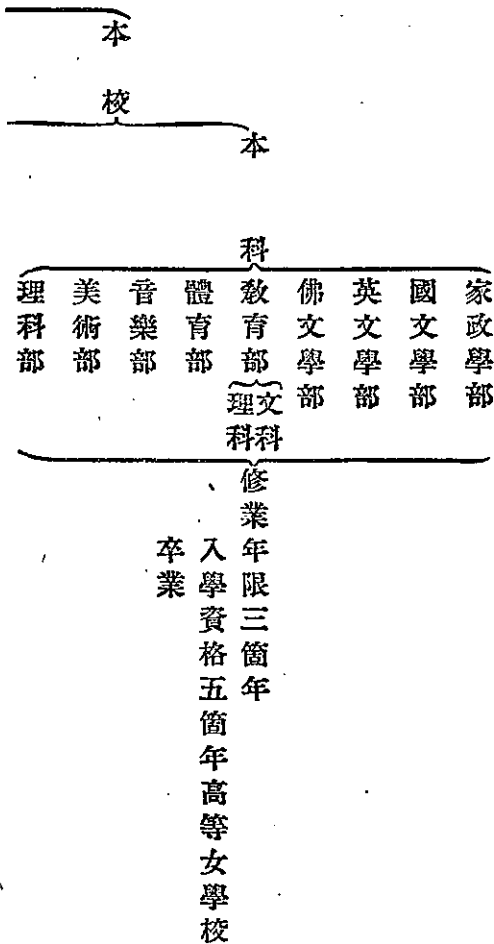
して、圓滿完備の人間とならしめ、器械にあらず、藝人にあらず、高尚有爲の人間となり、如何なる境遇に處し、如何なる職業に従ふも、人間として缺くべからざる人格を養成せしむるをいふ。而して此れ女子教育上必須の要點なりとはいへ、未だ以てその至れるものとなすべからず。心身の構造及び社會の組織上よりして、女子には、女子の盡すべき自然の天職なるものあり。その主要なるものは、即ち賢母良妻たるにあり。然るに此の賢母良妻たるは、決して容易の事に非るなり。試みに日本將來の賢母良妻たる者の資格とすべき要點を擧げんか、高尚の女徳、鋭敏の知力、強健の身體、相應の藝能を備ふべきなり。吾人は之を以て女子の唯一の天職とはいはざるも、殊に此の方面に向つて主力を注ぐ所あらんことを期す。斯くの如く女子に人間たるの教育と、女子たるの教育とを授けなば、女子教育は完成せるものゝ如き觀あるも、是れ又決して然らず。女子も亦國家の臣民なり、宜しく國民たるの觀念を懷き、日本婦人としての特性を發揮すると同時に、日本帝國の盛衰安危は半ば懸つて女子の肩にあるを意識し、假令身は家庭の内にあつて些細の家事に齷齪たるが如きも、その一舉一動、悉く國家の休戚に關するものたるを覺り、常に妻たり、母たるのみならず、國家の一員としての妻母として、その職責を完ふせしめざ



るべからず。

### 第三節 組織及び學科の程度

吾人が創設せんと欲する日本女子大學校の組織は、大要左表の如くにして、その主眼とする所は、下幼稚園より、上大學部、研究科に至る迄、首尾の系統整頓せる教育制度を一校内に併設し、吾人の特殊の教育主義及び方法を實施し、以て日本女子教育の中心點たらしめんとするにあり。



日本女子大學校

研究科—修業年限三箇年以内

幼稚園

普通校—小學校—修業年限六箇年

高等女學校—同上五箇年

附屬校

專門學校

工藝部  
商業部

同前三箇年

高等小學校卒業以上の學力

入學資格高等小學校  
第二學年修業以上の學力

第四節 女子高等教育の辨護

吾人は信ず、女子の高等教育は、一方には、女子其者の當然要求する所のものたると同時に、又他方には、國家社會の要求する所のものたることを。國民の一半たる男子の高等教育は、日に月に進歩發達するも、そが伴侶たるべき女子は、唯彈琴煎茶の道を知るのみにして、家庭教育の原理方法にも暗く、男子の事業に同情を表するの見識もなく、國家の進運、社會の改良に、一臂の勞をだに盡す能はずとせんか、國家の損害、社會の不利、決して尠少にあらざるなり。然りと雖も吾人が女子大學を創立するは、決して漫然歐米の女子高等教育を直寫し、又は我邦の男子大學に摸倣し、

若くは對抗せんとするが如き妄策を企つるものに非ざるなり。吾人が前記の表に示せるが如き學科や修業年限の女子大學を設立せんとするは、偏に現時の本邦女子の腦力及び體力に適合するの學科課程を編制し、順次漸進するの策を取らんとするのみならず、又實に本邦の國體國情に適應する女子教育を施さんと欲するに職由せずんばあらざるなり。

#### 第五節 教育上注意を拂ふべき要點

吾人が女子に高等教育を授くるに當つて、最も注意を拂はんとする要點は(第一)は體育に重きを置き、知育をして健康を害するの途を杜絶せんとし(第二)は各生徒の個性に應じて適切有効の教育を施し(第三)には德育上、殊に我國體國情に従ひ、武士風家庭の精華を標的とし、採るべきの長所は之を外國にも求め、日本の女徳をして萬國の師表たらしめ、日本の家庭をして世界の模範たらしめんとするにあり。寄宿舎に至ては、夥多の家族的別戸寄宿舎を設け、寮監を母とし、長幼姉妹となり、喜悲を共にし、萬事善良なる家庭に倣ひ、各自家事を分擔し、自動的に女徳を修めしめんことを期す。』

以上は創立者が當初世間に發表したる設立趣意書の要點を拔萃したるものに

過ぎざるも、亦以て本校設立の精神の一斑を窺ふに足るべし。

110

## 第四章 設立當時の状況及びその後の發展

### 第一節 開校式の状況

前後五年間に亘る設立當事者の辛苦經營の功は遂に空しからず、明治三十三年十二月、文部省より設立認可の指令を得、翌年四月二十日午後一時、櫻花爛熳の候、西園寺侯の所謂東洋女學界の先導者たるべき日本女子大學校は、豫想以上の好結果を以て開校の式を擧げ、朝野の紳士淑女を始め、生徒及び其保護者等、無慮千三百餘名の來會者ありて、貳百餘坪の天幕式場も、爲めに狹隘を告げたり。麻生學監司式の下に、成瀬校長、澁澤男、大隈伯、西園寺侯の演説あり、次に松田文部大臣、近衛貴族院議長、片岡衆議院議長、千家東京府知事、毛利大日本女子教育會長、菊地東京帝國大學總長、細川華族女學校校長、高嶺女子高等師範學校長、土方女子教育獎勵會長、辻帝國教育會長の祝詞ありき。今左に開校當時に於ける本校の状況の大要を紹介せん。

### 第二節 地所及び建物

甲、地所

五千五百貳拾坪



乙、建物

七百七坪五合

内

校舎 (貳棟)

貳百九拾八坪七合五勺

寮舎 (三棟、八家族)

貳百七拾七坪七合五勺

教師館 (二棟)

五拾一坪五合

附屬建物

七拾九坪五合

第三節 開設したる學部及び入學生徒數

開設したる學部は本科にては、家政、國文、英文の三學部、豫科にては、英語、豫備科の一科にして、附屬としては、高等女學校の二校ありき。而して、入學生徒總數は五百拾名にして、その内譯は實に左の如し。

家政學部

九拾壹名

本科 國文學部

八拾四名

英文學部

拾名

小計

百八拾五名

英語豫科

三拾七名

高等女學校

貳百八拾八名

合計

五百拾名

第四節 教員及び職員の數

(甲) 校長及び學監

二名

(乙) 大學部及び英語豫科教師

三拾名

男子

二十五名

女子

七名

(丙) 高等女學校教師

十八名

男子

十一名

女子

(丁) 事務員

三名

合計

五拾三名

第五節 開校當時の教職員の姓名

校長

成瀬仁藏 學監

麻生正藏

教授

國文 文學博士 井上頼圀 教授

漢文 文學博士 市村瓊治郎

同

本邦史 文學博士 萩野由之 同

國文 戶川安宅

同

生理 醫學博士 大澤謙二 同

禮法 小笠原清務

同

邦書 川端玉章 同

英語 川瀬富美

同

國文 吉田彌平 同

兒童研究 高島平三郎

同	英語	ミセス・レナード	同	倫理	成瀬仁藏
同	和歌	中島歌子	同	應用理化	長井長義
同	英語	村井知至	同	西洋史	浮田和民
同	英語	ミス・グリーン	同	西洋畫	松井昇
同	茶道	伯爵 松浦詮	同	英語	松浦政泰
同	國文	文學博士 小杉楳邨	同	倫理、心理、教育	麻生正藏
同	國文	文學博士 木村正辭	同	教育	湯本武比古
同	漢文	三輪田眞佐	同	衛生	三宅秀
同	和歌	三宅龍	同	教授法	篠田利英
同	國文	文學博士 關根正直	同	西洋料理	山崎武八郎
囑託教師	日本料理	赤堀峰吉	同	西洋料理	ミセス・アラッドヘリ
幹事		塘茂太郎	教務		安井亮
附屬高等女學校					
教諭	裁縫	石原咲	教諭	修身、國語、地理 歴史、家事	穗積銀
同	國語	法貴スエ	同	國語	戸川安宅

神奈川	大阪	京都	東京	北海道	府縣	學部
二	一	一	一五	四	國文學部	
一	二	六	九	二	家政學部	
○	○	○	一	一	英文學部	
○	一	○	五	三	英文豫科	
五	三	四	六八	一三	高等女學校	
八	七	一一	九八	二三	合計	

第六節 開校當時生徒の府縣別

同	同	同	同	同	同	同	教諭	圖畫
裁縫	國語修身	圖畫	英語	英語	習字	習字	戶田二郎	教諭
同	同	同	同	同	同	同	小野鋼之助	教諭
同	同	同	同	同	同	同	ミセス・シナード	教諭
同	同	同	同	同	同	同	村井知至	教諭
同	同	同	同	同	同	同	松井昇	教諭
同	同	同	同	同	同	同	三輪田眞佐	教諭
同	同	同	同	同	同	同	四手井榮	教諭
理科、數學	體操	數學	英語	習字	英語	英語	富田久	教諭
平野濱	白井規矩郎	佐野とく	ミス・グリーン	中村梅太郎	川瀬富美	富田久	富田久	教諭

岐 滋 山 靜 愛 三 奈 枳 茨 千 群 埼 新 長 兵

阜 賀 梨 岡 知 重 良 木 城 葉 馬 玉 滬 崎 庫

三 三 一 四 〇 一 〇 一 三 二 一 二 六 二 四

〇 〇 〇 一 二 三 一 四 二 二 一 二 三 〇 四

〇 〇 一 〇 一 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 〇

一 〇 〇 二 一 〇 〇 三 〇 一 一 〇 〇 〇 〇

二五

〇 〇 〇 <sup>一</sup>四 四 二 一 <sup>一</sup>〇 <sup>二</sup>二 <sup>三</sup>三 五 <sup>四</sup>四 八 五 三

三 三 二 <sup>二</sup>一 八 六 二 一 九 一 七 八 八 一 八 一 七 八 二



山 廣 岡 島 島 富 石 福 秋 山 青 岩 福 宮 長

口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森 手 島 城 野

一 三 三 〇 〇 一 〇 一 〇 二 〇 三 五 二 四

一 〇 二 一 〇 〇 〇 〇 〇 五 〇 一 四 七 三

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 〇 〇 一 〇

一 一 三 一 〇 二 一 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 三

五 二 一 一 〇 四 五 二 四 六 一 九 九 二 三

八 六 九 三 〇 七 六 三 四 一 二 一 一 一 三 三

開校日尙淺きにも拘らず、その年の九月、畏くも我仁慈なる

第七節 皇后陛下の御下賜金

合計	鹿島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山
九一	一	〇	二	一	〇	一	一	三	二	〇	〇
八四	一	〇	三	二	二	一	一	一	一	二	一
一〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇
三七	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	三	一	〇	〇
二八八	六	一	七	三	三	六	二	五	一	二	四
五一〇	八	一	二	八	五	八	四	二	三	五	五

皇后陛下には本校設立の趣を聞召され辱くも特別の思召を以て、金貳千圓を下賜せられたり。我

國母陛下が夙に女子教育を奨励せさせ給ふことは、億兆臣民の日夜感佩し奉る所なり。而かも私立學校にして、かゝる優渥なる恩典に沐浴するは、蓋し本校を以て嚆矢とす。是れ實に本校無上の光榮にして、奮に感奮措く能はざる所たるのみならず、本校の評議員、教職員、生徒たる者は、我邦女子高等教育の將來に一道の光明を與へ、深大なる奨励を垂れさせ給ひし懿旨を奉戴し、誠意、誠心、鞠躬勉勵、斯業を成就せしめ、以て忠君愛國の實を擧げざるべからず。

### 第八節 精神的及び經濟的困難

#### 第一項 精神的困難

設立者がその設立の趣旨を天下に公表するや、非難攻撃の矢を發つ者、頻々として輩出し、殊に開校の前後に於ては、その絶頂に達したり。かゝる攻撃非難に二種あり。一は女子の大學教育其物に向つての理論的攻撃にして、他は設立者其人に對する個人的非難なりとす。理論的攻撃の内には、往々傾聽すべき説なきにあらざれども、個人的攻撃に至ては、一顧の價だに非らざるなり。前者に種々ありと雖

も、その主要なるものを列擧すれば、(第一)高等教育は女子をして傲慢不遜ならしめ、粗野亂暴ならしめ、日本女性の長所たる溫和優美を失ひ、以て女子の美德を害す。

(第二)高等教育は女子をして獨立自由の生活を好ましめ、齷齪たる家事や育兒を嫌ひ、従つて結婚を非認せしむるに至り、以て女子の家庭に對する本務を怠らしむ。

(第三)高等教育は女子の健康を害し、一生疾病の人となつて苦しましむるのみならず、假令結婚するも、産兒の任に堪えず、若し幸に兒を擧ぐるも極めて少數にして、而かも極めて薄弱なるを免れざらしめ、以て人種繼續の本務を廢せしむ。(第四)高等教育は女子の腦力に不適當なる有害無益の事業にして、女子をしてその本領を沒却せしむるものなりといふの類なりとす。設立者は此等の理論的反對家に對して、或は反駁し、或は辨明し、銳意熱心、自家の確信を披瀝し、續々敵を變じて夥多の有力なる味方を得るに至るや、第二の個人的非難は益々その氣焰を高め來り、他人の成功を妬む者、保守的教育家、宗教的反對家等は設立者を山師なり、僞善者なりと稱し、或は公に新聞雜誌の上に惡口雜言以て人身攻撃に努め、或は陰に中傷離間を試みたりと雖も、殆どその功なきのみならず、反て偶々設立者の人格の高潔なるを明にし、同情者の信任を深厚ならしむるの結果を生じたり。

## 第二項 經濟的困難

かくて一方に無形の困難と戦ふと同時に、他方には有形なる經濟的困難と戦はざるを得ざりき。既に述べたるが如く、日清戦役の後に至り、經濟界の不振は日本全土を壓迫し、設立事業も將に之が爲めに蹉跌せんとしたりしも、外には有力なる賛助員の深厚なる同情あり、内には當事者の誠意と熱心と忍耐と材幹とありて、克くその難局を通過するを得たり。當時寄附金に對する當時者の決心は(第一)寄附金は我邦家の發展人類の幸福の増進に資するの大目的より割出して、之を本校教育事業上に使用する事、(第二)寄附金は之を毫厘も無益に浪費することなく、その効力をして永久ならしむる方法を以て使用する事の二項にして、今日の隆盛を來せし原因の一は、慥に此の二綱領を嚴守せしにありといふも、過言にあらざるなり。而して今日も、今後も、尙此の二綱領に従つて、學校を經營すべきは言を俟たざる所なり。

## 第九節 校風の養成

當事者の誠實なる努力奮闘と、慎重なる企畫經營の結果として、既に日本女子大學校の外部の形體と、内部の機關たる校舎と、學部學科の編制は大要成立せり。今



や進んでその生命たる精神を啓發培養すべき時機は來りぬ。當事者が全身の熱血を濺ぎ、滿腹の注意を拂ひ、苦心慘憺を極めたるは、實に此點に存す。本校に於ては、學生の精神的生命の根源たる要素として、左の四種類あるを認む。即ち(第一)は高潔なる設立の動機(第二)は献身の精神に充ちたる設立の歴史(第三)優良なる教師の人格(第四)は善美なる校風なりとす。本校設立の動機と歴史との何たるやは、上來の記事に依つて大要之を明にし得たりと信すれば、今茲に再び之を贅せず。設立の動機及び歴史は如何に高潔なりとするも、若し直接教育の衝に當る教師の選擇その當を得ざる時は、何の益する所あらんや。是に於て乎、當事者は(第一)徳望あり(第二)學識あり(第三)經驗ある所の(第四)中年以上の人物を以て、教員を組織せんことに力め、幸にも有力なる學者教育家の同情を得て、何人がその衝に當るも、到底之れ以上の優良なる教員を得ること能はざるべしと想はるゝ所の好結果を奏することを得たり。されども、第四の要素たる校風の養成に至つては、當事者は名狀すべからざるの困難を嘗め盡しぬ。その困難の主因は(第一)入學生中、最長年齢三十四五のものあるといふ有様にて、比較的に年長者多く、従つて教育に必要な可塑性を缺くもの多く、殊に牢として抜き難き一種の厭ふべき精神的傾向、例せば自己

中心、名譽崇拜、排他的競争心等の惡癖等を備へたる者も少なからざりし事(第二當時本校教育の理想及び方法と、他の學校のそれ等との間に、雲泥の差異懸隔あり、従つて入學生徒の志望が多くは本校の教育主義に一致せざりし事(第三)日本全國各地方より言語風習、思想感情及び年齢を異にする者が、一時に多數集合せし事等なりとす。かゝる困難ありしにも拘らず、開校三年の後に至つて、健全なる校風の基礎を築き建てたるは、前記の四箇の精神的要素を具備せしが爲めなるも、就中最も與つて力ありしは、成瀬校長の熱誠の權化ともいふべき人格の感化なりとす。その養成せられたる校風の何たるやは後段に於て之を説くべし。

#### 第十節 櫻楓會の誕生

櫻楓會とは本校大學部卒業生の組織せる校友會の名稱にして、櫻花楓葉の美なるが如き美なる誠意誠心を養ふて、以て君の爲め、國の爲めに盡さんとの意義を合みたるものなり。本校第一回卒業生が第三學年となりし初めに當り、卒業後に於て、長く本校の精神主義を恪守し、内益と自己の智徳を鍛鍊し、外社會に向つて勇氣と熱誠とを以て、着々その理想を實現すると同時に、母校の發達に助力せんとするには、先づ第一に、一致團結、同心協力の必要なるを感じ、茲に本會を組織し、發會の式

を擧げたるは、實に是れ明治三十六年四月廿日なり。爾來會員一同の熱誠なる一致協力の結果、その組織を整頓し、事業も着々進歩し、母校の發達に資すること亦少しとせず。今より四年前、一大バザーを開催して、金五千圓を集め、之を本校圖書館に寄附せしが如き、その好實例なりとす。本會の現状は後段に於て紹介せん。

#### 第十一節 開校後の發展

開校後に於ける本校の精神的及び物質的兩方面は、相互に因となり、果となつて、種々の發展を遂げたりと雖、今茲には、その最も重要なもの、即ち第一次及び第二次の發展を紹介するに止めん。

#### 第一項 第一次の擴張

本校評議員森村市左衛門氏は、その弟豊長男明六兩氏の、森村組そのものゝ爲めといふよりも、寧ろ、日本帝國の爲めに、商戰場裡に名譽の戦死を遂げたるを紀念せんが爲めに、店員と相議し、豊明會なるものを組織し、國家公益の爲めに投せんとて、醜金して時の到來を待ちたり。時は恰も明治三十八年、日露開戦の眞最中、我日本の安危存亡の決せんとする年のことなりき。森村氏は大に感憤する所あり、愈々その醜金の幾分を割て、國家百年の爲めに投せんと決心し、その方法を成瀬校長に

謀りぬ。成瀬校長は公平無私に沈思熟考したる後、その確信する所の所見を披瀝せしに、森村氏を初め、豊明會員全體の大に賛成する所となり、茲に双方の意志投合して、新に教育學部を設置することとなり、之に附帶する豊明館、豊明圖書館、並に、豊明小學校及び幼稚園が増築せられ、我校は頓に一大飛躍をなすに至りぬ。之と同時に附記せざるを得ざるは、曙寮の新築なりとす。斯寮は豊明會員某氏令夫人の寄附にして、幼年女兒の寮舍たり。森村氏が如何なる動機と喜悅とを以て此舉に出られしかば、氏の手紙と感懐とに依つて知るを得べきなり。『國運の前途を慮るに國民教育の基礎たるべき女子教育の、今一層有效切實ならん事を切望に堪えず。茲に國民の本分を盡さんが爲め、教育學部開設の趣旨を賛し、金五萬五千圓を寄附す』とは、是れ當時氏の成瀬校長に送りたる書柬の大意にして、『昨夜以來余の心は大なる喜悅に滿つ。假令粟一粒の如き寄附金とはいへ、國家の爲めに種を蒔きたるものなりと考へ、余は大なる安心を得たり。余は衷心之を君に説せざるを得ず』とは、氏の成瀬校長に語りたる當時の所感なりとす。

森村豊明會が本校に寄附せし金額は、前後相合して金拾八萬五千圓に達す。之を英米のそれに比すれば、決して多額といふを得ざるも、我國にては、古今未曾有の

大寄附にして、我國の風習及び當時の我國情より之をいへば、英米の數百萬圓に相當するの價值を有するものなり。然るに獨り森村氏のみならず、本校創立委員諸氏は當時國事多端、經濟不如意の秋たりしにも拘らず、各自犠牲の精神を奮つて、應分の寄附をなし、僅々一二週間にして、基本金十萬圓を得、茲に明治三十八年五月、從來の本校組織を改めて財團法人となす事とはなりぬ。かくて我が校風養成上に一大要素を加へたるのみならず、爾來此美風を模して、敎育事業に資を投ずる者續々世間に輩出するの好結果を來したり。今左に財團法人寄附行爲證書を掲ぐ。

#### 私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

#### 一、目的



第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切な  
る高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

## 二 名 稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

## 三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く  
但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

## 四 資 産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私  
立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來  
本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらる  
ゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

- 一 資産より生ずる利子及び其他の收益
- 一 入學金授業料及び其他の雜收入
- 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は

之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

### 五 評議員

第十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員別紙第一號記載の選定に依り設立者之を囑托す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を選定囑托し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を選定囑托し又全員缺げたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其選定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

#### 六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を選定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置

く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り選定囑托す

#### 七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

#### 第二項 第二次の擴張

第一次發展より年を閲すること僅かに二年にして、本校は第二次發展を遂ぐるに至れり。第一次の發展は學部の増設なりしも、今回のそれは前回と同様に、建築物の増築ありしとは雖、學部の増設にあらずして、寧ろ既存學部の實質を改良充實するの必要上より、化學館と寮舎とを増築し、又大學部の改良を施しぬ。化學館は百六十坪の二階建にして、主任教授長井博士の『女學校の設備としては、歐洲にも殆んど之に匹敵するものなく、本邦にては帝國大學を除いては、その類例を見ず』と評されたるが如く、設備頗る完全にして、生徒の實驗室は四室にして、同時に合計九十六人を容るゝに足る。その化學講義室の如きは二百人を容るゝに足るものあり。されども、化學館建築の目的は、化學者養成にあらず、我日本婦人に家庭の日常生活に應用したる化學上の活智識を開發して、以て家庭生活改良の一點に供すると同時に、科學的頭腦を養ひ、以て家庭教育改善の具に供せんとするにあり。建築費及び設備とも、金貳萬五千圓を要したるが、その寄附者は大阪の藤田傳三郎氏なりとす。増築寮舎は七棟にして坪數約六百坪、その建築費金貳萬六千圓なり。而してその主なる寄附者は本校の評議員濫澤男爵なりとす。

### 第三項 皇族の台臨

皇后陛下の御下賜金と共に、本校の評議員、教職員、卒業生及び生徒一同が、永遠に紀念すべき光榮ある事件は、明治三十九年十月廿六日、本校及び櫻楓會が開催したる秋季文藝會に於ける、皇族方の台臨なりとす。當日は、畏くも常宮、周宮、富美宮、泰宮、御四方の内親王殿下、閑院宮、東伏見宮、山階宮、御三方の妃殿下、北白川宮、御二方の姫宮殿下、台臨の榮を賜ひ、親しく成瀬校長を召させられ、御鄭重なる御誕を賜はり、尙御土産並に御菓子料として、金圓の恩賜ありき。是れ唯本校の光榮たるのみならず、更に我が國女子教育に獎勵を加へさせ給ふ、深き思召の存する所なれば、我等は謹んで夙夜努力して報恩の實を擧げざるべからず。當日台覽に供し奉りたる文藝は、唱歌三種、ピアノ獨奏二曲、英詩暗誦一種、對話三種、體操三種なりき。



## 第二篇 現在の一瞥

### 第一章 本校教育の目的

第一節 本校教育の大方針を設定したる理由

#### 第一項 東西女子教育主義の長短

本校教育の大方針は、女子を人間として、國家社會の一員として、婦人としての三方面より教育するに在りとは、既に前段に於て紹介したる所なり。本校がかゝる大方針を設定し、且つ實行しつゝあるは、決して理論上の事に非ずして、事實上東西古今の女子教育の短長利弊を參照研究したる結果とす。之を概論するに

(第一) 女子を教育するに當つて、徒らに男女同權の思想に驅られ、只管人間たるの方面のみに重きを置き、婦人としての特性及び本務に左迄留意せざるが如き偏頗なる女子教育は、吾人の敢て取らざる所なり。さればとて、餘りに婦人たるの方面にのみ偏し、單に子孫相續の具とし、男子に便利なる器として、之を教育し、その人間としての尊貴なる人格の價值を認めざるが如き頑迷なる女子教育も、亦吾人の斷じて與みせざる所なり。

(第二) 個人の自由を主張し、個人の權利を擴張し、個人の幸福を増進し、個人の發展を促進するは可ならざるにあらずと雖、夫の個人主義利己主義の弊に陥り、妄りに自由と我儘とを混じ、權利あるを知つて、義務あるを忘れ、家庭奉仕の念を薄弱ならしむるが如き女子教育は、吾人の左袒し得ざる所なり。されども、女子の本務に重きを置き、よく家族制度の良産物たる孝貞、柔順、謙遜、克己、犠牲等の美德を養成し得るの長所あるも、徒らに盲從屈服に陥り、阿諛追從を是れ事とし、依頼心に富み、獨立自敬の氣象に缺け、進取改善の精神に乏しく、赫々たる道理の光明に接せず、暗黒なる習俗の霧中に安眠し、以て悠悠自得するが如き女子教育も、亦吾人の排斥する所なり。

(第三) 女子の眼界を擴張し、識見を開拓し、廣く國家社會の事業、出來事に興味を懷き、直接間接之に干與するに至らしむるは、女子の爲め、將た社會國家の爲め、賀すべき事とはいへ、之が爲め、女子活動の主なる領分たる家庭を輕んじ、一見極めて些細にして、而も單調無味なる如きも、その實重大なる關係、深遠なる意味を有する家庭を嫌厭する如き女子教育は、努めて避くべき所なり。然れども肉體は必らずしもその間ふ所にあらずとするも、婦人の精神其物が、二六時中、家庭四壁内に籠居し

て、國民たる意識もなく、社會の一員たる觀念もなく、全然國家社會の生活と無關係なる孤立生活を營むのみか、家庭の麗しき裝飾品、可愛らしき人形として、空しく醉生夢死の一生を送り、假令家事育兒に忠實なるも、勞多くして、功極めて少きを悟らざるが如き舊習の女子教育も、亦實に改むべきものならずや。

## 第二項 本校教育の一般の目的

かるが故に、本校教育の大方針は、本邦の歴史國情の上に立脚し、本邦女子の美質を基礎とし、採長補短の主義に依り、東西古今の長所を融合し、舊に泥まず、新に迷はず、偏狹ならざる中正完全の女子教育を施し、以て本邦の女性生活をして、今一層有効的、合理的、社會的、國家的、人類的たらしめ、種々の例外あるは勿論なるも、一般に女子生活の本領は、家庭に存する事を覺悟せしめ、よし身體は家庭内に閉居するも、精神は廣く國家社會、人類の上に活動し、その一舉一動は、悉く一家の盛衰はいふ迄もなく、家庭以外の團體生活たる國家、社會、人類の發展幸福にも、亦密接不離なる有機的關係の存するのみならず、此等團體生活の發展幸福を増進するを以て、自から任すべきものなることを意識せしめ、以て有効なる合理的家庭生活を営ましむると同時に、主内客外主義を嚴守し、家庭内外の生活の權衡を失はざる限り、直接間接適

宜此等家庭以外の團體生活に對しても亦興味を感せしめ、或は一擧の力を假さしめ、以て國家社會の一員たるの實を擧げしめんとするにあり。要するに、本校は日本婦人をして、自家の人格の尊貴なる所以を悟了せしめ、一般婦人の天職の那邊に存するかを自覺せしめ、今一層高尚なる性格を修め、今一層明晰なる知力を養ひ、今一層有爲なる手腕を鍛ひ、家庭内外の生活本末輕重を誤らず、團體生活の發展幸福の爲め、今一層有効なる奉仕的活動を營み、以て其任務を完うせしむるを以て目的とするものなり。即ち内外の美質を融合したる近世的にして、而も日本的なる教育ある新良妻賢母を養成し、家庭、國家、社會、人類の發展幸福の増進を圖らしめんとする、是れ即ち本校教育の一般目的なりとす。

### 第三項 本校教育の特殊の目的

然りと雖、過去に於ても現在に於ても、種々の事情の爲め、妻母たらざる婦人も、亦鮮少ならず、又將來かゝる婦人が増加し來るは、世界の大勢上、萬止むを得ざるの數なりとす。かゝる婦人に對しては、その長所を發揮して、その天職を完うするの機會を與へざるべからず。是れ本校の決して等閑に附せざる所にして、彼の妻母以外に婦人を認めざる所の偏狹極まる良妻賢母主義は、本校の取らざる所なり。婦

は妻母たらざるも、尙能くその婦人たるの特徴を發揮し、文化の發展幸福の増進に貢獻し、以て國家及び人道の爲めに奉仕し、その天職を完うし得べく、又得せしめざる可からず。之を要するに、本校教育の大目的は、婦人をその三方面より教育して高尚の修養あり、高等の學問あるも、而かも日本婦人としての優秀なる人格を備へしめんとするに在るが故に、修養教育はその主目的にして、専門教育はその副目的たるなり。換言すれば、多少専門的性質を帯びたる學科を授けて、修養の目的を達せんとするに在るなり。

## 第二節 三大方針の意義

### 第一項 人間としての教育

本校が人間としての教育を女子に授けんとするは、婦人をして便利なる道具、麗はしき裝飾品、可愛らしき人形として、婦人を待遇する男子の態度に憤激し、反抗せしめんが爲めに非ず。婦人がかゝる不公平の待遇を蒙るに至りしは、過去に於ける人類社會の境遇の然らしめたる所にして、その罪必ずしも獨り男子のみに歸すべきものに非ざるを知ると同時に、女子にも亦男子と同様に儼然として尊貴なる人格の存する所以を自覺し、此の尊貴なる人格の各方面を充分に實現し、人間たる

の資格を完うする時は、自然に男子の敬意を博し、正當の待遇を受くるに至る所以を悟得し、以て人格の修養、本務の遂行に努力せしめんが爲めなり。されば、本校が人間たるの教育を施す所以は、女權を擴張せしめんとするに非ずして、女子の人格を發展し、その本務を遂行せしめんとするに在り。吾人は必らずしも女權の擴張を排斥するものにあらざるも、假令女權を擴張したればとて、女子の人格にして、完全ならざらんか、害多くして、益少なきを如何せん。されば、人格の培養は先にして、女權の擴張は後なり。本務の遂行は本にして、女權の要求は末なり。是れ本校が女權主義を取らずして、先づ人格主義、本務主義を實行し、その結果として、自然に女權の擴張を來さんとする所以なり。

## 第二項 國家社會の一員としての教育

本校が人格主義、本務主義の教育を主張するは、全く釋迦孔子を初め、東西古今の學者、文學者、教育家、宗教家、政治家等の男尊女卑の思想や、風俗習慣に感化せられ、謂はゞ一種の社會的催眠術に罹り、自己を罪人視し、自己を輕侮し、自己を卑下し、自己を撲滅し、恬として願みず、更に自己の何たるやを知らざる可憐の婦人を覺醒して、その人格の尊嚴なる所以を自覺し、自敬、自信、以て自力に依て自己の人格を發展せ



しめ、自己の救済を完うせしめんとするに在るは、前述の如しと雖も、本校は決して又社會生活を顧みざる獨善的個人主義の教育を主張する者に非ず。又國家生活を蔑視する所の極端なる世界主義の教育を唱道する者にも非ず。本校は婦人も亦國家、社會、人類の發展に貢獻し、貢獻しつゝあり、又貢獻すべきものなる事を自覺し、確信し、君の爲め、國の爲め、社會の爲め、人類の爲め、直接なり、間接なり、それ相當有効の奉仕的努力をなさしめんとするものなり。彼の人格の如きも社會的修養を経て、始めて完きことを得べきものにあらずや。されば、女子の數、男子のそれよりも百萬以上も多數なる英國の如きに於てはいざ知らず、我日本に於ては、婦人を驅つて直接政治界に奔走せしむるの、果して國家、社會、人類の爲め、將た又婦人自身の爲め、幸福なる結果を來すや否や、聊か疑なき能はず。少なくとも目下その必要を認めざるものなり。本校は教育ある婦人をして、家庭の主婦たり、妻母たるも、將た又如何なる業務に従事するも、世界の大事を明にし、我日本の國家、社會の宗教上、道德上、經濟上、軍事上、政治上、學術上、商工業上、文藝上等の内部に於ける狀況、及び世界に於ける地位を知り、殊に世界の文化及び東洋の開明に關係して我國が如何なる特殊の地位に立ち如何なる天職を有するかを明かにし、各自の日常生活及び業務

の大小を論せず、悉く此等の進歩發達に關係ある所以、又關係せしめざるべからざる所以を理會せしめて、初めてその生活をして意義ある有機的生活、價值ある合理的生活たらしむる事を得ると信するのみ。かくて本校は女子の人格を養ひて國家社會人類の爲めに有用ならしむると同時に、又國家社會人類に對する奉仕に依つて、その人格を高尙ならしめ、以て國家社會人類及び婦人自身の幸福を増進せしめんとするものなり。

### 第三項 婦人としての教育

人間に非ざる婦人なく、國家社會の一員に非ざる婦人なしと雖、人間として及び國家社會人類の一員としての待遇を受けざる婦人あり。又その資格あり、本務あるを意識せず、従つて之を完成せざる婦人あり。是れ本校が前記二方面の教育を女子に施す所以なり。されど婦人は婦人としての人間、婦人としての國家社會の一員なれば、その婦人たるの特性を實現し、婦人たるの本領を發揮し、婦人たるの天職を完うせしめざるべからず。婦人はその特性と、その天職とを通じて、初めて人間たり、國家社會の一員たるの任務を完うし得べき者なり。動物間に於ける雌雄分化の目的は、必ずしも種類の繼續のみにあらずして、生物の進化を助成するにあ

ると同様に、人間社會に男女兩性の出現したる所以、即ち男女兩性の天職は、必らずしも人類の繼續に非らず、その特性を發揮し、以て國家、社會、人類の文化をして、益々複雑多様に進化せしむるに在り。然るに婦人の特性中最も主要なるは、母親本能に關聯し、それより派生せる種々の愛の發動なりとす。是れ本校が家庭の妻母、殊に母としての女子教育に最も力を傾注する所以なり。想ふに誠意誠心母親の任務を完全に遂行せんと欲する婦人にして、夫と相和せざる者あらざるべし。要するに賢母たらんとせば、先づ良妻たらざるべからず。されども婦人としての教育は、必らずしも妻母としての教育のみに限定せらるべきにあらず。婦人は妻母として女性たるの特性を發揮し、その天職を完うし得べきは、勿論の事たるのみならず、又當然の事なりと雖、種々の事情の爲め、妻母たらざるも、尙女性たるの特徴を發揮し、その天職を盡し得べきなり、婦人は妻母たると否とを問はず、如何なる職業、如何なる事業に従事するも、必らず女性としての特性を發揮し、男性の特性と相調和補充し、以て國家の發展、人文の進化を助け、人類の幸福を増進せしめざるべからず。

## 第二章 本校教育の主義及び方法

### 第一節 本校教育の主義

本校を設立したる所以は、一定の教育主義及び方法を實施して、前述の目的を貫徹せんとするに在るを以て、茲にその設立當時より實施し來りたる主義及び方法の内にて、最も肝要なるものゝ梗概を紹介するは、敢て無用の業にあらざるべし。

### 第一項 學部及び學科選定の標準

世人往々本校を評して、米國流の女子教育を行ふものとなすも、その誤解たるは、本校教育の目的が米國女子教育のそれと、大に趣を異にするを見ても明白なりとす。況んや當にその目的の異なるのみならず、その主義方法も、亦大に異なるに於てをや。本校の學部及び學科の種類程度は、我國の歴史、我國の一般女性の腦力及び體力、又は我國社會の實狀を標準として、之を選定し、歐米女子教育制度の如きは、多少之を參考せざるに非らざるも、決して之を模倣直寫したるものには非らざるなり。今一例を舉げんに、本校家政學部の如きは實に世界に類なき無雙の學部なりとす。その特色中の特色ともいふべきものは、母としての婦人の任務に最も重

きを置いて學科を編制したるにあり。母としての任務を完うするには、兒童の心身の特徴發展等に關する智識を備ふると同時に、之を如何なる目的に向つて、如何様に教育すべきやを知らざるべからず。而して此等の智識材能を啓發せんが爲めに、本校は、實踐倫理、倫理學、心理學、教育學、生理衛生及び兒童研究を課するものなり。夫の單に家事裁縫料理に關する智能を培養すれば、それにて母たるの資格完備せりと思ふが如きは、誤謬も亦大なりといふべきなり。又歐米の家政學校又は大學内の家政科なるものは、寧ろ初等學校、家政科教員を養成するの目的を以て設けられたるものにして、唯僅に衣食住に關する智識と料理洗濯洒掃の技能を教授するに止まり、兒童教育の方面に關しては、殆んど一顧をだに値せざるもの比々皆然り。要するに彼れは教員養成を目的として、専ら家政の物質方面に重きを置き、我校は賢母養成を主目的として、家政の物質方面を重んずると同時に、大にその精神方面に努力するものなり。斯くて本校は日本の國家及び婦人の眞の要求に適合したる學部及び學科を選擇編制したるなり。

## 第二項 個性及び境遇の要求と學科目

本校は常に我國の社會及び婦人の眞の要求に應ずるのみならず、各生徒の個性

の要求に應せんが爲め、學科目内に、事情の許す限り、必修科目、選修科目、隨意科目の三種を併置し、且つ各生徒の境遇より生じ來る要求に應せんが爲め、正科目の外に科外隨意科目なるものを設置せり。生花、茶道、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン等の如き即ち是れなり。尙如上の外に、時々科外講演なるものを開催して、生徒全體のその時その時の要求に應じて、必要有益なる智識を與ふる道を開きたり。

## 第二節 本校教育法の主義

### 第一項 自力主義

輒近我國の教育界にも、自力主義、自動主義の教育を唱道し、吾人と主義を同ふする者あるに至りたるは、吾人の大に喜ぶ所なり。本校は設立當初より、此の自動主義、自力主義の教育を實行し來り、生徒たる者の本領は、智徳體の三育の孰れを問はず、自ら奮つて、之を自修、自學し、徒らに教師のみに依頼することなく、出來得る限り、自力に依つて、自己の發展を完うし、國家、社會、家庭の有用なる人物となるに在りとし、教師たる者の任務は、學生の自修、自學、自治の三者を、適宜に且つ有効に指導補助し、漫りに智識技能を注入するに非ずして、専ら生徒をして自信、自頼、以て自己の全人格の開展に努力奮進せしむるに在りと確信するものなり。



## 第二項 心身渾一主義

哲學上に於ける心身の關係如何は之を措くも、人間は事實上精神物理的存在者即ち心身渾一體にして、心身は相互に併行するのみならず、又相影響するものなれば、人格をして正當の發展を完うせしめんと欲せば、勢必らず、心身の兩方面より相應し、精神活動と精神活動とを一致調和せしめて、教育せざるべからず。身體の方面に僻するの不可なるは、勿論なるも、精神の方面に偏して、身體を輕視し又は忘却するが如きも、亦決して許すべからざるなり。然るに従來の舊教育は動もすれば、精神を偏重して、身體の健康を損害し、その結果却つて精神活動を薄弱ならしむるのみならず、筋肉活動の精神活動の發展に缺ぐべからざる密接不離の關係あるを知らざりしなり。本校は健全なる精神は健全なる身體に宿るといひ、又は身體は薄弱なる程却つて多く命令し、強健なる程却つて多く服従すといふが如き心身の一般關係を尊信するは勿論、筋肉活動の教育は普通に所謂技能教育即ち發表教育にして、一方には技能の發展を促がし、又他の一方には意識の内容を精確強固ならしむると同時に、筋肉活動は明確なる印象を獲得するに必須なる要素たるのみならず、性格教育上極めて重大なる任務を有するものにして、之なくば

性格の修養は到底不可能事たるを免れずと信するものなり。

### 第三項 社會的個人主義

人間は精神物理的存在者たるが如くに、人類は社會的個人的存在者なり。苟も人間あらんか、茲に身體と精神となき能はざるが如くに、苟も人生あらんか、茲に個人と社會となかるべからざるなり。社會より離れたる個人も、個人なき社會も、共に抽象概念に過ぎず。畢竟するに個人と社會とは、人生てふ一全體の兩面に外ならず。而してその間に目的と方便との關係なきも、兩者は有機的關係の下に、相互に影響を及ぼすものなり。されば個人は社會の方便にあらず、社會も亦個人の手段にあらざるも、個人の發展は社會の進歩を來たし、社會の進歩は個人の發達幸福を増進し、以て相互に有益なる影響を與へ、又は之に反して、相互に不利有害の影響をも及ぼすことあるが故に、苟も社會の大小を問はず、その健全なる發達を圖らんには、此の兩者間に正當の關係を保ち、有益有利の影響を及ぼすの道を講せざるべからず。然るに往々兩者間に利害の衝突あるは、人類の不完全なる現状の然らしむる所ならんも、多くは兩者間の一方に不合理不正當の點あるに職由せずんばあらず。社會に不合理不正當の點ある時は、個人に對する壓抑となり、個人に不合理

不正當の點ある時は、社會に對する不忠となり、社會の壓抑は、その實多くは社會的形式を裝ふたる私心ある一強者の壓抑に過ぎずして、個人の不忠は、固よりその自利心の然らしむる所たり。然るに常に社會の爲に有益なる人物たらんことを努め、社會の發達幸福の爲めに、喜んで自己を犠牲に供し、義勇公に奉ずるの個人多き時は、その社會の成員は益々發達し、その幸福は愈々増進せらるゝは、疑ふべからざる社會の客觀的事實なり。それと同時に、常に社會的奉仕の精神に支配され、義勇奉公の行爲を營む時は、満足安心の情に充たされ、之に反する時は、煩悶後悔の情に苦しむは明白なる個人の主觀的事實なりとす。されど社會が如何に發展すればとて、その恩澤を蒙り幸福を感じる個人なくんば、亦何の價値あらんや。社會の價値は有情合理の個人あつて初めて認知せらるゝものとす。然らば人間は社會的奉仕に依つてその本領を發揮し、その満足と安心とを得る者に非ずや。是れ本校が社會主義教育と個人主義教育をも取らずして、如上の如き社會的個人主義とも稱すべき教育を主張する所以なり。

#### 第四項 個性主義教育

各個人はその身體及び知情意の三方面に於て、共通の點あると同時に、又相異の

點あるものにして、假令同一境遇に處するも、同一反動をなすものにあらず、而して又その短所長所をも異にするものなり。抑も通性は社會の團結維持に缺ぐべからざるものなれども、個性なくば社會の進歩發展は又得て望むべからざるが故に本校は一方には努めて通性の教育に力を盡しつつあると共に、他方には從來の舊教育が餘りに個性を無視したるの弊あるに鑑み、殊に個性の教育に重きを置き、學校に於ても寮舎に於ても、又教師に於ても生徒自身に於ても各生徒の個性に適合したる、知、徳、體の三育を施し、各自の短所を補ひ、長所を發揮せしむることに力を注ぎつつあるなり。蓋し各個人をして最も有効なる奉仕的生活を營み、以てその天職を完うせしめんには、その特長たる個性を實現するの外途なければなり。

#### 第五項 自修自學自活の三段

精神的物理的存在者たる人間は、三段の過程を経てその發展を完うするものなり。その物理的方面より之をいへば、人間の神經系統は、感神經原、聯合神經系及び動神經原より成立するものなるが、之に對立して、人間の精神系統は、印象、結合、構成及び動作發展の三段の過程より成立するものなり。此の三段の過程は、循環的に相互に援助するものにして、三者共に必要なも、就中最も重要なものは結合と動作

なり。本能動作、反射動作等の如き低度の精神活動は、單に印象と動作との二段より成立するも、高等の精神活動に至ては、必ず結合段の介在を要するを見ても、その重要なを知るべきなり。然るに假令完全なる結合構成ありとするも、之を動作に發表して、自他若くは社會、國家又は人類に何等かの好影響を與へずんば、亦何等の益あるなし。蓋し精神物理的存在者たると同時に、社會的個人的存在者たる人間に取つては、構成は單に手段たるに過ぎずして、自然界及び人生界の刺戟に對する反動たる發表は、實にその目的たればなり。是れ本校が殊に構成發表の二段に重きを置き、思考と實行とを獎勵し、家庭、社會、國家に有用なる活ける婦人を養成せんとする所以なり。

#### 第六項 境遇と機會の活用

活ける教育を施し、有用なる活ける婦人を養はんには、その教育をして成るべく實際の境遇や、實人生に接觸せしめざるべからず。即ち人格の修養と知能の啓發とを問はず、印象を得るにも、構成發展を營むにも、實際の境遇實際の人生に於てせざるべからず。是に於てか、教育をして教室内に於ける教授訓練に止めず、學校内に家庭社會及び自然の三要素を成るべく多く引き入れ、教場以外に印象發表に對

する適當の境遇及び機會を設け、以て感化教育及び自力教育の具とせざるべからず。是れ本校が教室教育以外に、一は感化教育の爲め、一は自力教育の爲め、種々の境遇及び機關、例せば家族的寮舎の如き、銀行部、雜貨部、製菓部、園藝部、購買會、その他生徒の自修、自學、自治の諸機關を設け、以て活教育を施す所以なり。

### 第七項 校風

本校は自力教育を主張すると同時に、感化教育をも亦大に重んずるものたるは前述の如し。而して感化教育上必要なるは、物質的境遇と精神的境遇とにして、就中最も主要なるは、教師の人格と、善美なる校風なりとす。本校が設立の當時より、優良なる教師の招聘と、善美なる校風の養成とに、如何に苦心せしかは、既に記述せし所の如し。本校々風の生命根本ともいふべきものは、(一)高潔なる本校設立の動機、(二)獻身の精神に溢れたる設立の歴史、(三)優良なる教師の人格、(四)本校教育の理想、(五)本校教育法の一般及び特殊の主義、(六)櫻楓會の主義目的、(七)その會員の精神及び實行、並に(八)生徒の愛校心、即ち是れなり。されば、此等の諸要素より成立する所の本校々風の如何は、今茲に之を詳述せざるも、本冊子の全體を通覽せられれば、自ら了解せらるゝに餘りあらん。

### 第三節 知育上の主義

#### 第一項 知育の一般目的

講義や實驗、若くは讀書に依て、生徒の眼界を擴張し、有用の智識を開拓するは、必要は必要なれども、博識多聞ならんよりは、寧ろ事物の眞相關係を看取し、その本末輕重を認知し、學藝の原理妙則を會得し、その獲得したる智識を整理統一し、以て複雜精緻磐根錯節の活ける實人生に處して、明確適切の判斷を下し、日常家庭の内外に起り來る種々雜多の實際問題を細大となく正當に解決し、處理するの知力を啓發すると同時に、價值ある智識と、銳利なる知見に對する興味とを養成する、是れ即ち本校の執る所の知育上直接の目的なりとす。再言すれば、本校が知育の目的とする所は、(第一)價值ある智識の獲得、(第二)智識を獲得し且つ之を整理統一するの力、(第三)獲得し統一したる知識を學藝上、殊に日常生活上の諸問題に活用して、之を解釋處辨するの力、(第四)價值ある知識を増進し、統一し活用するの力に對する渴仰心を養成するに在るなり。人生は短く、藝術は長く、少年老ひ易く、學成り難し、出來得る限り、人生殊に婦人の生活に有用なる價值ある知識を獲得せしめざるべからず。されども、設令價值ある知識にせよ、若しそれ支離滅裂の斷片的知識が雜然として



腦中に存せんか、それ等の知識は未だ有力なる眞の價値ある知識たるを得ざるなり。是に於てか、混沌たる斷片的知識を出來得る限り、相互に聯關せしめ、統一するの必要を認むるなり。されども、かゝる知識も應用せられざらんか、かゝる人は唯是れ呼吸する書物箱たり、血あり、肉ある百科字書たるに過ぎざるなり。是れ吾人が知識活用の養成に努力する所以なり。かくの如く、知育なる者は、價値ある知識を獲得し、統一し、活用して、初めて活知育たるを得べきなり。然れども、かゝる活知育を完成せんとするには、先づ第一に此の活知育完成に對する興味心を啓發せざるべからず。抑も興味なるものは、教育になかるべからざる原動力なるが故に、従つて亦知育の原動力たるは、論を待たざる所にして、學校教育にせよ、學校卒業後の自己教育にせよ、苟も活教育を完成せんとするには、必らず之に對する興味なかるべからず。然るに興味の内にて、最も重要なるものは、偶然的興味にあらずして、永久的興味なりとす。永久的興味とは、能動注意の所産にして、かゝる活教育を完成するにあらずんば、到底人間としての本性、國民としての職責、個人の天職を完うし得ざる所以を悟入する事是なり。此の永久的興味を養成するは、眞に困難事たりと雖も、之を養成し得ざる限りは、吾人は知育は完成せられたりと思はざるなり。

さはいへ、吾人は必らずしも彼の所謂直接興味なるものを、全然蔑視するものにあらず。幼少の兒女教育には是れ亦極めて必要なるは、言を要せざる所なり。

## 第二項 知育の特殊目的

かくの如く婦人自己の知能を開拓するは、知育の直接一般の目的にして、婦人其物の發達の爲め、天職の爲め、將た幸福の爲め、極めて必要なりと雖、吾人は尙之に依つて、間接には、我國民の種々なる知的方面の短所を補はんと欲す。從來國民の頭腦は支那傳來の教權崇拜、讀書即學問流の學風に感染せられて、獨立的に、歸納的に、創始的に學術を研究するの技倆に乏しく、従つて獨立の思想や、發見發明に缺け、之が爲め、東洋の文明は遂に西洋文明に壓倒せらるゝに至りぬ。我日本帝國が世界列強の一として、將た東洋の先導者として、世界人文の進化を助成せんとするには、是非此の缺點を補充せざるべからず。而してその之を助成するの最も確實にして、又最も神速なる方法の一は、家庭教育を改良し、有效ならしむるのみならず、今一層兒童の頭腦をして、殊に科學的發明的にせざるべからず。而してその之をなすには、家庭教育の主任者たる母の頭腦を科學的發明的にせざるべからず。是れ吾人が生徒をして何事も自ら工夫し、計畫し考察せしむるの習慣を養ふと同時に、科學

的教育にも重きを置く所以なり。

### 第三項 知育の方法

知育の方法としては、既に述べたる所の本校の教育主義を應用し(第一)には自力主義に従ひ、出來得る限り、生徒自家の力を振つて、有用の知識を開拓し、有効の知力を鍛鍊し、その知識と知力とを自由に活用し、且つ知的修養に對する永久の興味を養成せしめ(第二)には、心身渾一主義に従ひ、管に講義、讀書又は思索に依つて、主觀的に知的修養を力むるのみならず、手工、料理、洗濯、その他動植、生理、衛生、物理、化學等の科學的實驗と、日常生活に於けるあらゆる經驗とに依つて、客觀的に知能を啓發し、空理想、若くは獨斷に流るゝことなく、又は感情的判斷に陥ることなく、事實の上に築き立てたる歸納的眞理に到達せんことを期せしめ(第三)には、大學部は勿論、高等女學校、小學校に於ても、褒狀、賞品或は成績點數發表等、外部の刺戟を用ひず、又假令試験は之を課するも、日課の勉學に重きを置き、所謂試験學問なるものゝ弊に陥ることなからしめ(第四)には、獲得したる知識鍛鍊したる知力は、出來得る限り、常に之を寮舍生活、學校生活、家庭生活等、實際の日常生活の上に活用せしめ、又は學問藝術の上に發表せしむ。如上は、是れ本校知育法の大體なりとす。

#### 第四節 德育上の主義

##### 第一項 宗教的德育主義

心身の渾一體たる吾人々類は、事物及びその法則の大源たる宇宙の實體、即ち基督教の神、佛教の眞如、儒教の天なるものと、その根本に於て同一たるが故に、人類は勿論禽獸蟲魚、草木より金石、土壤に至るまで、その關係に親疎遠近の別こそあれ、悉く同一根本より出で來るものにして、嘗に此等の萬物と相感通する所あるのみならず、尙進んで此の有限なる物心の根本にして、眞善美の實體たる、超人格的なるも而かも人格を包含する所の神佛又は天と稱せらるゝものを憧憬し、之に靈感し、同化せんことを渴仰する、是れ即ち人間の内外の活動を統一する所の最高理想にして、人間の物質的及び精神的生命の淵源たるを以て、従つて又道德の根本たり。而してかゝる宗教的根柢なき道德は、人間の眞髓に觸れざる、生命なき形式的道德に過ぎざるなり。斯の如く、本校には宗派を説かずして、生徒をして各宗派に共通たる宗教、其物の眞の生命に接觸せしめ、宗教の形式に拘泥せずして、その眞の精神を味ひ、以て道德の根本を培養せしめんとす。されども宗教の形式を取らんと欲するものあらば、そは各生徒の自由選擇に一任して敢て干渉せざるなり。要は形式

に拘泥して生命を没却せざるに在るのみ。教育に關する勸語は日本國民たるもの、恪守すべき實踐道德の要領を教示し給ふものにして、生徒をして之を躬行實踐せしむるは、我國のあらゆる學校の目的にして、本校教育の目的も亦茲に存するは、いふに及ばざる所なり。只吾人の憂慮措く能はざる者は、如何にせば充分に陛下の聖旨を貫徹し得べきやにあり。而して吾人が上述の如き宗教的德育主義を實行するは、正に之が爲めに外ならざるなり。

## 第二項 體得的德育主義

年齢十二歳以下の德育準備時代に於ては、感化と模倣、命令と服従とは兒童が克己の徳に進むの主要方便たりと雖、年齢十二歳以上の眞の德育時期に於ける德育の本領は、學生自家をして、理想を構成せしめ、之を行爲に實現せしむるにあれば、先づ第一に、理想の醇化發展を指導補助せざるべからず。されども、その理想が單に知的理想たるに止まり、感情之に伴はざる時は、行爲の羅針盤たるも、未だ以てその原動力たるを得ず。此の理想と感情との結合たるや、後天的結合なれば、兩者間の結合を圖るは、是れ實に德育上の要務たり。然れども、假令理想と感情とが相結合するに至るも、その感情は往々似て非なる情操に止つて、筋肉活動即ち實行の原動

力とならざること少しとせず。かくの如きは、心身渾一體たる人間の半面たる心的方面の、而かも知情の二方面に限りたる、部分的修養に過ぎずして、不完全たるを免れざるのみならず、徳育上極めて有害危険なり。かゝる有害危険なる感情的理想は、専ら直接の修身教授や讀書に依つて、所動的に部分的修養を施したる結果に外ならず。されば、苟も筋肉活動の原動力たる理想を養はんには、思想、感情の生活のみに依らず、日常の社會的生活の實際經驗に訴へ、心身の全部的修養を加へ、以て理想を能動的に養成し、醇化發展せしめざるべからず。かゝる方法に依り、理想が心の全體たる知情意の三面と筋肉活動との強固なる結合より成立し、内外經驗の進歩と相伴ふて漸次に發展し、生命ある有効の理想とはなるなり。吾人は之れを稱して體得的徳育主義といふなり。此の徳育主義に従ひ、本校に於ては、校長は毎週一回、各學部の生徒に對して、その眞の要求に應じて、實踐倫理の講義を授け、之を中心として、生徒各自の精神を主觀的に鍛鍊せしむると同時に、寮舎生活、學校生活、家庭生活等の實際の境遇や、その他の諸の機關を利用して、客觀的に之が實行的修養に努めしむ。

### 第三項 自敬と奉仕

本校に於て養成せんとする婦人の徳目少からずと雖、自敬と奉仕との如く、重大なるものはあらざるなり。我が日本の婦人は儒教佛教の感化と家族主義とに依つて、大に得たる所あると同時に、又失ふ所も少からざりき。その結果として、彼等は自己を漫りに卑下し、専ら他人に依頼するものとなり、自己の人格の尊嚴なる所以を自覺せず、徒らに唯々盲從するの陋習を生ずるに至れり。本校はかゝる弊風を醫せんが爲めに、先づ第一に、女子をして自己の人格の尊嚴を發見せしめ、之を尊敬し、之が發展に努力せしめ、以て婦人の合理化に力を注ぎつゝあるなり。されども、かゝる自己の合理的發展は、自己の幸福の増進を唯一の目的とするものにあらずして、又家庭、國家、社會、人類の發展幸福の爲めに、有效なる奉仕をなさしめんが爲めなり。蓋しかゝる有効なる奉仕を意識的に喜んでなす點にこそ、人格の價値は存するものなればなり。男女の差別なく、何人と雖、人の爲め、家庭の爲め、社會人類の爲め、國家の爲め奉仕すべきものたるは勿論なれども、婦人殊に我日本婦人に於ては、その一層切要なるを見る。古來日本婦人は一身の快樂利益を犠牲にして、親の爲め、夫の爲め、子の爲めに奉仕するの精神に乏しからず、寧ろ是れ家族主義の所産たる日本婦人の長所なりき。然れどもその奉仕たるや、往々止むを得ざるに出



でたる盲従不合理の屈従たるを免れず、而してその範圍も亦狹隘なりき。彼の儒教の三従の教の實行の如き、その實例なり。されば、己に對しては犧牲、他に對しては愛の實現たる奉仕は、殊に婦人の眞體の發揮にして、その天職の存する所なれば之を外にして婦人の立場なき所以を明瞭確實に悟得し、嘗に親の爲め、子の爲め、夫の爲め、兄弟の爲め、友の爲めなるのみならず、尙進んで人の爲め、社會の爲め、君の爲め、國の爲め、人類の爲め、喜び勇んで、己れを忘れ、勞苦を忍んで、盡瘁する所の婦人を養成せんとする、是れ實に本校教育の眼目なりとす。假令學に深く、技に長じたればとて、若しかゝる自敬奉仕の精神なき者は、本校卒業生たるの資格なきものとす。

#### 第五節 體育上の主義

體育は物理的精神的存在者たる人間の教育の基礎として、必要なるは言を俟たざる所なるが、一家の主婦となり、次代國民の母たるべき婦人に於て殊に然りとす。而して殊に我日本婦人の面かも高等教育上に於ては、その過去現在の體格體力の不完全なること、將來に於ける之に對する種々の希望とよりして、一層その切實なるを覺ゆ。是に於てか本校に於ては、當初より大に體育に重きを置き、附屬校に於ては勿論、各學部に於ても、三年間必修科目として團體的體操遊戲を課するのみ

ならず、學校衛生及び寮舎衛生の道を守らしめ、各生徒をして、各自の體質に適合したる個人的體育法及び個人的衛生法、例せば冷水浴、冷水摩擦、深呼吸法等を自由に撰擇して、日々夜々之を實行せしめ、且つ終生體育及び衛生に對して、衰へざるの興味を養はしむ。而して團體體操及び遊戲の如きも、その流派の如何を問はず、凡て一方には呼吸、循環、營養等身體の生活機關全部の調和的發達を促がすに足るものと、一方には、姿勢を正確、優美ならしめ、四肢の運動を敏活ならしむるものにして、苟も我日本婦人の體格と、我國俗とに適合するものは、悉く之を採用すると同時に、又一方には、精神の鍛鍊、修養及び休養となるものを、適宜併用するを以て、本校の體育主義とはするなり。

#### 第六節 漸進主義の教育

今や我日本は新舊文明代謝の時代にして、家庭に於ても、社會に於ても、往々にして新舊思想の衝突あるを免れざるなり。此の時に際し、新時代の新教育を受けたる者は、如何なる精神態度を以て、世に處せしむべきやは、教育家、殊に女子教育家の熟慮すべき問題なりとす。我校は日本の家庭、國家、社會の進歩發展に聊か貢獻する所あらんが爲めに設立せられたるものなれば、その教育の方針が、進歩的なるは

自然の勢なり。然れども、吾人は本邦の過去の歴史と、現在の國狀とに、遠く隔離したる突飛の教育を施すが如き愚を演ずるものにあらず。進歩的改良的なれども、それは秩序的漸進的にして、如何に高尚の理想を懐くも、一脚は過去に、一脚は將來に立して、現在に着眼しつゝ建設的に進歩せんことを要するものなり。かるが故に本校卒業生たるものは、例せば如何に舊風の家庭に嫁ぎ、如何に舊思想の舅姑に使ふるも、善く之れと相調和し、深く藏して自己の理想を喋々することなく、假令改善すべき點ありとするも、事情の不可なるものあれば、隱忍又隱忍、水の混々として晝夜を捨てざるが如く、孜孜として時機の到來を促がし、その到來を待つて、初めて徐徐に理想の實現に着手すべきなり。彼の漫りに高尚の理想に憧憬して、現實の實生活に躓き、人生の汚泥中に陥るが如きは、吾黨の婦人に非ざるなり。

### 第三章 評議員及び教職員

#### 第一節 財團法人としての本校の評議員

侯爵 蜂須賀茂韶

土倉庄三郎

教務委員

伯爵 大隈重信

大倉孫兵衛

理事

子爵岡部長職

伯爵樺山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

村井吉兵衛

敎務委員

男爵久保田讓

麻生正藏

敎務委員

侯爵西園寺公望

男爵北畠治房

男爵三井八郎右衛門

監事

三井三郎助

財務委員

男爵澁澤榮一

廣岡淺子

廣瀬寶榮

廣海二三郎

財務委員

森村市左衛門

住友吉左衛門

第二節 現在の敎職員

第一項 大學部敎職員

一 職員

成瀬仁藏

學 監

麻生正藏

塘 茂太郎

圖書館主任

松浦政泰

片岡敏治郎

會計

芹澤幹方

校 長  
幹 事  
庶 務

教務

上野桃枝 會計  
近藤鶴代 庶務

金子貞  
佐相寅藏

二 教 授

東洋史、漢文學

文學博士 市村瓚治郎 家 事

井上 秀

本邦史、國文學

文學博士 萩野由之 本邦人文史

文學博士 芳賀矢一

植物學

バチエラ、  
オプ、アーツ 服部他助 國文學

穗積 銀

生理學

醫學博士 大澤謙二 日本禮法

小笠原清務

西洋美術史

文學博士 大塚保治 法 制

法學博士 奥田義人

博 物

文學博士 渡瀬庄三郎 國文學

渡邊 英一

日 本 畫

川端玉章 漢文學

川野健作

數 學

樺 正 董 衛生學

醫學博士 橫手千代之助

裁 縫

吉田しづこ 兒童研究

高島平三郎

動物學

理學士 高倉卯三 國文學

文學士 武島又次郎

倫理、教育

成瀬仁藏 應用理化

理學博士 長井長義

經 濟

文學士 中隈敬藏 西洋歷史

マスタール、  
オプ、アーツ 村 田 勤

西洋人文史	文學士 村川堅固	西洋歷史	法學博士 淨田和民
植物學	理學士 草野俊助	西洋畫	松井昇
英文學	松浦政泰	英語、英文學	ミス、フリッツプス
本邦史	文學士 藤岡繼平	心理學	文學博士 福來友吉
物理學	後藤收太	物理、化學	近藤耕藏
料理	手塚かね	倫理學、心理學、教育學	麻生正藏
英語	ミス、アズバン	園藝學	農學士 佐々木祐太郎
英語	岸本能武太	教育學	湯本武比古
衛生學	醫學博士 三宅秀	漢文學、國文學	三輪田眞佐
國文學、和歌	三宅龍	植物學	理學博士 三宅驥一
教育學、教授法	篠田利英	體操	白井規矩郎
英語	島田重祐	國文學	文學士 下村莢
鑛物學	理學博士 神保小虎	國語、漢文	弘田由己
國文學	文學博士 關根正直	數學	理學士 千本福隆

三 囑托教師

西洋料理

渡邊鎌吉 造花

金子友枝

造花

遠山もとピアノ

久野久

グアイオリン

安達孝 薙刀

矢澤いさ

茶道

松浦恒生 花

兒島文茂

日本料理

赤堀菊 琴

佐藤佐久

四 科外講師

文學博士 井上哲次郎

戸川安宅

男爵 神田乃武

藥學博士 田原良純

文學博士 坪内雄藏

醫學博士 中濱東一郎

中川謙二郎

村井知至

文學博士 上田萬年

文學博士 松本亦太郎

醫學博士 青山胤通

文學博士 三上參次

五 校醫

東洋內科醫院長

醫學士 高田畹安

耳鼻咽喉科病院長

ドクトル

小此木信六郎

前田 園



第二項 附屬高等女學校教職員

校長	成瀬仁藏	學監	麻生正藏
教諭	井上秀	音	伊藤鈴
理科、修身	犬飼すみ	同	八田敏
裁縫	八藤富	同	穂積銀
英語	本間哲	同	戸田二郎
裁縫	小野銅之助	同	若木里
習字	樺正董	同	田中貞
數學	丹下うめ	教諭	中村梅太郎
理科	永井だい	同	長井久
理科	村田勤	同	松井昇
歷史、英語	藤田よね	同	小泉康代
理科	手塚かね	同	安達孝
家事	蘆澤茂	同	櫻井登美
體操	西洞たみの	同	笹木幸
國語		作	
		法	

同 體 操 白井規矩郎 同 修身、理科 平野 濱

同 國 語 弘田由己 同 數 學 檜山 繁

第三項 附屬豐明小學校職員

校 長 成瀬仁藏 學 監 麻生正藏

小學校主事 文學士 河野清丸 同 教 員 藤原千代

同 武井てい 同 山本りやう

同 小野ちやう 同 宇都宮多歌

同 小川はる 同 高桑はな

同 武市綾子

第四項 附屬豐明幼稚園職員

園 長 成瀬仁藏 學 監 麻生正藏

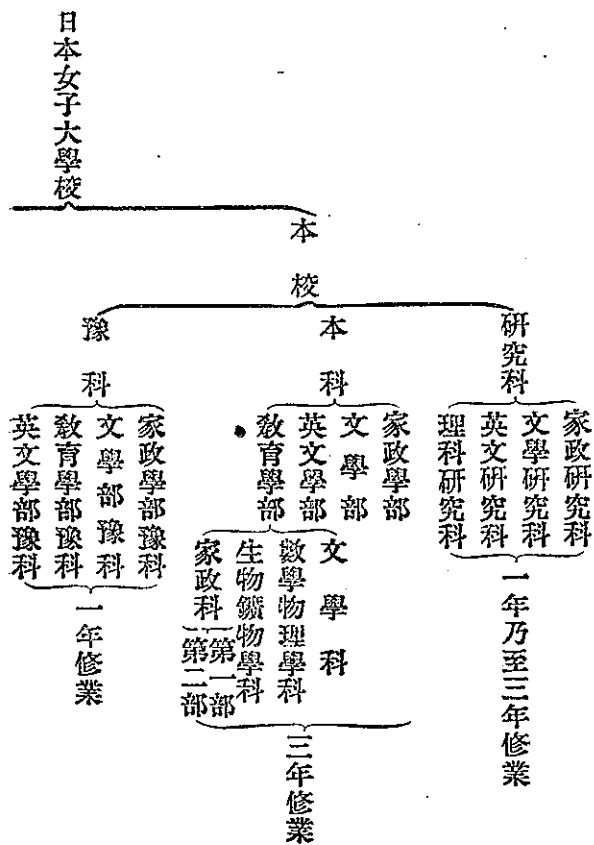
主任保姆 甲賀藤 同 松田しい

同 奥田ため 同 武市綾子

第四章 本校全體の編制

第一節 現時開設の學部及び附屬校

既に設立趣意書抜萃中に述べたるが如く、本校は下は幼稚園より、上は大學部に至る迄、首尾一貫、系統整頓せる、教育制度の下に、一定の教育の目的主義及び方法を實施するの趣旨に基き、目下左の諸學部及び諸學校を設置す。



高等女學校 五年修業  
附屬校 小學 校 六年修業  
幼稚園 三歲乃至五歲

## 第二節 文部省の特典學科

開校以來本年度即ち明治四十三年度に至る迄卒業式を行ふこと茲に八回卒業生の總數實に壹千百五十名を越え、平均毎年百二十名内外なりとす。而して最近數年間、時勢の變遷の然らしむる所か、此の百二十名内外の卒業生中、中等教員たらんことを希望するもの、約三十名内外あるに至りぬ。元來我が校設立の眼目は、高等の教育あり、高尚の性格ある婦人を養成し、社會國家の發展、世道人心の誘掖に微力を盡さんとするに在つて、教員の養成の如きは其の目的にあらざりしも、斯くの如く時勢の推移に餘儀なくせられて、教員志望者の數増加し、一方吾人が多年主唱し、實行し來りたる教育主義の下に、教育したる教育家を寄與するの必要、我が國の教育界に存することを認むると同時に、學校の基礎も漸く強固を加へ、校風も亦大に確立し、又機械的、形式的、抽象的、空理的、教育的の弊に壓倒せらるゝの虞なきを信ずるが故に、遂に教育學部を設立するに至りぬ。而してその自然の結果として無試験

檢定の特典を授與せられん事を文部省に出願するや、文部當局者は親切公平に調査し、遂に本年三月廿四日教育學部家事科第一部及び第二部の明治四十六年三月以後の卒業生に對し、明治三十二年文部省令第二十五號に依り、無試験檢定にて、高等女學校及び師範學校の家事科教員の免許狀を授與せらるゝの特典を許可せられたり。

### 第三節 四學部の科目の種類

家政學部の特色は中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育を施し、主婦たるものゝ性格と技倆とを養成しその天職を完うせしめんが爲め、我國の家庭生活の現狀を標準として、必要なる科目を統一編制し、教授は常に交際を重んじ、理論に偏することなく、よく理論と實際とを調和し、堅實有用の婦人を養成せんとするに在り。文學部に於ては徒らに感情に流れ空想に走るの弊を避けんが爲め、内外人文史を以て中心とし、之を補ふに東西歴史と國語漢文とを以てし、特に國語の内にも文學史文學概論は重きを置き、思考讀書及び發表の力を養ふと同時に、情操の醇化を練り、以て健全にして高尚なる文學趣味を養成せんとす。英文學部は交際語として、最も廣く世界に行はれ我國に於ては、殊に新知識を收得するの要具

として普く、中等以上の學校に課せられ文學として高尚健全なる思想感情に富みたる英語を學習して、高潔なる品性を修むると共に、讀書力及び實用力を養ひ且それに依つて知識收得の力を得、後來家庭教育上にも利用して、母たるの職務を有効に完成せしめんとするを以てその特徴とす。教育學部は主として教師志望者の爲めに設けたるも、女子は自然の教育家たる者なれば、教師志望者にあらざるも、その最大天職たる母たるの本務を完うするの資格を修むるには、極めて適切なる學部なり、就中家政科第一部及び第二部の卒業生はその成績佳良なる場合、文部省より無試験にて家事科の中等教員たる資格を授けらるゝ特典を有す。

又科目の種類に就て之をいへば、事情の許す限り、次節學科課程表に示すが如く、各學部の學科目を分つて、必修科目、選修科目及び隨意科目の三種となし、一方には純粹の必修制度に伴ふ劃一主義の弊を避け、一方には各人の個性及び要求に應ずるの餘地を設けたり。必修科目中には殆んど各學部を通じたる共通科目あり、是れ倫理學校及び實踐倫理は何人も學ぶべき科目にして、本校教育の中心點、生命の源泉ともいふべく、又心理及び教育に關する科目は、次代の國民の母たるべき婦人には缺ぐべからざるものたればなり。即ち本校が人格教育及び母としての婦人の

教育に如何に重きを置くかは之を以ても知るべきなり。

第四節 大學各學部本科豫科及び附屬校の學科課程及授業時間  
配當

家政學部豫科		文學部豫科		家政學部豫科	
科	身	裁	數	英	國語及漢文
目	實踐倫理	裁	學代數、幾何	語講讀、文法	講讀、作文、文法
授業時間	一	三	三	五	九
科	料	計	體操	音樂	圖畫
目	理科		普通體操、遊戲體操、教育體操、容儀體操	唱樂、樂器練習(隨意)	圖畫
授業時間	二	二九	二	二	二

家政學部豫科に同じ





教育學部家政科第二部豫科

科	目		授業時間	科	目	授業時間
	身	實				
修	身	實	一	料	理	二
國語及漢文	講讀、作文、文法	講讀、作文、文法	六	圖	畫	二
英語	講讀、文法	講讀、文法	五	音	樂	二
數學	代數、幾何	代數、幾何	三	體操	普通體操、遊戲體操、教育體操、容儀體操	二
裁縫	裁縫	裁縫	七	計		三〇

教育學部文科豫科

家政學部豫科に同じ

家政學部本科

科	目	學年	授業時間	
			第一學年	第二學年
心理及教育	心理學	二	二	二
修身	實踐倫理	二	二	二
心理及教育	心理學	二	二	二
教育學	同上	二	二	二
家庭兒童話研究	實踐倫理	三	二	二





必			英 文 學 部	目科修選			目 科					
心理及教育	修 身	科 目 學 年		圖 畫	音 樂	料 理	計	體 操	英 語	漢 文	國 文	國 語
二	二	第一學年					二八	二 <small>普通體操、遊戲體操、 教育體操、容儀體操</small>	五 講讀、文法	二 講讀		國文學概論(三) 文學概論(三) 及辭學作歌(二)
二	二	第二學年					二七	二 同	五 同	二 同		四 本邦人文史(二) 附東洋人文史 西洋人文史(二)
二	二	第三學年				二七	二 同	五 同	二 同		五 本邦人文史(四) 附東洋人文史 西洋人文史(二)	
兒童家庭研究	應用社會學	第三學年										

意隨		目科修選					目科修					
法	應	料	園	美	生	漢	哲	體	料	歷	國	英
制	用	理	藝	術	理	文	學	操	理	史	文	語
	二				二	二	一	二	三	一	二	二
					生	講	哲	普	料	西	講	散
					理	讀	學	通	理	洋	讀	文
							總	體		史	時	美
							論	操			文	文
								操			文	講
												讀
	二	二		二	二	二	一	二		一	二	一
				西	衛	同	哲	同		同	翻	修
				洋	生	上	學	上		上	譯	辭
				美			史				學	學
				術							文	作
				史							上	文
												上
	二	二	二	二				二		一	一	一
			園					同		同	翻	二
			藝					上		上	譯	三
												同
												文
												學
												史
												作
												文
												上

意隨	目 科 修 必							科 目 學 年	授 業 時 間	教育學部理化數學科本科
	圖 畫	計	體 操	家 事	英 語	物 理 及 化 學	數 學			
	二五	二	二	五	五	五	四	二	第一學年	
		普通體操、 教育體操、 容鐵體操	家 事	講 讀、 文 法	物 理、 化 學	算 術、 代 數	心 理、 育 理、 史 學	倫 理、 倫 理		
	二五	二	二	五	五	五	四	二	第二學年	
		上	上	上	上	代 數、 幾 何	教 育、 育 理、 學 法	上		
	二五	二	二	五	六	四	四	二	第三學年	
		上	上	上	上	三 角 法	管 理 法、 兒 童 研 究 當 今 內 外 の 教 育 問 題	實 踐 倫 理		

目 圖	科 音
畫	樂

科目	音	樂				
----	---	---	--	--	--	--

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し各週實地教授の練習を課す

教育學部博物科本科

意隨	必修科目							科 目 學 年	授 業 時 間	第一學年	授 業 時 間	第二學年	授 業 時 間	第三學年	
	圖	計	體 操	家 事	英 語	博 物	心 理 及 教 育								修 身
	二	二	二	五	一〇	四	二	第一學年	二	二	第二學年	二	二	第三學年	
		普通體操、 教育體操、 遊戲體操、 容儀體操	家事	講讀 文法	植物(六) 動物(四)	心理 教育 史學	倫理 實踐 倫理	第一學年			動物(二) 植物(二) 地質(二) 生理衛生(六)	同上	同上	同上	
	二	二	二	五	一〇	四	二	第二學年	二	二	第三學年	二	二	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二學年			同上	同上	同上	同上	
	二	二	二	五	一〇	四	二	第三學年	二	二	同上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三學年			同上	同上	同上	同上	



目科	音	樂				
----	---	---	--	--	--	--

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

教育學部家政科本科

部二第		部一第		料	家	心	修	科	目	學	年	授	業
裁	應	數	物										
縫	用	學	理	一	二	二	二	第一	倫	實	二	二	年
裁	理	代	化	料	家	論	倫	一	理	踐	二	二	年
縫	化	數、三	學(四)	理(實)	事(實)	理學	理學	學	倫	倫	二	二	年
裁	學	角法	(四)(實)	(實)(回)	(回)	學	學	理	理	理	二	二	年
縫	(實)		(回)								二	二	年
同	上	代	同	同	同	教	教	第二	同	同	二	二	年
上	上	數	上	上	上	授	授	學	上	上	二	二	年
同	上		(實)	(同)	(實)	法	法	學	上	上	二	二	年
上	上		(回)	(回)	(回)	學	學	法	上	上	二	二	年
同	上		八	一	二	四	二	第三	實	踐	二	二	年
上	上		同	同	同	教	教	學	踐	倫	二	二	年
	上		上	上	上	授	授	法	倫	理	二	二	年
	上		上	上	上	法	法	學	理	理	二	二	年
	上		上	上	上	演	演	習	理	理	二	二	年
	上		上	上	上	習	習	習	理	理	二	二	年
	上		上	上	上	習	習	習	理	理	二	二	年

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し實地教授の練習を課す

教育學部文科本科

必	科	年	授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
			倫理學	實踐倫理	同上	實踐倫理		

科目	意圖	目						科			
		音	圖	計		體	英		國	經	生理及衛生
				第一部	第二部						
樂	書			二八	三〇	二	三	二		二	生、理、學
				二八	三〇	二	三	二		二	衛、生、學
				二六	三〇	二	三	二	二	二	經、濟、學

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

高等女學校學科課程及時間表

科目	隨意科目		修 科 目						
	音	圖	體	英	歷	漢	國	心理及教育	
第一學年	樂	畫	計	語	史	文	語	二	
第二學年			二九	操	五	五	一〇	二	
第三學年			二九	二	三	五	一〇	二	
第四學年			三〇	二	三	五	九	四	
第五學年				上	上	上	上	上	

時間一週  
第一學年  
時間一週  
第二學年  
時間一週  
第三學年  
時間一週  
第四學年  
時間一週  
第五學年

普通體操、遊藝體操、教育體操、容儀體操

心理學、論理學

教授法、教育學

教授法、管理學、演習



理 科	地 理	歴日 史本	算 術	國 語	修 身	教 科
						目 年
			四	八	二	毎週時間
			二十以下ノ 數ノ範圍内 ニ於ケル數 ヘ方、書キ 方及加減乘 除及百マア テノ數ノ唱 方ノ方、讀	發音、假名 及近易ナル 普通文ノ讀 ミ方、書キ 方、綴リ方、 話シ方	二	第一學年 道德ノ要
			五	一〇	二	毎週時間
			百以下ノ範 圍内ニ於ケ ル數ヘ方、 キ方及加減 乘除及千マ テノ數ノ唱 方ノ方、讀	假名、日常 須知ノ文字 及近易ナル 普通文ノ讀 ミ方、書キ 方、綴リ方、 話シ方	同上	第二學年
			五 通常ノ加 減乘除	二三 日常須知ノ 文字及近易 ナル普通文 ノ讀ミ方、 書キ方、綴 リ方、話シ	二	毎週時間
			五 通常ノ加減 乘除及小數 ノ呼ヒ方書 キ方及加減 乘除	一三 同上	二	毎週時間
			四 加減乘除度 量衡貨幣及 時ノ計算、 簡易ナル小 數	一〇 日常須知ノ 文字及近易 ナル普通文 ノ讀ミ方、 書キ方、綴 リ方	二	毎週時間
二 常ノ物理化	三 ノ日本地理 ノ大要	ノ日本歴史 ノ大要	四 前學年ノ續 キ	四 小數分數 歩合算	二	毎週時間
二 同上及人	三 前學年ノ續 キ及ビ滿州 其ノ他外國 地理ノ大要	同上	同上	同上	二	毎週時間

計	裁縫	手工	體操	唱歌	圖書	
二一		二 簡易ナル 細工	三遊 戲	一 平易ナル 單音唱歌	一單 形	
二四		二同 上	三同 上	一同 上	一同 上	
二七		二同 上	三遊 普通體操 戲	一同 上	一 簡易ナル 形體	
二七		二同 上	三同 上	一同 上	一同 上	
三女二男 〇九	二 運針法通常 方ノ衣類ノ縫	二同 上	三 遊戲、男 兵式體操	一 單音唱歌	女男二 同 上	學上ノ現象
三女二男 〇九	二 通常衣類、 チ方、縫ヒ	二同 上	三同 上	一同 上	女男二 同 上	初歩

第五節 選科生の選修科目

教授上差支なき限り、大學部各學部に選科生の入學を許可し、一科目又は數科目を  
 選修するの便宜を與ふるも、實踐倫理は必修すべきものとす

第六節 研究科の科目

目下開設せられたる研究科は、既述せし如く、本科と同様に家政、文學、英文、教育の四

種にして、研究生は卒業したる學部の固有科目中より、自己の專攻科目を選定し、教師指導の下に、之を研究するものとす。

現在設置の研究科目は左の如し。

(一) 家政研究科の科目

家庭應用化學

(二) 文學研究科の科目

日本文學 國語

(三) 英文研究科の科目

英語 英文學

(四) 教育研究科

數學 物理學 動物學

第七節 科外科目

第一項 科外隨意技藝科目

科外隨意技藝科目とは、孰れの學校學部にも專屬せず、小學校の上級生以上の生徒は、何人たりとも、學力及び時間の餘裕ある者は、之を隨意に選擇し、校長の許可を

得て、學修するを得べきものとす。

その種類左の如し

ピアノ　　ヴァイオリン　　オルガン　　琴　　唱歌　　體操　　造花　　生花　　茶道

### 第二項 科外講演

科外講演は、大學正科學習の參考、補缺に供せんがため、平常専門大家を科外講師に囑托し、或は臨時内外の名家に請ふて、毎學期適宜之を開催するものにして、校外婦人と雖、亦出席傍聽することを得。

## 第五章 入學退學及び休學の規定

### 第一節 入學の規定

#### 第一項 入學の時期

(一)定期入學　　大學各學部本科豫科より高等女學校小學校幼稚園に至る迄、毎學年の初め一回とす。

(二)臨時入學　　大學各學部本科を除くの外、豫科、高等女學校、小學校、幼稚園は、缺員ある場合に限りて許可す、但し轉學生の外は、凡て試験を課す。勿論幼稚園は此



限にあらず。

## 第二項 入學の資格

(二)各學部本科入學の資格

(1) 無試験入學の資格

身體健全、品行方正、年齢十七歳以上の者にして、左の資格の一を有する者。

但し文學部本科に入學する者は、本校英文學部豫科卒業の程度に準じて、英語の入學試験を課するものとす。

(イ)本校附屬高等女學校及び修業年限五箇年の官公私立の高等女學校卒業者。

(ロ)女子師範學校卒業者。

(ハ)修業年限四箇年の高等女學校卒業後、尙一箇年専攻科又は補習科を修了したる者。

本項の入學志願者に對しては場合により、學力を檢定することあり。

(2) 各學部本科特別試験入學の資格

(イ)修業年限四箇年の高等女學校卒業後一箇年以上の學歴ある者。

(ロ)専門學校入學者檢定試験規程に依り、試験に合格し、尙一箇年以上の學歴ある

者。

(3) 無試験検定の特典を受け得る資格

教育學部家政科第一部及び第二部には、前掲の入學資格ある者は、何人も入學するを得るも卒業後高等女學校及び女子師範學校の教員として、無試験検定の特典を受け得る者は、成績佳良にして、左の資格の一を有する者に限る。

(イ) 修業年限四箇年の公立高等女學校若しくは女子師範學校卒業生にして、豫科に入學し、豫科一箇年、本科三箇年都合四箇年間在學の上、卒業したる者。

(ロ) 修業年限五箇年の官公私立高等女學校若しくは女子師範學校卒業生にして、本科に入學し、三箇年間在學の上、卒業したる者。

(ハ) 修業年限四箇年の公立私立高等女學校卒業後、一箇年以上專攻科又は補習科を修め、直ちに本科に入學し、三箇年間在學の上、卒業したる者。

(ニ) 専門學校入學検定規程により、一般の専門學校入學に關し指定を受けたる學校を卒業し、若しくは同規程に依る試験検定に合格して、豫科又は本科に入學し、三年間若しくは四年間在學の上、卒業したる者。

(三) 豫科入學の資格

## (1) 無試験入學の資格

品行方正、身體健全、年齢十六歳以上の者にして左の資格の一を有する者。

(イ) 修業年限四箇年の官公私立高等女學校卒業者。

(ロ) 専門學校入學者檢定規程に依り、無試験檢定を受くる資格ある者。

(ハ) 専門學校入學者檢定規程に依り、試験合格證書を有する者。

(ニ) 修業年限五箇年の官公私立高等女學校の第四學年を修業したる者。

(ホ) 本校が修業年限四箇年の高等女學校同等以上と認定したる女學校の卒業者

## (2) 受験入學者の資格

前項の資格なきものにして、修業年限四箇年の高等女學校の程度に準じて課したる入學試験の合格者。

## (三) 選科入學の資格

品行方正、身體健全、年齢十七歳以上にして左の各項に該當する者。

(1) 正科生たるの資格なきも、本校に於て所選科目を學習するに堪ふると認定したる者。

(2) 正科生たるの資格あるも、事情の爲め選科を志望する者。

(四) 研究科入學の資格

本校各學部の正科及び選科卒業生。

(五) 高等女學校入學の資格

(1) 無試験入學の資格

(イ) 第一學年級の無試験入學の資格

(甲) 無試験定期入學の資格 年齢滿十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者。

(乙) 無試験臨時入學の資格 同程度の高等女學校より轉學する者。

(ロ) 第二學年級以上の無試験入學の資格 同程度の高等女學校より轉學する者。

(2) 受験入學の資格

前項の資格を有せざる者にして、本校に於て課したる各學年級相當の入學試験に合格したる者。

(六) 小學校入學の資格

年齢滿六歳以上にして、身體健全なる男女兒は第一學年級に編入し、第二年以上に

入學する者は轉學生の外は、凡て試験を課す。

(七)幼稚園入園の資格。

年齢満三歳以上の男女幼児。

第三項 入學試験科目及び程度

(一)本科入學の特別試験科目及び程度

修業年限四箇年の高等女學校卒業者若くは専門學校入學者檢定規定により試験に合格し、尙一箇年以上の學歴ある入學志願者に對し、修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に準じて左の科目の特別試験を課す。

(1)家政學部 國語講讀、文典、作文 算術 物理 化學

(2)文學部 國語講讀、文典、作文 算術 歴史日本、東洋、西洋 物理

(3)英文學部 國語講讀、文典、作文 算術 歴史日本、東洋、西洋 物理 英語講讀、文典、作文、會話 (スケツ、チアツに準ず)

ケの程度に準ず)

(4)教育學部

(1)文科 國語講讀、文典、作文 算術 歴史日本、東洋、西洋

(2)理化數學科

(3) 博物科

國語講讀 文典  
作文

算術

物理

化學

(4) 家政科

(二) 本科入學の特別試験科目の免除

修業年限四箇年の高等女學校を卒業し、尙一箇年以上補習科若くは專攻科に在學したる者は、前項の試験科目中、補習科若くは專攻科に於て、一週二時間以上修業したる科目ある場合には、該科目の試験は之を免除す。而して算術は幾何若くは代數を以て之に代ふることを得。

(三) 豫科入學の試験科目及び程度

無試験にて豫科に入學する資格なき者に對しては、修業年限四箇年の高等女學校卒業の程度に準じ、左の科目の入學試験を課す。

(1) 家政學部 豫科

(2) 文學部 豫科

修身

國語

歴史

地理

數學

(3) 教育學部 豫科

(4) 英文學部 豫科

前科目に英語を加ふ

(四) 選科入學試験科目

## (1) 各學部の入學試験科目

各學部の選科入學志願者にして、無試験入學の資格なき者に對して、修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に準じ、左の科目の入學試験を課す。

國語 講讀、文典、  
作文 數學 算術、幾何、  
若くは代數 歴史 日本、東洋、  
西洋 動物 植物 物理 化學

## (2) 英文學部の入學試験科目

英文學部選科入學志望者に對しては、前記科目に加ふるに、スケッチブックの程度に準じて左の入學試験を課す。

英語 譯讀、文典、  
書取、會話、  
作文

## (五) 高等女學校入學試験科目及程度

(1) 高等女學校第一學年級に無試験にて定期入學する資格なき者に對しては左の科目の入學試験を課す。

讀書 作文 習字 算術 日本歴史地理 理科

(2) 高等女學校各學年級に、臨時無試験入學の資格なき者即ち轉學者以外の者に對しては、入學せんとする學年まで履修したる全科目の入學試験を行ふ。

## 第四項 入學の手續

(二) 入學願書及び履歷書

入學志願者は左の各號書式に従ひ、入學願書及び學業履歷書若くは經歷書各一通を美濃紙に認め差出すべきものとす。

第一號本校入學願書々式

入 學 願 書

無試験入學志願者は「試験の上」を略し  
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本 籍 府 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉何女

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何學部(本科)へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歷書相

添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿



第二號同上履歷書々式

106

履 歷 書

本 籍 府 縣 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姊 何 妹 女

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一 ……

第三號高等女學校願書々式

賞罰

右之通に候也

年 月 日

右

何

誰

入學願書

本籍 縣 府 國 市 區 町 村 番 地

華士族平民何某  
何姉 何妹

何

誰

生年月日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學爲致度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

右父兄

年 月 日

何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

第四號同上履歷書

履 歷 書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 女

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 以 前 何 地 以 後 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 迄 何 學 校 に 於 て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 以 後 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

第五號小學校入學願書々式

一.....

一賞罰

右之通に候也

年 月 日

右父兄

何

誰印

入學願書

本籍 縣 府 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右之者御校附屬豊明小學校へ入學爲致度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

現住所

年 月 日

右父兄或は後見人

何 誰印

日本女子大學校長氏名殿

第六號同上經歷書

經 歷 書

本籍 縣 府 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 女

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

第七號幼稚園入園願書書式

一何年何月より何年何月迄幼稚園在園

一……………

右之通に候也

右父兄

年月日

何

誰印

入園願書

本籍 縣府 國 郡市町 番地

華士族平民何某 弟何妹女

何 誰

生年月日

右之者御校附屬豊明幼稚園へ入園爲致度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

年月日

右父兄、或は後見人

何 誰印

日本女子大學校長氏名殿

第八號同上經歷書書式

經 歷 書

幼 兒 何

某

一族籍北海道何市區  
何府縣郡何町何番地華士族  
平民何某  
兄弟等

一住所東京府何區何町  
市何區何村番地何某內

一家長の職業 何官何商工何社の何役等（他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すへし）

一出生地

一出生年月日

一養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一痘種痘等或は天然痘

一生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一食物其他の好惡

一氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

年 月 日

右  
後父兄

何

某

(二)添付書類

入學志願者は、前項入學願書履歴書に、左の書類を添へて差出すべきものとす。

(1) 本科及び豫科入學者

(イ)卒業若くは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表、及び身體の健否、並に品行に關する證明書。

(ロ)卒業證書若くは卒業見込の證明書。

(2) 高等女學校入學者

(イ)高等女學校第一學年級の入學志願者は、其在學せる學校の修業證書、若くは修業見込の證明書。

(ロ)高等小學校第一學年級以上の課程を卒へ、又は高等女學校以外の學校に



在學せし者の第二學年級以上の入學志望者は、其學校の修業若くは卒業見込の證明書或は修業證書、又は卒業證書及び學業の成績、身體の健否、並びに品行に關する證明書。

(三)在學證書及び保證人

入學の許可を得たる者は、年齢三十歳以上にして、東京市又は本校に接近したる郡村に於て、一家計を立て、當人の監督をなし、一切の事柄に責任を負ひ得べき者(父母又は其の他の男女を保證人として、左の書式の在學證書を差出すべきものとす。保證人長く旅行する場合は相當の代理人を定むべく、保證人死去若くは轉住の節は保證人を改め、更に在學證書を差出すべし。

本校附屬高等女學校及び小學校在學證書々々式

在學證書

現住所

本籍縣 國 市 區 町 村 番 地 華 士 族

平民 何某 何某 姉 妹 女

何 誰

三收印  
紙入錢

生 年 月 日

右之者今般御校（…）へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は  
勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也

但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現 住 所

本 籍 族

職 業

年 月 日

保 證 人 何

誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

生 年 月 日

幼稚園在園證書々式

在 園 證 書

府 郡 區 町 番 地 華 士 族 何 某 何 男 何  
縣 市 村 平 民 何 某 女 弟 妹 等

印 收 三 印  
紙 入 錢

何 某

生 年 月 日

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族  
何府縣 平長

年 月 日

右保證人 何

某印

日本女子大學校長氏名殿

第二節 及落及び卒業の規定

第一項 及落の規定

(一)附屬校の規定 各科目の平常成績により、教員會議に議決を以て、各生徒の及落を評定し、及落者には修業證書を授く。

(二)各學部本科の規定 各科目平常の成績と、必修科目學期試験の成績とに依り、教員會議の議決を以て、各生徒の及落を評定す。

第二項 卒業の規定

(一)豫科及び附屬校の規定

(1) 豫科修了生には修了證書を授く。

(2) 高等女學校及び豊明小學校の卒業生には卒業證書を授與す。

### (二)各學部本科の規定

(1) 正科生の卒業は第三學年の各學科目平常の成績と、必修科目學期試験の成績とに、卒業論文を參照し、教員會議の議決を以て、之を評定し、卒業者には卒業證書を授與す。

(2) 選科生の卒業は、第三學年の各所選科目平常の成績と學期試験の成績とに、卒業論文と參照し、教員會議の議決を以て、之を評定す。

### 第三節 退學及び休學の規定

#### 第一項 退學規定

(一)退學願書 本校及び附屬校の生徒にして退學せんとする者は、保證人連署の上、其の理由を認めたる退學願書を差出すべきものとす。

(二)退學處分 本校及び附屬校の生徒にして左の各項の一に該當する者には、退學を命ず。

(1) 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者。

(2) 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者。

(3) 引續き一箇年以上缺席したる者。

(4) 正當の理由なくして引續き一箇月以上缺席したる者。

## 第二項 休學規定

各學部本科及び豫科の生徒にして、疾病其の他の止むを得ざる事故の爲、三箇月以上修學し能はずと認むる時は、豫めその許可を得て一學年以内の休學をなすことを得、休學の事故止む時は、休學期限内と雖も、休學を解除し原級に復せしむるを得。

# 第六章 寮の組織目的及び寮規

## 第一節 寮舎の組織及び目的

本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし、學校教育の一要素とし、家政實習の經驗を得せしむるのみならず、實に品性修養の源泉たり。故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は、悉く之を寮舎に收容す。現今寮舎の數は普通寮二十、折衷寮二、洋風寮一、少女寮一、都合二十四にして、各寮に寮監一名ありて之を指導監督し、寮監の下に主婦あり、上級生交代之に任じて家事を掌

り、寮生亦交るゝ庖厨洒掃の務に服す。各寮又經濟を別にし、炊事を異にし、別に一家をなす。其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は、凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず、言語動作衣食住衛生經濟裝飾等の事、悉く自ら講究し、實行し、親しく其得失を實驗せしむると共に、寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ、一家相扶け、友愛の情、團結の念、勤勞の趣味、犠牲の精神を養ひ、和氣藹然たる内に規律整然たる美風を作らしむ。

## 第二節 寮 規

(一) 寮生の心得 本校の寮生たる者は、克く寮の目的を會得し、教職員の命を奉じ、寮監指導の下に長幼相助け、親和を旨とし、自奮自修の精神を以て、何事にも相一致して、家庭同様の共同生活を營むべきは、勿論事々に秩序を保ち、時間を守り、禮儀作法を慎み、言語動作を快活優美にして、殊に精神の修養、身體の健康に注意すべし。

(二) 入寮の種類 一般入寮希望者は、普通寮に入寮せしめ、特別希望者は各自の志望に依り、折衷寮又は洋風寮に入寮せしむ。又小學校女生徒の入寮生は、之を少女寮に入寮せしむ。

(三)主婦の任務 上級生二名宛をして、定期交代に主婦の位地に立ち、寮監指導の下に寮務一切を處理するの任務を負ひ、家政實習の經驗を積ましむ。

(四)家事の分擔 寮生は長幼の別なく、凡て各自相當の家事を分擔し、當番の役に服し、寮監及び主婦の指導の下に、家事を實習せしむ。

(五)病者の取扱 寮生中病者ある時は校醫之を診し、病狀の輕重により、相當の取扱をなす。

第三節 入退寮の規定

(一) 入寮の手續 入寮希望者は、左の書式に従ひ、入寮願書を(新入寮生は入寮願書に添へて)差出さるべし。

入 寮 願	
住 所	姓 名
何 寮 志 願	
<small>何學部本科何年又は 豫科生何學校何年生</small>	
右(御校へ入學許可の上は)入寮爲致度此段相願候也	
住 所	

年 月 日

右父兄(若くは保證人) 何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(二) 退寮手續 中途退寮せんとする者は、詳細の事情を寮監に具申し、熟議の

上、寮監を経て左の書式に従ひ、退寮願を差出さるべし。

用紙半紙

退 寮 願

何 寮

何學部本科何學年又は豫  
科生附屬何學校何學年生

姓

名

右何々の都合により今般退寮致度候に付此段相願候也

現 住 所

年 月 日

右父兄(又は保證人) 何

某 印

日本女子大學校長氏名殿

(三) 入寮携帶品 入寮の際は、机、本箱、文房具、夜具、蚊帳を要せず、行李、傘、履物等を

持參せらるべきも、携帶品は成るべく少數にして質素なるを要す。



## 第七章 在學費用

### 第一節 學費

#### 第一項 受験料

受験入學志願者は、左の規定に従ひ、受験料を入學願書に添へて納むべし。

#### (一) 本科及び豫科の受験料

一金壹圓五拾錢

定期入學受験料

一金貳圓

臨時入學受験料

#### (二) 附屬高等女學校の受験料

一金壹圓五拾錢

定期入學受験料

一金壹圓

臨時入學受験料

#### 第二項 入學料

本校附屬校及び幼稚園に入學又は入園の許可を得たる者は、入學料又は入園料  
金貳圓を在學證書に添へて納むべし。

#### 第三項 授業料及び保育料

本校附屬校の授業料及び幼稚園の授業料は左の如し。

(一) 本校授業料 一學年金參拾參圓

每學期の初め五日以内に左の割合にて分納すべし。

金拾貳圓 第一學期。金拾貳圓 第二學期。金九圓 第三學期。

但し事情に依り毎月五日以内に金參圓づゝ分納することを許可することあるべし。

(二) 附屬高等女學校授業料 一學年金貳拾貳圓

每學期の初め五日以内に左の割合にて分納すべし。

金八圓 第一學期。金八圓 第二學期。金六圓 第三學期。

但し事情に依り毎月五日以内に金貳圓づゝ分納することを許可することあるべし。

(三) 小學校授業料 一箇月金貳圓

毎月五日以内に納むべし。

(四) 幼稚園保育料 一箇月金貳圓

毎月五日以内に納むべし。

## 第四項 實習實驗費

家政學部及び教育學部の生徒は、毎月左の割合にて實習費實驗費を納むべし。

一金七拾錢（實費ニ付不足）料理實習費

一金五拾錢 化學實驗費

## 第五項 校費

本校及び附屬高等女學校の校費は左の如し。

一學年金五圓五拾錢

每學期の初め五日以内に左の割合にて分納すべし。

金貳圓 第一學期。金貳圓 第二學期。金壹圓五拾錢 第三學期。

但し事情に依り毎月五日以内に金五拾錢づつ分納することを許可することあるべし。

## 第六項 科外隨意選修の費用

科外隨意科即ち兼修科を選修する者は、左の授業料使用料等を毎月初めに納むべし。

金三十錢

生花授業料

金三十錢

茶道授業料

金四十錢

造花授業料

金三十錢

體操授業料

金三十錢

唱歌授業料

金五十錢

琴 授業料

金五十錢

オルガン 授業料

金壹圓

ヴァイオリン 授業料

金貳圓

ピアノ 授業料

第二節 寮費及び食料

べし。

寮生は左の寮費及び食料(時價の高低により増減あるべし)を毎月五日迄に納む

一普通寮

寮 費

金壹圓五拾錢

食 料

金六圓五拾錢

一折衷寮

寮 費

金貳圓

食 料

金六圓五拾錢

一少女寮

寮 費

金貳圓

食 料

金九圓

監督料

金壹圓五拾錢

一洋風寮

寮 費

金貳圓五拾錢

食 料

金八圓五拾錢

一各寮

食器料

金壹圓

入寮當時一回

## 第八章 設備

創立當時の設備は既に之を述べたり。今茲には創立以來十年後に於ける今日の設備の概略を掲げて、本校發達の一面を見るの便に供せんとす。

### 第一節 地所

(1) 坪數 目下使用せる土地の面積は、一萬六千七百八十坪餘にして、十年内に増加したるもの一萬千坪餘なり。

(2) 位地 本校は東京市の西北端の高臺に位し、市街の熱鬧を離れ、後は雜司ヶ谷の田圃に接し、空氣清澄にして、周圍の光景幽靜閑雅、校内には小川あり、小池あり、丘陵あり、樹林あり、花園あり、菜圃あり、牧場あり、鶏舎あり、地勢高低ありて散步に適し、春は櫻花爛漫と咲き亂れ、秋は楓葉錦繡を綴り、四時天然の風致に富み、實に學問修養に好適の地なり。

### 第二節 建築物

本校の建築物種類、棟數、建坪數及び十年間に於ける増加は左の如し。

種數	棟數	建坪數	棟數	增加
校舎	一二	一、三二九	一〇	一、〇三一
寮舎	一九	一、二七三	一六	九九六
職員住宅	四	一二七	二	七六
櫻楓會所屬	六	九八	六	九八
雜	一二	一三三	七	五四
計	五三	二、九六二	四一	二、二五五

第三節 校舎及び教室

大小十二棟の校舎の内、最も紹介するに足るものは、豊明圖書館兼講堂、豊明館、香雪化學館等なりとす。目下使用しつゝある教室其他の數は、大小各種相合して實に八十あり、今之を大別すれば、

- (一) 教室 六〇
- (イ) 普通教室 二九
- (ロ) 特別教室 三一
- (二) 教室外の諸室 二〇

特別教室の内にて、最も完備整頓せるは(一)香雪化學館の實驗室と講義室にして、講義室は約二百名を容るべく、實驗室は二十四人を容るもの四室ありて、同時に九十六名の生徒が實驗に従事することを得るなり。其外尙二個の土間教室あり、洗濯其他の實習に用ふ。既に述べたる如く香雪化學館は、藤田傳三郎氏の寄附に依りて建設したるものにして、爾來年々設備の完成を期しつゝあるなり。かゝる比較的完備せる化學實驗室を設けたる目的は、決して化學専門の婦人を養成せんとするにあらずして、家庭生活に應用すべき化學上の智識と科學的頭腦とを備へたる婦人を養成し、一方には科學の智識を家庭生活に活用して、之が改善の資に供し、一方には多少なりとも科學的頭腦を備へたる母をして、その子女の教育上常に日本人の短所たる科學的頭腦の養成に勉めしめんとするに在り(二)豐明圖書館、豐明館、及び豐明小學校幼稚園は、森村豐明會の寄附に係り、前二者の如きは、堅牢なる煉瓦造にして本校第一の建築物なりとす、豐明館中には生物及び礦物の講義實驗に用ゆるもの三室、物理に用ゆるもの二室あり。(三)講堂は千五百名を容るべく、平日は本校教育の中心たる實踐倫理の教室として用ゐる、式日には式場として之を使用す。(四)其階上を圖書館の書庫とす。圖書館は規模尙未だ小なりと雖も、既に和

書八千三十六冊、洋書三千七百二十二冊、合せて一萬千七百五十八冊を蔵す。(三)料理の實習に用ゆるもの都合五室、内三室は各四十名を容るゝ料理教室なり、一室は食堂にして食事及び給仕の實習に用ゐ、一室は準備室とす。(六)體操室は幼稚園小學校に一室、高等女學校に一室、及び大學部に一室、合計三室あり。其他禮法室、茶室の特別教室あり。茶室は故松浦伯爵の寄附にかゝり、其庭園内の木竹を以て、建築せられたるものなりとす。

#### 第四節 寮 舍

苟も一定の教育主義を以て教育に従事する以上は、必ずや生徒をして其主義に觸るゝの機會を多からしめざるべからず。是れ本校が寮舍教育を重んじ、之に力を用ゆる所以にして、殊に日本の家庭は家族主義なれば、之に適合せる寮舍を設けざるべからず。之を以て本校は率先して家族制度の寮舍を設け、内部の設備も可成普通の住宅に倣ひ、一家二十五名内外の生徒を收容し、學問と修養とに便し、兼て家政實習の經驗を積ましめんとしたり。されば、本校の寮舍には、各戸に玄關あり、寮監室あり、應接室あり、食堂あり、臺所あり、洗面所、理髮室あり、浴室あり(共同浴場の寮八戸あり)各戸皆南に向つて建てられたれば、直接日光を受け、空氣の流通も亦自在



にして、頗る健康に適す。

目下本校には左の四種の寮舎あり。

普通寮	二〇	折衷寮	二
洋風寮	一	小女寮	一

#### 第五節 寮舎共同購買會

既に七百餘名の寮生あり、之に供給するの食料品亦決して少量にあらず。是に於てか、一方には寮舎生活に便せんが爲め、一方には教育上の一要素として實業的經濟的境遇を造らんが爲め、寮舎共同購買會なるものを組織し、食料品一切の買入をなし、之を寮舎に分配し、其毎年の純益は各寮舎の購買高と按分して配當するごとしとせり。

#### 第六節 寄附金品

創立以來本年度に至るまで十年間。御下賜金を始め基金並に經費補助として寄附を受けたる金額は實に六拾五萬八千五百九拾六圓拾五錢に達せり、今其金額氏名を掲ぐ。

金貳千貳百八拾圓

御下賜金

金拾八萬七千圓

森村豐明會

金五萬五百圓

某氏

金四萬七千四百四拾八圓

男爵 三井榮總代  
三井八郎右衛門

金四萬五千圓

住友吉右衛門

金參萬九千五百拾圓

廣岡淺子

金參萬八千圓

男爵 澁澤榮一

金貳萬八千五百圓

某氏

金貳萬七千五百圓

藤田傳三郎

金貳萬圓

男爵 岩崎彌之助

金壹萬八千五百圓

古河虎之助

金壹萬圓

男爵 岩崎久彌

金八千圓

村井吉兵衛

金六千五百圓

三井捨子

金五千五百圓

廣海二三郎

金五千貳百圓

森村勇

金五千圓

廣岡信五郎

金五千圓

土倉庄三郎

金五千圓

鴻池善右衛門

金五千圓

櫻楓會

金五千圓

新井領一郎

金五千圓

村井保圓

金四千五百圓

伯爵夫人

樺山モト子

金四千圓

樺山愛輔

金參千圓

成瀬仁藏

金貳千五百圓

伯爵 大隈重信

金貳千圓

侯爵

前田利為

金貳千圓

公爵 倉具定

金貳千圓

芝川又右衛門

金貳千圓

殿村平左衛門

金千八百參拾壹圓六拾五錢

清水滿之助  
同釘之助  
同雄吉

金千六百五拾圓

吉村鐵之助

金千五百圓

侯爵 伊達宗陳

金千五百圓

子爵 岡部長職

金千五百圓

山本達雄

金千貳百圓

田村新吉

金千六拾壹圓

大學部高等女學校生徒一同

金千圓

侯爵 峰須賀茂韶

金千圓

侯爵 西園寺公望

金千圓

原 六郎

金千圓

服部金太郎

金千圓

淺野總一郎

金千圓

男爵 北畠治房

金千圓

村山龍平

金千圓

磯野小右衛門

金千圓

廣岡久右衛門

金千圓

松本重太郎

金千圓

公爵 島津忠濟

金千圓

川崎正藏

金千圓

侯爵 細川護成

金八百圓

兒島惟謙

金七百五拾圓

子爵 秋元興朝

金七百圓

野崎武吉郎

金五百圓

公爵 山縣有朋

金五百圓

子爵 岡部 坻子

金五百圓

伯爵 土方久元

金五百圓

侯爵 德大寺實則

金五百圓

公爵 伊藤博文

金五百圓

公爵 近衛篤磨

金五百圓

男爵 內海忠勝

金五百圓

男爵 內海勝二

金五百圓	岩谷松平	金五百圓	玉木善作
金五百圓	八尾新助	金五百圓	伯爵夫人 大隈綾子
金五百圓	右近權右衛門	金五百圓	濱岡光哲
金五百圓	田中市兵衛	金五百圓	辻新次
金五百圓	麻生正藏	金五百圓	高橋是清
金五百圓	大家七平	金五百圓	村井眞雄
金五百圓	デビース	金五百圓	内藤久寛
金五百圓	川上佐太郎	金五百圓	伯爵 酒井忠道
金五百圓	森村須磨子	金五百圓	廣瀬宰平
金五百圓	侯爵 松方正義	金四百圓	岸卯吉
金四百圓	武田貞吉	金參百圓	片岡健吉
金參百圓	中上川彦次郎	金參百圓	山口宗義
男爵 金參百圓	前島密	金參百圓	首藤諒
金參百圓	本山彦一	金參百圓	久留正道
金參百圓	戸川安宅	金參百圓	山本たき子

金參百圓

市島德次郎

金參百圓

侯爵夫人

桂 九子

金參百圓

中川小十郎

金參百圓

松浦政泰

金參百圓

澁川忠次郎

金參百圓

田中源太郎

金參百圓

豐國字左衛門

金參百圓

三井高精

金參百圓

川上左七郎

金參百圓

同 夫 人  
藪田勘兵衛

金參百圓

子爵

長岡護孝

金貳百五拾圓

赤神善三郎

金貳百五拾圓

坂本嘉次馬

金貳百五拾圓

三輪潤太郎

金貳百圓

伯爵

香川敬三

金貳百圓

加藤高明

金貳百圓

稻垣滿次郎

金貳百圓

宮崎純三

金貳百圓

鹿島岩藏

金貳百圓

吉田作彌

金貳百圓

三野村利助

金貳百圓

嘉納治五郎

金貳百圓

淺井友太郎

金貳百圓

伊庭貞則

金貳百圓

今村清之助

金貳百圓

青木恒三郎

金貳百圓

前神醇一

金貳百圓

荒木和一

金貳百圓

伊藤德三

金貳百圓

佐藤伊助

金貳百圓	前川 楨造	金貳百圓	飯田 新七
金貳百圓	土居 通夫	金貳百圓	笠井 愛次郎
金貳百圓	砂川 雄峻	金貳百圓	石原 久之助
金貳百圓	高橋 ヒナ子	金貳百圓	小泉 敦
金貳百圓	高田 晁安	金貳百圓	蘆田 順二郎
金貳百圓	伊藤 琴三	金貳百圓	河上 謹一
金貳百圓	長井 長義	金百五拾圓	奥田 義人
金百五拾圓	西園 寺公成	金百五拾圓	祇園 清次郎
金百五拾圓	加輪 上勢七	金百五拾圓	鈴木 九一郎
金百五拾圓	村井 貞之助	金百貳拾圓	大澤 謙二
金百圓	武田 みや子	金百圓	岡田 良平
金百圓	加藤 直士	金百圓	阿波 百子
金百圓	村井 知至	金百圓	市原 盛宏
金百圓	澤柳 政太郎	金百圓	樺山 資英
金百圓	上田 萬年	金百圓	西田 由



金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓
鐘ヶ江録子	二六新聞社	田村武治	報知社	佐方美都	土井榮	深川萬吉	池原康造	山本直成	玉木爲三郎	南爲太郎	市田左右太	原敬	柿崎欽吉	大西五一郎						
金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓	金百圓

中央新聞社	京華日報社	朝報社	日本新聞社	村田市子	山脇房子	澁谷善作	加藤勝彌	坂口仁一郎	池田成彬	池田弘毅	小山健三	高木貞衛	前原殿太郎	小林春召
-------	-------	-----	-------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	-------	------



金百圓 東京朝日新聞社 金百圓

金百圓 藏原惟廓 金百圓

金百圓 鳩山春子 金百圓

侯爵 尚典 金百圓

金百圓 下村孝太郎 金百圓

金百圓 大阪每日新聞社 金百圓

金百圓 高木正義 金百圓

金百圓 巖谷季雄 金百圓

金百圓 外山脩造 金百圓

金百圓 大日本女學會 金百圓

金百圓 東洋社 金百圓

金百圓 辰野金吾 金百圓

金百圓 東京教育社 金百圓

金百圓 生島嘉藏 金百圓

金百圓 大塚益郎 金百圓

日ノ出新聞社

廣津友信

湯本武比古

星野行則

大澤善助

玉手弘通

高田早苗

山崎武八郎

鍵富三作

婦女新聞社

高松豐吉

下田歌子

平瀨龜之助

廣川民輔

廣川長八



金五拾圓

遠田 注

金五拾圓

三浦 泰輔

金五拾圓

久野 昌一

金五拾圓

龍居 頼三

金五拾圓

社會新聞社

金五拾圓

坂 仲輔

金五拾圓

永井 喜炳

金五拾圓

人 民 社

金五拾圓

宮下 友雄

金五拾圓

磯部 武者五郎

金五拾圓

岩崎 又助

金五拾圓

野尻 精一

金五拾圓

中原 岩三郎

金五拾圓

梅 謙二郎

金五拾圓

男爵

周布 公平

金五拾圓

柿沼 谷藏

金五拾圓

立花 隆藏

金五拾圓

小島 官吾

金五拾圓

生島 德藏

金五拾圓

芳賀 矢一

金五拾圓

關根 正直

金五拾圓

横手 千代之助

金參拾七圓

中川 謙二郎

金參拾圓

若林 杖

金參拾圓

跡見 愛四郎

金參拾圓

姫 百合社

金參拾圓

諸葛 小彌太

金參拾圓

教育公論社

金參拾圓

伯爵

阿部 正桓

金參拾圓

山名 貫義

金參拾圓	笠木吉兵衛	金貳拾五圓	渡邊保
金貳拾五圓	山路良三	金貳拾五圓	小守庵
金貳拾圓	島田道生	金貳拾圓	開發社
金貳拾圓	升本喜兵衛	金貳拾圓	ヒユース
金貳拾圓	市村瓊次郎	金貳拾圓	大塚保治
金拾五圓	稻垣ミサ子	金拾壹圓	中島歌子
金拾圓	某氏	金拾圓	大崎乙平
金拾圓	竹山屯	金拾圓	關金五郎
金拾圓	山口藤助	金拾圓	坂東新五郎
金拾圓	岩崎清春	金拾圓	白勢春三
金拾圓	久世佳隆	金拾圓	中村シツ子
金拾圓	古川鐵耕	金拾圓	武石貞松
金拾圓	佐藤庄七	金八圓	東四年學級生
金五圓	北住與兵衛	金五圓	稻生正道
金五圓	相川尙清	金五圓	福井精一

金五圓

春日榮信

金五圓

大槻 靖

金五圓

井深玄真

金五圓

中村彌平

金五圓

玉川榮吉

金五圓

水野榮子

金五圓

水野貞子

金五圓

白井久太郎

金五圓

曾雌晴二郎

金五圓

西岡幾次郎

金五圓

上野金兵衛

金五圓

渡邊 眞

金五圓

竹内林之助

金五圓

石井新之丞

金五圓

猪狩隆盛

金五圓

井出作平

金五圓

眞島清之助

金五圓

吉川萬吉

金五圓

西川健次

金五圓

本田初子

金五圓

本田ヒナ子

金五圓

小林市子

金五圓

安達安子

金參圓

木村富三郎

金參圓

本多銑太郎

金參圓

波多野董平

金貳圓五拾錢

大野のぶ

金貳圓

青柳三郎兵衛

金貳圓

大崎辰五郎

金貳圓

長島だい

金貳圓

下村 四郎

金貳圓

中野 眞助

金壹圓

笹原 新一郎

金壹圓

奥島 鈺之助

金壹圓

杉山 勘藏

合 計 金六拾五萬八千五百九拾六圓拾五錢

右金額に對し本年度末に於ける現計は左の如し。

金八萬八千七百六拾參圓九拾錢

敷 地

金貳拾八萬百九拾七圓八拾壹錢五厘

建 物

金參萬九千百參拾貳圓五拾壹錢七厘

器 械 器 具

金六千貳百拾八圓參拾貳錢參厘

圖 書

金壹萬五千七百參拾七圓拾貳錢九厘

創 業 費

金四萬七千貳百九拾參圓九拾五錢五厘

經 費 補 助

金拾八萬千貳百五拾貳圓五拾壹錢壹厘

基 本 金

尙物品圖書の寄贈の重なるものを擧ぐれば左の如し。

一ピアノ 一臺 三井三郎助 一和書 四百九十冊

三井三郎助

一和洋書 百二十三冊 子爵長岡 護美 一和洋書 三十二冊

村上直次郎

一和洋書	三百七冊	伯爵陸奥廣吉	一洋書	三十八冊	男爵北畠治房
一和書	二十九冊	瓜生寅	一和書	七十九冊	芳賀矢一
一和書	三十五冊	星野行則	一和書	四十冊	渡邊保
一洋書	五十七冊	廣岡淺子	一和洋書	五百十四冊	大倉孫兵衛
一和洋書	百七十七冊	麻生正藏	一和洋書	三百五十三冊	森村市左衛門
一洋書	三十一冊	横井時雄	一和洋書	四百三十二冊	侯爵西園寺公望

## 第九章 生徒の自己教育

### 第一節 自己教育機關

#### 第一項 自己教育の三方面

我校の教育主義は、生徒たる者は、自己の活動に依つて、その智能を啓發し、徳器を成就し、學校生活及び寮舎生活を規定處理し、以て全人格の養成に努力すべきものにして、教員たる者は、生徒のかゝる自己教育を正當の方面に向つて個人的に又は團體的に、適實有効に、指導補助すべきものなりといふに在り。かるが故に、我校に於ては、生徒の自力に依つて、智能を啓發するを自學といひ、徳器を成就するを自修

と稱し、日常の學生生活を規定處理するを自治と名づく。之を自己教育の三方面とす。而して此の三方面の教育に對して、三機關あり、自學の機關、自修の機關、自治の機關即ち是れなり。

### 第二項 自己教育の二機關

然るに此の生徒の自己教育の三方面なる自學、自修、自治は、印象、構成、發表の三階段を経て始めて完成せらるゝが故に、自學、自修、自治の各方面にも、亦印象、構成、發表の三種の機關あるべきなれども、實際設置するは、構成、發表の二機關のみにして、別に印象を主とする學生の機關は之を置かず。是れ此の二機關は共に印象機關たるを得るのみならず、學校生活、寮舍生活、家庭生活、社會生活は、是れ皆自然の印象、機關なればなり。

### 第三項 自己教育の三團體

目下かゝる自己教育の機關を設置して、自己教育に努力しつゝある主要の團體三種あり。即ち(一)大學各學部生徒の團體、(二)附屬高等女學校生徒の團體及び(三)各學部及び高等女學校生徒より成立する寮舍の團體是れなり。前二團體は學校生活の方面を代表し、後一團體は寮舍生活の方面を代表す。附屬小學校及び幼稚園



に於ても亦均しく自己教育主義を實行しつゝあるも、その方法に至つては、年齢の幼少なるが如く、幼稚なるは勿論なりとす。

## 第二節 毎年度の計畫

### 第一項 自己教育方針の立案者

毎學年度の自己教育の計畫は、大學各學部に於ては、第三學年生之を立案し、高等女學校に於ては、第五學年生之を工夫し、教師の批評を受け、校長學監の許可を經、全校生徒の同意を得て、之を施行し、大學各學部にては、第三學年生、高等女學校にては、第五學年生、主として自己教育の指導の地位に立つも、我校は決して放任主義を執るものにあらず。高等女學校に於ては、毎學年度生徒の構成機關たる各係に對し、女教師の内より壹名宛を選定して、各係の相談相手指導者且つは監督者たらしめ、又各係の集會にも臨席せしむ。大學各學部に於ては、女教員及び寮監の内より、各學年級の指導者を選定し、學生の相談相手、忠告者たらしむ。又生徒の發表機關たる種々の會合に對しても、其の時々教員の中より委員を選定して、生徒の相談相手指導者たらしむるなり。

### 第二項 本年度の大學部生の計畫

明治四十三年度の大學部生徒の自己教育の方針は大體左の如し

明治四十三年度自己教育の計畫

一方針 我校教育主義を實現せんが爲校風の充實に努力する事。

二構成發表の目的

- (1) 自修自治を以て、各自の信仰を確立し、團體心の養成と健康の増進とを謀る事。
- (2) 自學を以て、各學部及び各個人の特徵發揮に力むる事。
- (3) 前記の兩目的を貫徹せんが爲、學校生活をして、寮舍生活及家庭生活と密接に相聯合せしむる事。
- (4) 學生々活に適當なる寮舍の境遇を開拓する事

一構成發表の機關

傾向係	學部係	文藝係	經濟係
體育係	實驗係	料理係	農藝係
整理係			

夏期修養會(夏期寮に於て)

縦の修養會(各學部三學年級共通)各學期二回

(1) 學校

修養會 横の修養會(學部全體同學年級共通)三年生は毎月一回二一年生は隨意

各級の修養會 每週一回

係の會

學藝會——大學部全體の會 一學年一回

學術研究會——各學部の會 回数隨意

運動會………春秋二回

競技會………一學年數回

農藝展覽會……春秋二回

縣人會………每學期二回

送迎會………每年一回

傾向係 經濟係 整理係 趣味係

衛生係

修養會(回数隨意) 主婦會(毎月一回) 交際會(毎月一回)

寮舍紀念會 寮外生會 送迎會

係の會(回数隨意)

(2) 寮舍

會 係

(3) 家庭

(4) 社會

第三節 大學各學部生徒の自己教育機關

第一項 構成發表の二機關

既に述べし如く、目下自己教育の機關として、構成發表の二機關あり。構成機關は之を係と稱し、各學部の各學年級に之を設け、各生徒之を分擔す。而して其の之を設くるの方法たるや、各生徒の希望によるも、人員満たざる時は選舉によつて之を定む。又各係には主任ありて、専ら其係の事務に執掌す。

發表機關とは、即ち校内に於ける種々なる、公私の會合等にして、構成機關に依つて養成したる結果を時々發表し、以て自己教育の實を擧げんことを努む。然るに各係に於ても、構成のため種々の會合を催すと雖、就中最も重要なものは、各係に共存する所の精神修養會なりとす。是れ實に本校自己教育の中心にして、實踐倫理の講義の實を擧ぐるの根本は正に茲に存するなり。然るに構成の目的は、發表に存するも、發表中最も重要なものは、種々の發表會にあらずして、實に生徒の教室、寮舍、家庭及び社會に於ける實生活上の發表、即ち實行なりとす。

## 第二項 構成機關の内容

一 傾向係 本係は各種の係の内にて最も重要なものにして、各學部、各學年級各係、各個人の實行及び思想の傾向に注意し、之を善導して健全なる校風の發展を圖るを以て目的とする自修機關なり。本年度に於ける當係の計畫は大要左の如し。

## 本年度傾向係の計畫

一 目的 我等各自の信仰を確立し、健全なる思想を涵養し、團體心を旺盛ならしめ、自治の良習を造り、以て人格の修養を完成し、校風の充實を謀る事。

## 一 觀察

(1) 團體の觀察 各學部の各級及び各係の思想及び活動と諸會合に現はれたる思想及び活動との傾向。

(2) 個人の觀察 各生徒の思想及び日常行爲に現はれたる傾向。

一 共勵 各學部、各級、各係、及び各個生徒をして、有効なる活動を營ましむる事。

本係は、斯の如くに、個人及び團體の思想及び行爲の傾向を觀察し、其結果を研究して、如何に之を我校教育主義の下に統一し、以て個人及び團體を改善すべきかの

考案を構成す。而して其構成したる考案を個人及び團體の思想行爲の上に應用して、相共に個人及び團體の日常生活改善の爲に、淬勵の誠を輸しつゝあるなり。當係の最も力を盡さんとする點は、學生の行爲思想上に現るゝ諸傾向を、本校の教育主義の下に、一層よく統一せしめんとするにあり。以上の構成發表の實を舉げんがため、當係は、毎週一回一時間の會合を催ふす。

二學部係 本係は各學部の特徴を發揮して、其特殊の部風を養成すると同時に、各學部相互に其特徴を交換し、其部風を調査するを以て其目的とする自學機關なり。而して各學部はそれ〴〵特殊の計畫を立て、之が實行に努む。今左に各學部の計畫を紹介せん。

(1) 家庭學部の學部係計畫

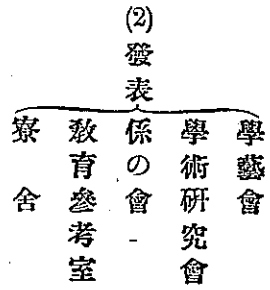
一目的 講義實驗等に依て得たる智識を基礎とし、現在の境遇を利用して、實地應用の力を養ふ事。

一方法

(1) 研究

個人研究 學科の應用  
園藝部の有効なる利用  
團體研究 各係の有効なる研究

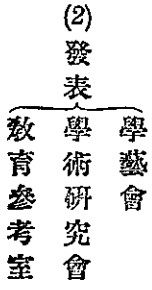
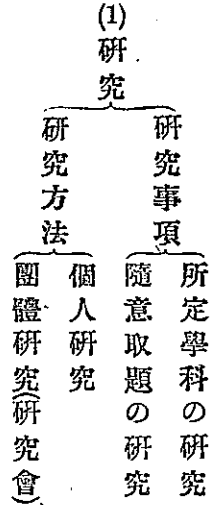
寮舎生活の改善



(2) 教育學部の學部係計畫

一目的 明晰なる頭腦を養ひ、教育主義を確立し、感化力ある人格を養成する事。

一方法



(3) 英文學部の學部係計畫

一目的 讀書力を養し、精神の醇化を謀る事。

一方法

(1) 研究

各個人の讀書獎勵  
學科の正確なる研究

學藝會

學術研究會

係の會

教育參考室

(2) 發表

(4) 文學部の學部係計畫

一目的 我校全體の文藝思想の發表を促がし、各個人の健全なる文學上の實力の充實を謀り、以て本學部の特徴を發揮する事。

一方法

(1) 研究

個人研究 文學研究會  
團體研究 歴史研究會



學藝會

學術研究會

教育參考室

(2)發表

創作發表

雜誌發行

揭示板利用

### 三實驗係

本係は、家政學部及び教育學部に設けらるゝも、文學部、英文學部にはなし。是れ科學の實驗に依り、生徒各自科學的頭腦を養成せんが爲に、設けたるものなるも、文學部及び英文學部には科學的教授なきが故なり。本係の任務は科學上の實驗に依て科學的頭腦を養ひ、婦人の智力を啓發し、後來之を家庭の實際に應用し、且又家庭教育の上に活用し、日本の家庭を一層科學と調和せしめ、又兒童の頭腦をして、自然に科學的たらしむるに堪ふる所の素地を作らんとするにあり。

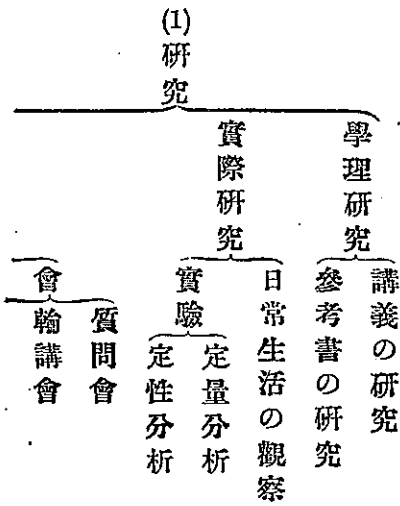
此等の目的を達するの方便として本係は教授の講義に關聯して、その指導の下に於て、實際の日常生活より適當なる實驗の材料を見出し來り、之を實驗して、その

結果を實際の日常生活に活用せん事を努む。本年度に於ては、家政學部生徒がかかる方法に依つて實驗し又應用したるものは、齒磨粉、インキ、染物、洗濯法、汚點拔法、石鹼、化粧水、醬油、味噌、酢、豆腐、牛乳、飲料水、スプーン、箸、葡萄酒、ナイター、衣服、地質、白粉等の實驗及び應用なりとす。

家政學部の實驗係計畫

一目的 理化學の方面より確實なる腦力を養成し、以て日常生活の改善を謀る事。

一方法



研究機關

係の會

化學館

利用  
整理

學校

日常生活

寮舍

運動會

家庭

教育參考室

其他種々の機會の利用

(2)發表

四體育係

たり。

本年度の當係は、從來の衛生係と相合併して、左の如き計畫を立て

一目的

學校及び寮舍に於て、團體的體育及び衛生と個人的體育及び衛生とを獎勵して、各自の健康を増進し、精神教育と相俟つて、人格の修養に資する事。

一方法

原理

講義

參考書

(1) 研究

實際

學校及び寮舎に於ける團體及び個人の體操、遊戯、學校及び寮舎に於ける團體及び個人の衛生、各種の體育會に就て、體格検査の結果に就て

運動會

バスケットボール部

テニス部

蹴毬部

體育會

薙刀部

自轉車部及び自轉車打球部

ダンス部

ピンポン部

團體

授業時間内の體操、遊戯及び放課時間内の隨意體操及び遊戯

清潔掃除

教室衛生 換氣

學校衛生

溫度の調節

(2) 發表

共同場所の衛生  
清潔  
消毒

寮舎衛生

家庭衛生

教育參考室

學校

個人寮舎に於ける日常の個人體育及び衛生並に季節衛生

家庭

五 整理係

本係の目的は、事物をよく整頓するの習慣を養成するにあり。而して其の本年度の計畫は左の如し。

一 目的 自治の習慣、秩序規律を守るの習慣、活動を敏活にするの習慣、及び公共の

精神の發達を謀り、以て整理的品性を養成する事。

一 方法

共同場所及び共同物品の整頓

個人所有品の整頓

(1) 實行 遺失物の整理

禮儀作法、言語動作を整ふるの習慣

約束及び時間を守るの習慣

運動會

教育參考室

係の會

相談會

修養會

日常生活

(2) 機關

六、經濟係 當係本年度の計畫は左の如し。

一目的 經濟的習慣を養成する事。

一方法

(1) 研究及び實行

(イ) 生徒日常生活の經濟問題

一時間の利用 (時間の個人的及び團體的利用)

一金錢の節約 (諸雜費の節約)

一物品の取扱 (日用品及び廢物利用)

一力の活用 (腦力及び體力の活用)

(ロ)女子の副業的生産問題

一手工を奨勵し、櫻楓會と相聯絡して、組合の一部を開設する事

(ハ)學校及び社會に於ける經濟上の時事問題

(ニ)貯金の奨勵

(2)機關

相談會

(イ)構成機關

修養會

手工會

教育參考會

(ロ)發表機關

運動會

七文藝係 本係は一體に(一)健全なる思想の養成、(二)常識の養成、(三)情操の醇化、(四)

個人間の感情の調和、(五)日常生活の美化等を以て目的となし、年に一回文藝會を開き、殊に各學部各學年級各個人の此等の方面に關する傾向に注意し、毫も着

實の精神に背く事なく、勤儉の道に逆ふ事なく、常に質實にして、而かもよく高尚優美の生活を送らしめん事を努む。教室、寮舎の各自の室の裝飾の如きも、本係の管理する所なりとす。本係本年度の計畫は大略左の如し。

文藝係計畫

- 一 目的  本校に於ける文藝思想の發達を謀る事。
- 一 方法

(1) 研究

時代思潮の研究

新聞  
雜誌

讀物研究  
小説

家庭文學  
一般書籍

音樂の獎勵

室内の裝飾

(2) 發表  
雜誌の發行



學校記錄

揭示板利用

學藝會

學術研究會

談話會

係の會

(3) 機關

八農藝係 本係本年度の計畫を紹介すれば左の如し。

一目的 農藝趣味、經濟的品性及び勤勞趣味の養成を圖り、殊に農藝の經濟方面に

主力を注ぎ、且つ土地の利用を謀る事。

一方法

講義の研究

參考書の研究

學理研究

(1) 研究

園藝 草花、野菜、果樹、盆栽、科別花壇

養畜 養雞、養蜂、養蛙

實地研究

(2) 機關

農藝展覽會  
教育參考室  
雜誌發行  
係の會

九料理係 本係の目的は、學理を應用して、實際方面より食物の改善を圖り、料理研究の實を擧げ、日常生活の完成に資せんとするに在り。左に其本年度の計畫の大略を擧ぐ。

料理係計畫

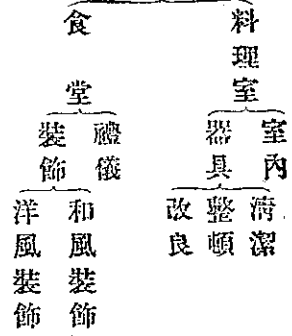
一目的 料理に關する趣味と活用力とを養成し、且つ學理を應用して、食物の改善を謀る事。

一方法

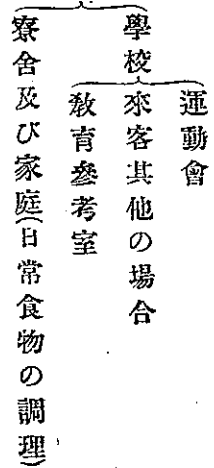
獻立(成分、嗜好、年齡、體質、配合、場合に就て)  
食物 材料の選擇(價格、鑑別、季節による)  
調理時間、調味品の分量等に就て)

(1) 研究

境遇



(2) 實行



第二項 發表機關

前記九種の構成機關たる係は、學生の實際生活上に於ける發表實現を以て、主眼とするは勿論なるも、之を今より茲に紹介せんとする純粹の發表機關に對比する時は、寧ろ印象構成の機關と稱する方適當なるを覺ゆ。是れ上來此等の係を稱して構成機關と稱へたる所以なり。今左に紹介するものは發表を主とする機關な

れども、又之と同時に印象の機關たるを得るものなりとす。其の主要なるものは左の如し。

一學藝會 各生徒の個人的に研究したるもの、又は係にて研究したるものを、生徒一般に對して發表するの會にして、年々二回之を催ふす。

二學術研究會 本會は各學部の研究の結果を、各學部内に於て、隨時開催するものなり。

三運動會 運動會は體育獎勵のため、本校及び附屬學校生徒の平素習得したる體操遊戲を演ずるものなれども、其目的は單に體育のみにあらずして、生徒に或は自ら事物の考案を立て、或は團體的に一致共働し、又或は人に接し人を遇するの途を學ばしむる等、種々體育以外に教育的効果を得せしめんとするにあるを以て、毎年春秋二回之を催ふし、春季には外來參觀者を招待せざるも、秋季に於ては、生徒の父母姉妹、學校の同情者等を招待す。本年度の秋季運動會に於ては體操遊戲に加ふるに生徒考案の體育參考室を開き、來觀者は約一萬人を數へ、料理係の如きは二日前より六千人の辨當の準備に忙殺されたる有様なりき。この年二回の運動會の計畫準備、プログラムの作成來客の接待、其の後始末等、凡て生徒自ら之を分擔し

て、其衝に當るも、殊に責任を以て之に従事するものは、即ち體育係なりとす。

四 農藝展覽會 本會は主として農藝係の擔任する所にして、年に二回之を開催し、各生徒が培養したる花卉野菜鉢植等、若くは其の飼養せる、小鳥、鷄等、及び農藝に關する統計表等を出して之を品評し、農藝趣味の發達に資す。

五 社交的集會 社交的集會に左の二種あり。

(一) 縣人會 同縣の學生及び卒業生が相會して親交を圖り、且相獎勵して、學問修養の途に進むの目的を以て、每學期二回之を開く。

(二) 送迎會 新入學生を歡迎し、親睦の途を開き、卒業生の卒業を祝し、其の歸國を送るの會にして、毎年四月之を催す。

六 文藝會 本會は主として文藝係の擔任する所にして、毎年一回之を開き、唱歌、内外の音樂、殊に生徒の自作になれる文章對話等を演じ、娛樂の用に供すると同時に精神教育の要具として、之を利用し、而も本校教育主義の發表たらしむ。

七 教育參考室 本室は各生徒、各學部、各寮、各係等の成績及び其の他の教育參考品を蒐集して、陳列保存し、以て學生の自己教育の參考に供す。

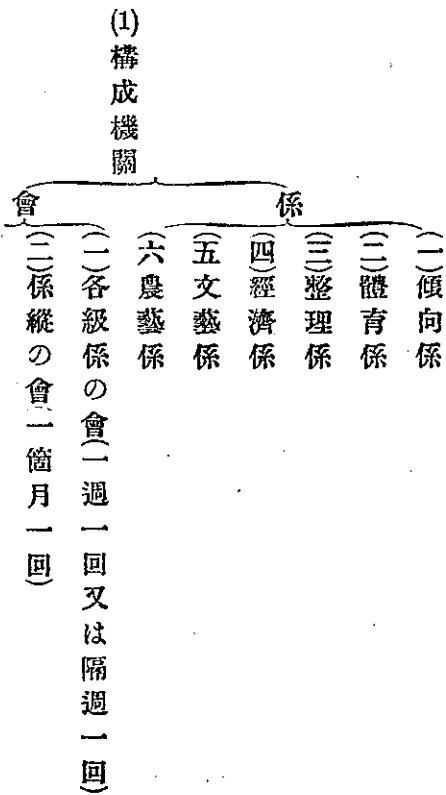
#### 第四節 高等女學校生徒の自己教育機關

高等女學校生徒の自己教育機關としても、亦構成發表の二種あり。されど大學部生徒のそれに比すれば、其種類少く、其仕事も亦簡單にして、大要同一なれば繁を厭ふて、茲には、單に本學年度計畫の概要を表にて示すに止めん。

一本學年度の標語

高等女學校生徒の本學年度の自己教育上の標語として、彼等自身に選定し、且つ孜孜として其實現に努めつゝあるものは、善を知らば行への七字なり。

二本學年度の自己教育機關



(三) 係横の會(隔週一回)

(四) 各級係主任總會(一箇月一回)

(一) 父母招待會(一箇年二回)

(二) 運動會(大學部と聯合開催)

(三) 農藝展覽會(同前)

(2) 發表機關

(四) 社交會

新入生歡迎

卒業生送別

(五) 教育參考室(大學部と協同)

第五節 寮生の自己教育機關

第一項 寮舎教育の價值。

我校は教室内に於ける教授訓育を以て教育の能事終れりとせず、教師指導の下に於て、學校生活上、生徒相互の接觸に依つて、自己教育の實を完うせしめんことに努力しつゝあるは前述の如しと雖、尙此外に、我校は寮舎は、自己教育に適實にして、殊に道德の實行場、教室に於て學びたる知識藝能の活用所として重要なる機關なりと信するが故に、小さからざる設備を施し、少なからざる心力を注ぎつゝあるな

り。實に然り、我寮舎は家庭經濟、家庭整理、家庭衛生、家庭料理等の實驗場なるが上に、又日常生活に最も必要なる常識を豊富にし、人事に處して常にその宜しきを得るの習慣を養ひ、他人と共同の生活を送り、相互に歡樂悲哀を分ち、よく長幼の道を守り、幼者は長者を尊敬し、長者は幼者を愛撫誘掖し、各自自己の職分を盡し、責任を完うし、氣隨我儘を制して、親切に個人及び團體のために奉仕し、人々皆性質に長短あるを辨へて克く相互に寛恕するのみならず、長所を擧げて、短所を指摘せず、各自皆習慣思想を異にするを知つて、よく感情の調和を圖り、身分地位の相異に應じて、己れを處し、上を視て羨まず、下を見て輕しめず、煩瑣たる家事を厭はず、忠實勤勉、勇み進んで家庭の勞役に従事し、實質節約を旨とし、秩序規律を守り、禮儀作法を重んじ、言語動作及び應對を溫和優美にして、而かも敏活ならしむる等、凡て家庭及び社會生活に必要な良品を養ふに最も適切なる教育機關にして、學校教育の缺陷を補充するに極めて必要なるものなり。殊に我婦人は他家に嫁して全家族と同居するを以て常例とするものなれば、一身を犠牲に供し、家庭全體と相調和し、その幸福を謀るの覺悟習慣なかるべからず。然るに寮舎生活は骨肉自然の情愛は或は之を缺がんと、此の婦人に必要缺くべからざる覺悟習慣を養ふに、最も適したる境



過なるは火を賭るよりも明かなり。

## 第二項 寮舎教育の方法

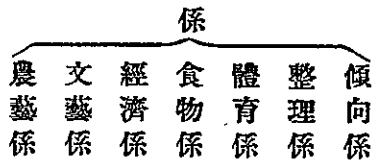
かるが故に、我校に於ては、自己の家庭より通學する者の外は、入寮を以て通則とし、約三十名弱の寮生より成れる二十五家族の寮舎に於て、各一名宛の寮監の下に二名づゝの主婦なるものを設け、上級生をして約一學期毎に交代之に任じて家事を主宰し、其寮生は長幼の別に應じ、各自あらゆる家事を分擔し、家政實習の經驗を積ましむるのみならず、自己教育の機關たる種々の係を設け、衣食住、衛生、經濟、裝飾等寮舎生活のあらゆる事項を悉く寮生自ら講究し、實行するなり。

かく寮生をして常に模範的家庭生活を営ましむるを以て目的とするが故に、尙此外に、寮舎の社交としては、毎月一回交際會を催し、寮生四名を他寮に客たらしめ、他寮より同じく四名を迎へて寮の客となし、晚餐を共にし、或は吉凶ある毎に各寮相互に相當なる禮儀を盡し、我日本家庭に實行せらるゝ年中行事なるもの、例せば正月の儀式、三月の雛祭、七月の精靈祭、又は七夕祭、或は寮生の誕生日の祝等を守り、或は文藝會を催して、高尚の娛樂を興へ、以て人生の情趣を味はしむ。而して寮規の如きは、その大體は學校より之を規定するも、其詳細の規則に至つては、凡て過去

十年間に於ける寮生の經驗より生れ來れる相互の規約ともいふべきものにして、寮生は各自之を自律的規約として遵守し、決して他人のために束縛せらるゝものとせず、設令或る生徒に取つては、無用なるが如く又不利なる觀あるも、そは全體のために必要なりとして、喜んで之を履行するを以て本校寮生の精神とするなり。

### 第三項 寮生の自己教育機關の種類

生徒の學校生活に於て、自己教育機關の設置あると同様に、寮舎生活に於ても、亦左表に示すが如き種々の係を設けて會を催ふし、以て自己教育に努力す。



會

修養會

各寮隨意開會

主婦會

各月一回(全寮主婦)

係の會

各寮隨意開會

交際會

毎月一回(寮と寮との交際會)

送迎會

毎月一回

誕生會

各寮隨時開會

寮舎記念會

記念日開會

寮外生招待會

每學期一回

手工會

每週一回(全寮有志の會)

第四項 寮生の日常生活

一寮生生活の時間配當 規律ある共同生活を送るに就ては、一定の時間割なからざる可からず。各寮に共通せる日常の寮生々活の時間配當は、日曜日を除くの外、大要左の如し。

午前の部

一起床時

五時三十分

一身仕度時間 五時三十分乃至五時五十分

一黙想時間 五時五十分乃至六時

一當番 六時乃至六時三十分

一朝飯時間 六時三十分乃至七時

一自習時間 七時乃至八時

一出校時間 八時乃至十二時

午後の部

一晝飯時間 十二時乃至一時

一出校時間 一時乃至三時(大學部生は四時迄のことあり)

一自習時間 三時乃至五時三十分

一夕飯時間 五時三十分乃至六時

一自習時間 六時乃至九時

一終禮就床時 九時乃至九時三十分

一消燈時間 九時三十分

一入浴 毎週三回

二、當番 各寮生は毎日又は毎週交代に當番の任に服し、家事を分擔す。その種類は寮によりて異なるも、大要左の如し。

一 食堂掃除

一 炊事

一 膳立及び後片附

一 廊下掃除

一 玄關掃除

一 庭掃除

一 ランプ掃除(ガス燈を用ふる寮には此の當番なし)

一 洗面所掃除

一 取次

#### 第五項 寮生の外出及び文通

世間往々女學生の取締法なるものは餘りに過酷に馳せ、束縛に失す、宜しく歐米の風に倣ふて、自由の行動を營ましむべしといふ者あるも、是れ全く彼我社會の事情の相違を忘却したる説にして、歐米女學生の取締には、却て嚴格なる制裁習俗あるを知らざる者の言に過ぎざるなり。勿論無用の束縛を加ふるは不可なりと雖、我國現今の風習は嚴格なる取締法を以て、女子を保護するの必要あり、是れ我校に於ても、亦嚴格なる取締法を用うる所以なり。かるが故に、入寮の際、必ず父兄より訪問先及び文通先の届書を出さしめ、それ以外の人を訪問し、又はそれ以外の人と

文通するを許さざるなり。修學の爲、團體にて外出するにも、尙必らず寮監と同行せざるべからず。普通の外出の際にも必らず外出簿を携帯せしめ、唯買物の爲、二人以上相伴ふて外出する場合に限り、外出簿を用ゐざるのみ。殊に外泊の取締の如きは、極めて嚴重にして、父母、祖父母、伯叔父母、兄弟等、最近血族又は保護者にして、確實なる一家を成せる者の住宅にして、保證人の出願あるにあらざれば、決して容易に許可せざるなり。又訪問の如きも、父兄保證人は面會届書を要せざるも、その他の男子訪問者は、必ず保證人より、面會届書を有せざる可からず。

#### 第六節 生徒の自己教育の心得

本校生徒たるものの本領は、教師指導の下に、自力を以て、自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り、善學の二字を忘るゝ事なく、常に左の條々を恪守實踐すべきなり。

一教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論、固く本校教育の趣旨を服膺し、校規を遵守し、師友を敬愛し、自ら修め自ら制して、安逸華奢に陥らず、己れを重んじ、人を尊び、私を去り、公に就き、温順恭謙にして學に誇らず、信義禮節を守り、輕浮に流れず、志操鞏固にし、氣品を高潔にし、獻身犠牲の精神を涵養し、以て貞淑の美德を樹立

せん事を務むべし。

一學を修め藝を習ふには、勉めて自ら觀察研究し、自ら思考判斷するの習慣を養ひ、女生徒の通患として、只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく、博識多能ならんよりは、寧ろ事物の眞相關係を辨知し、藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し、他日卒業の後と雖、萬般の事物に接して、永く其効力を有し、應用自在ならんことを期すべし。

一一家の主婦たる重任を負へる女子にして、羸弱多病なる時は、一身一家の不幸はいふも更なり、餘累を子孫に遺し、社會を害毒するの恐れあれば、各自の體質に應じて、適宜の運動體操をなし、衣服より飲食讀書睡眠に至るまで、凡て衛生の道を守り、身體の強健ならんことを務むべし。

## 第十章 櫻楓會の現狀

### 第一節 本會の目的及び組織

#### 第一項 目的

本會の目的を分つて左の三種とす。

第一 會員の交情を厚くし、相助け、相勵し、永久に相互の進歩發達を圖る事。

第二 我國の家庭、教育及び社會の改善を圖る事。

第三 會員と母校との關係を親密にし、母校事業の發達を圖る事。

### 第二項 會員の種類及び數

一 會員の種類 本會は左の五種の會員より成立す。

(1) 正會員 大學部卒業生

(2) 准會員 大學部第三年生

(3) 特別會員 本會の目的を贊成し、その事業を補助せんとする特志の婦人

(4) 會友 大學部卒業生にあらざるも曾て在學せし特志者及び豫科並に附屬

高等女學校卒業生の特志者

(5) 容員 母校の教職員並に關係者にして本會の幹事會の推薦したる者

二 會員の數 明治四十三年四月調査の會員は左の如し

(1) 正會員 壹千五名

(2) 准會員 百二十五名

(3) 特別會員 四十名



(4) 會員 百四十五名

(5) 客員 十名

合計 壹千三百二十五名

第三項 會合

本會は本部に於て左の會合を催す。

一 總會 毎年一回、四月開會

一 例會 毎月一回、第二日曜日開會

一 正會員會 毎年臨時數回開會

一 各部會 毎月又は隔月一回開會

第四項 會費

會員は本會諸經費支辨のため、毎年四月末日迄に左の會費を納む可きものとす。

一 正會員 金參圓

一 准會員 金壹圓

一 會友 金參圓

第五項 資産と其管理

本會の資産の出處使途は左の如し。

一 資産の出處

(1) 本會々員及び其他有志者の寄附金

(2) 本會々費

(3) 本會の經營に係る事業の収益金

二 資金の使途

(1) 本會經費

(2) 本會基本金

(3) 本會の經營に係る事業費

(4) 母校の基本金及び各種の設備費

第六項 本會の經費及び基本金

明治四十三年度の豫算に據れば、本會は其事業を經營するに、金四千六百四十五圓の經常費を支出せり。今之を櫻楓會誕生後第三年目の經常費金二千圓と比較するに、實に六百圓餘の増加を示せり。又最近の調査に據れば、基本金豫約高は金五萬四千九百五拾圓にして、その内既納金額は金二萬一千四百十五圓餘なりとす。

第七項 部及び其目的

本會には、左の三部を設置し、正會員、准會員、及び會友は、各自の志望によりて、いづれかその一分屬すべきものとす。

一 三部と其目的

(1) 家庭部 學理と實際との兩方面より家庭を研究し、會員をしてその實を舉

げしめ、以て我國家家庭の改良を期す。

(2) 教育部 學理と實際との兩方面より教育を研究し、會員をしてその實を舉

げしめ、以て我國教育の改進を期す。

(3) 社會部 學理と實際との兩方面より社會を研究し、會員をしてその實を舉

げしめ、以て我國社會の改善を期す。

二 三部の正會員

明治四拾四年三月三十一日調査

(1) 家庭部 五百四拾壹名

(2) 教育部 三百三拾七名

(3) 社會部 百二拾七名

合計 壹千五名

第八項 役員及び事務員

一 本會の役員

- (1) 會長 母校校長を推薦す。
- (2) 副會長 母校學監を推薦す。
- (3) 幹事長 正會員中より互選す。
- (4) 幹事

(イ) 正會員幹事 正會員より互選す。

(ロ) 特別會員幹事 特別會員より互選す。

(5) 會計主任 幹事會に於て正會員より選出し、總會の議を経て之を決定す。

二 三部の役員

三部長は各部員より互選し、幹事會の承認を経て、之を決定す。

三 役員の任期 幹事長、會計主任、部長の任期は、各三箇年にして、幹事の任期は一箇年なり。

四 役員及び事務員の統計

第二節 本會の事業

本會の事業は大約左の二種に別つを得。

第一項 事業の實際方面

一 實業

(1) 商業

(イ) 書籍及び文房具賣店

(ロ) 雜貨賣店

(2) 銀行

(3) 牧牛

(4) 農藝

(5) 製菓

二 大學擴張

(1) 通信教育

(2) 巡回講義

(3) 夏期學校

### 三出版

(1)「女子大學講義」修業年限貳箇年にして毎月二回發行每號百六十頁の家政學の通信講義錄。

(2)「家庭」毎月一回發兌の雜誌。

(3)「櫻楓會々報」毎年一回發行、會員に配す。

(4)「櫻楓會通信」毎年六回發行、會員に配布す。

### 第二項 事業の研究方面

三部の會員、それ／＼好む所の課に分屬して、それ／＼實際上の要求に應じて問題を選定し、共同に又は個人に研究し、又時々會合して、研究の結果を發表し、價値あるものは之を櫻楓會會報又は通信に掲載す。

### 一 家庭部の分課

(一)家庭道德課(二)保育課(三)家庭經濟課(四)社會事業課(五)社交課(六)趣味課(七)衛生課(八)女子教育課(九)衣食住課

### 二 教育部の分課

(一)初等教育課(二)中等教育課(三)高等教育課(四)家庭教育課(五)社會教育課

## 三 社會部の分課

(一)出版課(二)慈善課(三)實業課(四)社會教育課(五)婦人職業課(六)社會改良課

## 第三項 專業の實狀

一 櫻楓館 本館は本會特別會員たる三井三郎助氏夫人捨子の寄附に係り、三階の木造建築にして十一室を有す。第一階は書籍、文房具及び雜貨の賣店と、銀行と之を占め、第二階は應接室、家庭編輯室、本會事務室として、第三階は家庭、教育、社會の三部の事務室として用ひらる。是れ實に我櫻楓會の大本營ともいふ可き所なり。

二 商業の實況 商業は雜貨と書籍との二部に分れ、雜貨部は文房具、筆墨紙、造花原料、毛絲袴地、裝飾品、化粧品等、學生生活に必要なして而かも適當なるあらゆる用品を供給し、書籍部に於ては、母校の教科書、參考書等、教育上有益にして健全なる書籍雜誌を供給す。その顧客は母校生徒一千二百餘名にして、四人の販賣係は、日曜日を除くの外、毎日午前八時より午後五時迄出勤して、商務に執掌す。一年中最も多忙なるは、毎學年の初にして、一日中最も多忙なるは、晝飯後と毎放課時間の十分間なりとす。左に明治四十一年四月より同四十二年三月末に至る迄の一箇年の商況を紹介せん。

一金壹萬六千七拾九圓八拾錢 一箇年の賣上金總數

一金貳千七百八拾六圓八十七錢 一箇月賣上金最多數

一金壹千六百七圓九拾八錢 一箇月平均賣上金額

(但し一箇年は十箇月)

三預金銀行の實況 本校六百五千有餘の寮生は、その學資金を本銀行に預け凡て物品の購入、學資の仕拂等は、本銀行の小切手を使用し、少額の外現金を所持せざるを以て通則とす。されば本銀行の取引先は寮生を初めとし、各寮舎、本校事務所、櫻楓會事務所等なりとす。

明治四十一年四月より同四十二年三月末迄の實況は左の如し。

一金四拾九萬八千八百三十五圓五拾七錢 一箇年取扱金總額

一金六萬六千三百九拾圓五十六錢九厘 一箇月取扱金最高額

一金三萬二千二百拾四圓拾九錢二厘 一箇月預金最高額

一金二萬四千六百〇參圓拾五錢一厘 一箇月預金平均額

(但し一箇年は十箇月)

四、農藝部の實況 目下農藝部に使用しつゝある地所は、約三千二百餘坪にして



その實況大略左の如し。

(1) 園藝

櫻楓會の園藝としては(イ)不充分ながら一棟の温室(ロ)大小十個の硝子付木框及び(ハ)花園(ニ)菜園と(ホ)果樹園とありて(一)鉢植切花、花束、盛花用としての内外各種の花卉と(二)生花用剪花、裝飾的盆栽用としての内外各種の花(三)蔬菜の促成及び露地栽培並に(四)桃、李、苹果、梨、葡萄等の果樹を生産し且つ販賣す。

尙此の外に大學部、高等女學校、小學校、幼稚園にも花園あり、又寮舎にも菜圃ありて、皆本部主任其の指導者たり。

(2) 牛乳と鶏卵

乳牛は目下三頭にして、各頭平均一日八升位宛の牛乳を搾取するを得。顧客は寮生にして、一箇月平均販賣高約金百七拾圓強なり。鶏卵は目下二十二羽を飼養し、其種類はレグホン十羽、ミノルカ七羽、アンデルシヤン三羽、コーチン二羽なりとす。

第四項 此等の事業と本校教育との關係

本校内に於ける此等の事業は櫻楓會そのもの、事業にして、而かも櫻楓會員が直接各事業の衝に當りて、之を經營すると同時に、本校教育の一要素たるものなり

凡て此等の事業を櫻楓會の事業として、本校内に設置したる所以は、生ける直接の産業的、商業的、經濟的、境遇を學校に設け、生徒をして經濟の思想實業の思想及び勞働を尊び、自然を愛するの態度習慣等を養成せしめんとするに在り。

### 第五項 大學擴張

大學擴張事業の第一着として通信教育會を設け、本校家政學部の課目に準じて『女子大學講義』と稱する、毎月二回發行にして凡そ百六十頁大の講義録を出版し、之と相伴ふて『家庭』なる月刊雜誌を發行す。通信教育會の會員は目下凡そ四千五百名にして『家庭』は約六千冊を發行す。巡回講義は約六十の地方支部の請求に應じ、適宜に開講するものとす。夏期講習も亦大學擴張の一部にして、年暑中休暇を利用して、學問技藝に關し、有益なる科目を選定し、校の内外を問はず有志の婦人を會合して開講するものなり。

### 第三節 櫻楓會補助團

本團は有志の婦人が、我櫻楓會の精神主義を賛し、主として資金の方面よりその事業を補助せられんが爲に、組織せられたる團體なり、左にその趣意書、規約及び發起の方々の姓名を記さん。

たとへ微かなりとも一致する所に力は生ず。われ等の腕は修羅の巷に劍戟を振ふに堪へず、われ等の口舌は廟堂高く經綸をあげつらふに足らずとも、また自ら興へられたる使命のなからめや。思へばわれ等も亦國民の半ばに連り、國の基をなす家庭はその手に委ねられ、第二の國家を營む小國民はその膝下に人となる。われ等は起ちてその使命を果しつゝ、女子即ち國民の一半を發達せしむるのみならず、力の限り國と人との爲めに捧ぐる所なかるべからず。今や我が日本は東洋の一島帝國にはあらずして、一等國の域に列したり。過ぎし幾年、國民が日夜の奮闘は、まこと我が國を今日迄育てたる母なりき。先づ明治維新に於て、二千五百年來の舊き習慣と戦ひて之れを打ち破り、次で廣く世界と交通の門戸を開くと共に、内治、外交、彌々多端なるにあひ、或は日清の役に戦ひ、或は日露の大戦を逆へ、まこと一日も劍戟を納めず、一夜も枕を高うするの暇なかりしなり。されど戦ふ毎に國威益々加はりて、東洋の日本は世界の日本となり、遂に一等國の日本とはなるに至れり。一等國とは何ぞ決して平和の樂園にはあらずして、更らに劇しき戰場に進みたるなり。即ち識者の早くより唱ふる廣き意味の戦に於ては、僅かに其の

第一階段たる武力の戦争を終へたるのみ。尙世界的商工業の戦争、智力の戦争、天然を征服する戦争、精神的社會的戦争等は將に開かれんとする平和の大戦争として、我れ等が眼前に横はれり。この平和の大戦争は實に百年を要すべく、敵はこの間に徐々に迫り、人を斃す、彈雨の瀝然として眼に見ゆるはなけれども、國を亡ぼすの硝煙は濛々として常に四面を閉すを覺ゆ。かくて其の最後の決戦に於ては、永久の勝利者たらしめずば、永久の敗北者たらしめん。時は百年に互り、勝敗は國家存亡の分るゝ所、この戦はまた國民が今日迄の奮闘に比すべくもあらざるなり。

此處に予執りて向ふは、獨り男子のみならず、女子もともにたゞざるべからず。否、第二國民をも共に加へざるべからず。この第二國民をして最利を得しむべく育つる責は、一に懸りて女子の双肩にあり。而してその責めを果すは同時に女子自らを發達せしむべき道なるべきを知らば、誰れか多事多端の國家をよそにいつまでか宿り木のはかなき安逸に眠らるべき。さめよ女子、起てよ我が友、今こそは百年の計畫をもて擔へる使命に赴かんとするの日なり。

時、恰も日本女子大學校卒業生の組織になる櫻楓會に於ては、夙に時勢に見る所あり、家庭に教育に社會に各々百年の計畫を定め、舉りて其の道に急ぎつゝあるを

見る。我等は私心を捨て、偏見を遠げ、主義を同じうする所に老幼を問はず、貴賤を問はず、學閥を問はず、只同じ赤心を連鎖に一團を結び櫻楓會と共に共に協力して、其の主義を貫かんとす。名づけて櫻楓會補助團と云ふ。願はくは我が有志婦人、廣くこの舉を賛して愛國の實を全ふせられんことを。

二、櫻楓會補助團發起人（イロハ順）

- |    |               |      |               |     |
|----|---------------|------|---------------|-----|
| 伯爵 | 星野 行 則氏夫人     | すま子  | 穂積 重 穎氏夫人     | 銀 子 |
| 伯爵 | 大隈 重 信氏夫人     | 綾 子  | 子爵 岡 部 長 職氏夫人 | 堪 子 |
|    | 大倉 孫兵衛氏夫人     | 夏 子  | 鶴 原 定 吉氏夫人    | 誠 子 |
|    | 長 井 長 義氏夫人    | テレサ子 | 村 井 保 固氏夫人    |     |
|    | 麻 生 正 藏氏夫人    | 岸代子  | 西園寺八郎氏夫人      | 新 子 |
|    | 男爵 三井八郎衛門氏夫人  | 苞 子  | 三井三郎助氏夫人      | 壽天子 |
|    | 男爵 澁 澤 榮 一氏夫人 | 兼 子  | 廣岡久右衛門氏夫人     | 夏 子 |
|    | 廣岡 淺 子        |      | 廣岡 惠 三氏夫人     | 龜 子 |
|    | 廣瀬 實 榮氏夫人     | 鐵 子  | 森村市左衛門氏夫人     | 菊 子 |
|    | 森村 鹿 枝子       |      | 住友吉左衛門氏夫人     | 滿壽子 |

侯爵  
令嗣

## 第三篇 將來の希望

### 第一章 希望の三方面

#### 第一節 追想と豫想

回顧すれば、設立者が熱誠なる確實と、高潔なる抱負とを懷いて、我校創立の事業に着手せし以來、正に十有七春秋、其間事志と齟齬し、難局に陥りしこと一再に止まらず、又直接我校を知らざる人々の誤解の爲、迷惑を蒙りしこと鮮少ならざりしにも拘らず、幸にも甚しき蹉跌もなく、校運漸次に發展し來り、今茲に朝野の貴顯紳士淑女を始め、本校に特別の關係ある方々及び本校教職員、卒業生並に生徒の父兄保證人を招待して、創立十年紀念會を開催せんとするに至りしは、全く外には、有力なる人々の深厚なる同情と、熱實なる助力とあり、内には、有爲なる教職員諸氏の親切なる協心同力と、卒業生及び生徒の赤誠燃ゆるが如き愛校の精神とあるに、職由せずんばあらず。然りと雖、我校の事業は尙創業時代に屬し、今や漸くその端緒を開きたるに過ぎず、前途遼遠、充實改善すべき方面、補足擴張すべき事項一にして足らざるなり。思ふに最初の七年間は、文字通りに創立時代にして、次ぎの十年間は、創

業の事務を客とし、校風の養成を主とし、之に精力を集注し、聊か堅實なる精神的基礎を築き得たりと信ず。されば、今後十年間には、此の校風の充實を謀ると共に、是非共創業の事務を完成し、我校の経済的基礎を安固に築き上げんことを切望して止まざるなり。而して此の第三期の十年間には、経済的方面と、精神的方面とが、兩々相併進して、茲に我校の主義理想は益々實現せらるゝに至らん。既に我校卒業生の子に於て、我附屬幼稚園に入園するものあり。想ふに二十年後の將來に於て、我校の孫とも稱すべき、第二代目の卒業生が續々輩出するの頃に至らば、多少國家社會の改善に貢獻し、以て聊か

皇運を扶翼し奉るの實を擧ぐるを得ん。然るに校風の充實は主として我等教育當事者の努力如何に依るも、経済的基礎の確立は、必らずや之を有力なる人士の廣濶海の如き同情に俟たざるべからず。

## 第二節 三方面の希望とその輕重

我校將來の計畫に就ては、種々の希望ありと雖、その最も重要なもの三種あり。第一は現在諸學部の内容及び設備の補充完成にして、第二は必要なる新學部、新事業の増設なり。而して第三を大學部の學科課程の上進とす。目下我校の前途に

は此等希望の三方面の横はるものあるも、吾人は決して事の本末輕重を顧みず、敢て野豬的に突進盲動するものに非らず。寸歩尺進、着實に歩を進め、遠く大成を他日に期せんとするなり。此等三方面中、最も重要なるは第一の方面にして、吾人は先づ此の方面の充實に、主力を傾注し、その完成を待つて、徐ろに、時勢の要求と、事の先後を考へ、第二第三の方面に移らんとするなり。

## 第二章 第一方面の希望

### 第一節 内容の充實

我校の内容なる生徒の性格、學力、技能の發展等に關する事項は、過去約十年間に於て、年々歳々、その必要に應じ、努めて充實し來りしも、尙改善すべき點少しとせず。抑も學校の價値は、必らずしも輪奐の美を極めたる校舎に存せず、又必らずしも教具の完備にも存せずして、實は學校出身者の性格、技量如何にあるはいふ迄もなき所なるが、我校は當初より此點に向つて主力を傾注したるは、既述の如し。將來に於ても、亦特に此方面に努力し、少くとも三十萬圓の基本金を備へ、以て畫龍點睛の功を奏せんことを期す。而して内容の充實を來さんが爲に努力せんとする方面



には、大學部專任教授の増聘、教授教師の待遇法、教授科目、教授時間の改良、其他生徒の自己教育の態度等種々ありと雖、一々茲に紹介せず。蓋し第一篇第二章及び第三章を繙讀せられなば、思半ばに過ぐる所あるべければなり。

## 第二節 設備の完成

我邦現存の諸學校諸學部の補充改善を來すに必要な第二の條件は、今一層設備を完成するに在り。大小輕重の差別なく、目下及び將來に於て、我校に必要な設備の主なるものを心に浮ぶが儘に左に紹介せん。

### 一 教育參考館

圖書館教育參考館及び實驗場は、近世教育の三大要具と稱せらるゝものにして、歐米諸國に於ては、莫大の資金を投じて、盛に之が設備の完成に力を盡しつゝあるなり。或は博物館を備ふあり。或は美術館を設くるあり。又は兩者を兼備するあり。然るに我日本國は唯僅に一博物館あるのみにして、美術館に至つては、未だ一もあるなし。かゝる時代に於て、一私立學校にして、博物館又は美術館を備へんとするが如きは、過分の希望たる譏を免れざるべし。されば此等の設備は暫らく遠き天の一方に望を囑することゝせん。然るに我校に於て目下最も必要なりと

認むるものは家政學部に關する教育參考館なりとす。歐米に於ても家政學部に關する參考品を蒐集せる學校なきにあらざれども、未だ家政の物質的方面と教育的方面に關するものを兼備したる所あるを見ず。我校に於てはかゝる一種特別の教育參考館を設置し、以て世界の率先者たらんことを希望して止まざるなり。

## 二 圖書館

今や兒童圖書館すら設置せらるゝ時代なり。我校の如き高等教育を授くる學校に於て、圖書の必要なる、亦言を要せざるなり。然るに幸にも數年前森村豐明會の好意により、圖書館を設立し、其後櫻楓會員が一大バザーを開設し、その利潤金五千圓を圖書購入費として寄附せられ、又或は學校の經費より或は個人の寄附により、年々圖書を購入せりとはいへど、圖書の數僅々壹萬餘冊に過ぎず。日々の小問題を研究するにも、尙その不足を感せざるを得ず。我校の自己教育主義の實現を完うせんには、是非共大に圖書の増加を計らざるべからず。

## 三 實驗場

圖書を繕讀し、模型實物を觀察するは、必要なりと雖、教育の効果を完うせんには、必らず實驗的研究に依らざるべからず。今や歐米諸國に於ては、大學は勿論中小

學校に至る迄、常に科學のみならず、其の他の學科も出來得る限り、實驗的に研究せしめて、生徒の問題解釋力、歸納的思考力の養成に力を注ぎ、幼稚園の兒童にさへ、自然研究の類を課しつゝあるに非らずや。元來歸納的思考力に富み、發見發明の才に長じたる彼れ歐米人にして、尙且つ斯の如く孜孜として、創始力の教育を怠らす。若しそれ模倣國民の渾名を與へられたる我國民にして、從來の演繹的思考を以て唯一の學問法と心得たる弊風を一洗して、實驗的研究を獎勵し、發明發見の頭腦を養成せずんば、何れの日か歐米人と比肩して、文明の競争場裡に馳驅するを得べきぞ。我校は大に茲に考ふる所あり、當初より實驗的教育に依つて、先づ女子の頭腦を改善し、然る後に之を家庭教育上に活用して、我國女子の頭腦開拓に資せんとせしも、未だ充分其志を遂げざるなり。然るに幸にも數年前大阪藤田傳三郎氏の好意に依り、家政學の基礎學たる化學の實驗場は既に完成せられたりと雖、尙物理學實驗場、生理學、生理衛生學の實驗場等の如き、今尙之を缺く。其他家事作法等の實驗場に對しても、有志の士の助力を待つもの少しとせざるなり。

#### 四體育館

女子の高等教育と、その身體の健康との關係は、女子教育上極めて重大なる問題

の一たり。我校は設立當初より、大に此點に注意し、二箇の體操室を設置し、大學部三箇年を通じて必修科目として、之を課したるのみならず、科外に於ても、各自の體格に適切なる體育を實行し、衛生を守るの興味及び習慣を養成するに努力し來り、多少見るべきの効果を收め得たりと信ずるも、體育館の設備未だ完全ならざるがため、遺憾の點少しとせず。若し幸に此の教育上の重大なる缺陷を補充し、我日本婦人の健康體格を改善するの基礎たるべき日本唯一の體育館を建設し得るに至らば、國家に裨益する所亦決して少からざるべし。

#### 五 音樂及び圖書教授の設備

我校に於ては、科外隨意科目として、琴、オルガン、ピアノ、ヴァイオリン、唱歌等の音樂教育を奨励し、多少の設備なきにしもあらざれど、未だ適當なる音樂特別教室の設備なく、樂器の質も不完全にして、量も亦不足なれば、其の進歩も亦遅々たるを免れざるなり。音樂の教授と同様に、圖書も亦趣味教育として、女子教育上缺ぐべからざる一要素たり。されども、我校に於ては、一箇の假設教室と僅少なる參考品あるのみにして、遺憾少しとせざるなり。

## 第三章 第二方面の希望

### 第一節 二種の新設事業

我校は既設學校及び學部の完成を謀らずして、漫りに新事業を擴張するが如き愚を演ずるものに非らず。唯餘力ある場合か、若くは既設事業に妨害なき場合に限り、時代の眞の要求に應じ、順次切要なる新事業を増設するの方針を執るものなり。想ふに新設すべき事業は、大要左の二種の範圍を出でざるべし。即ち第一は農藝學部、醫學部、體育學部、保育科、音樂部、美術部等の新學部、新學科の増設にして、第二は大學分校の創設なりとす。

### 第二節 新學部の増設

#### 第一項 農藝學部

我國は將來工業國たるべきや將た農業國たるや等の問題は別として、兎に角古來農藝を以て立國の基本となし、又將來永くその發達を謀るべきは、論なき所たり。又人文の發展と共に、民衆が都會生活を慕ふて、田園生活を厭ふの惡風を生じ來るは、近代の惡傾向の一なり。我國は宜しく豫じめ之に備ふる所なかるべからず。

然るにその方法は種々あるべきも、婦人をして田園生活の趣味を味はしめ、その感化を子女に及ぼさしむるが如きは、慥にその一良法たり。而して一般婦人に田園生活を樂ましましむるには、之が指導の位地に立つべき婦人ならざるべからず。是れ實に婦人に農藝教育を授くる必要なる所以の一なり。又我國の富力の薄弱なるは、一戸五人の家族を支持するに、英國民が一日金四圓拾壹錢の所得に依るに比して、我國民は僅々一日金六拾九錢の所得に依るの窮境に在るに徴しても明白なり。富力に於ては列國の下位に位するといはるゝ露國民の如きすら、一戸一日金九拾貳錢の所得あるといふに非ずや。されば國民の一半たる婦人も、亦我國富力の増進に微力をなさずして可ならんや。而して婦人が富力増進に關して努力すべき方面は一にして足らずと雖、農藝は慥に其一たるを失はざるべし。是れ婦人に農藝教育を與ふべき所以の第二の理由なりとす。

## 第二項 醫學部

醫師たるは、婦人に適せずとは、往々學者の唱道する所なるが、實際歐米はいふに及ばず、我國に於ても、年々女醫の増加しつゝあるは、事實なり。均しく醫師といふも、科によりては或は婦人に不適當なるものあるべきも、小兒科、婦人科の如きは、最

も婦人に適したるものなり。然るに明治四十八年以後に於ては、醫術開業試験は廢せらるゝが故に、若し女子醫學専門學校の創設せらるゝか、又は男子の醫學専門學校に於て、女子の入學を許可するに非らざれば、婦人は遂に醫師たるの希望を放棄せざるべからざるなり。宜なる哉、我校に醫學部新設を希望し、若くは勸告する學者教育家の少なからざるや。我校目下の資力にては、到底醫學部新設の如きは、その企及し得ざる所なり。然りと雖も、若し幸にして斯説を贊して資力を投ずる者あらば、我校は敢て之を拒ざるべきなり。

### 第三項 體育學科

苟くも我日本國民の體格體力を増進せしめんとするには、先づ婦人のそれより着手せざるべからず。而して婦人の體格を改善するには、我日本婦人に適切なる體育法を案出して、之を普及するに在り。然るに之を普及せしむるには、先づ婦人の體操教師を養成するの必要あり。是れ我校が當初よりの希望なりとす。若し教育學部の一科として、體育科を設置し、之に體育館を新設するを得ば、豈唯我國女子教育の利益たるのみならむや、實に又我一般國民の幸福なり。

### 第四項 保育科

維新以來我國の教育は長足の進歩を遂げ、その學理及び實際の研究も、亦大に見るべきものあるに似たりと雖、獨り保育事業を研究する者に至つては、寥々たりといふも敢て過言に非らざるべし。經驗ある保姆は或は之れあらん。學理實際を兼備して、我國の幼稚教育を指導し得る者は、果して幾人かある。是れ我國に優良なる保姆養成所なきが爲めならずや。我校が幼稚園を附設して之が研究に着手したる微意實に茲に存す。我校幼稚園の研究尙未だ足らずと雖、平生の教育主義の下に、保姆養成を試むるを得たらんには、必らずや多少我國幼稚園事業に益する所あるを疑はざるなり。

### 第三節 分校の創立

既に第一篇過去の閃光中に陳述したるが如く、我校創立の豫定地を大阪より東京に移したる時に當り、我校の關係者は、時機の到來を待つて、大阪に分校を創立するの誓約を公言したれば、吾人は早晚此の誓言を履行するの責務を負ふ者なりとす。然れども如何なる時機が果して分校設立に利なるかは、輕々確定し得べき問題にあらざるも、若し本校の事業に何等の障害を與へずして創設せらるゝの方法成立せば、是れ即ち時機到來の徵候と見て可なるべし。而して愈々大阪に分校を



設立せんか、必ずや關西地方に適切なる種類の學部學科を編成せざるべからず。吾人の考案に據れば、大學部としては、先づ農藝部、商業部、技藝部の如きものを設置し、之と同時に高等女學校を附屬するを以て、最も策の得たるものと信するなり。

日本女子大學校の過去現在及び將來 終

